

【評価の概要】

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人都市再生機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和元年度（第4期）
	中期目標期間	令和元年度～5年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	国土交通大臣		
法人所管部局	住宅局	担当課、責任者	総務課民間事業支援調整室 室長 高田 龍
	都市局		まちづくり推進課 課長 光安 達也
			市街地整備課 課長 菊池 雅彦
公園緑地・景観課 課長 五十嵐 康之			
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 榎本 通也

3. 評価の実施に関する事項
<p>評価の実効性を確保するため実施した手続き等は以下の通り。</p> <p>(1) 外部有識者意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の評価等に係る外部有識者として、下記5名に意見聴取を実施。（敬称略。五十音順。） <p>浅見泰司 東京大学大学院工学系研究科教授 井出多加子 成蹊大学経済学部教授 黒田克司 公認会計士 中井検裕 東京工業大学環境・社会理工学院教授 長沢美智子 弁護士</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見聴取の方法としては、以下の2種類を実施。 <p>①事前ヒアリング（令和2年5月21日(木)～5月25日(月)） 各外部有識者と国土交通省が共同して、個別に機構の自己評価（案）を中心に意見を聴取。</p> <p>②有識者会合（令和2年6月29日(月)） WEB会議にて外部有識者に参加いただき、主務大臣の評価（案）を中心に意見を聴取。なお、議事概要を国土交通省ホームページにて公表することにより透明性の確保を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記①、②における外部有識者からの主な意見については、本資料の【総合評定】【項目別評定調書】ページにて適宜記載している。 <p>(2) 理事長ヒアリング（令和2年6月29日(月)）</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記有識者会合の場において、機構理事長中島正弘氏より、機構の業務実績・自己評価等についてヒアリングを実施。 <p>(3) 監事意見聴取（令和2年5月29日(金)）</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構監事より、機構の業務実績・自己評価等について意見聴取を実施。

4. その他評価に関する重要事項
該当なし

【総合評定】

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
		B				
評定に至った理由	<p>「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成27年4月1日国土交通省決定)の規定に基づき、重要度の高い項目を考慮した項目別評定の算術平均(以下算定式の通り。)に最も近い評定が「B」評定であること、及び下記「法人全体の評価」を踏まえ、「B」評定とする。</p> <p>【項目別評定の算術平均】</p> $(A4点 \times 4項目 \times 2 + B3点 \times 7項目 + B3点 \times 2項目 \times 2) \div (12項目 + 7項目) = 3.42\dots$ <p>⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。</p> <p>※算定にあたっては評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い6項目(項目別評定総括表、項目別評定調書参照)については加重を2倍としている。</p>					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>項目別評定のとおりに、機構の業務運営については、評価項目全13項目のうち4項目について「中期計画における所期の目標を上回る成果が得られている」、9項目について「中期計画における所期の目標を達成している」と認められる。</p> <p>特に、災害からの復旧・復興支援、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、東日本大震災からの復興に係る業務の実施、財務体質の強化等の個別課題において優れた成果を上げており、法人全体としては、概ね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</p>
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評定に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	<p>結論として、機構の業務は法令等に従い適正に実施されているとの意見があった。個別には、以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害からの復旧・復興支援については、URのノウハウを生かして取り組んでおり、地方公共団体からも評価されている。 ・海外展開支援については、業界からの認知度も高く、適切に行われていると考える。 ・福祉拠点と団地再生については、組織も強化しており、軌道にも乗っている。地元の状況が様でない中、URも苦勞して目標を達成している。 ・財務体質の強化については、各事業部門でキャッシュフローの最大化に関する取組が有効に機能している。 ・不祥事の再発防止については、研修やトップメッセージの発信など、職員の意識向上に努めている。
その他特記事項	<p>外部有識者より、法人全体に対する評価として以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体として、当初の目標に対して着実に成果をあげていると認められる。

また当該年度は、今後のさらなる事業の進展につながる複数の活動に尽力されている。萌芽段階であるため、現時点で直接評価に影響するものではないが、それらが今後形となって評価されるようさらに実現に努力していただきたい。

また人事制度に関しては、新しい働き方を積極的に導入し、有効な組織として改革を進めている点は高く評価され、優れた人材が今後活躍されることを期待する。

- 計算上はBとならざるを得ないが、全般的には、URならではの経験とノウハウを活用し、困難で難易度の高い、災害復興も、東日本大震災からの復興も頑張っておられて素晴らしい成果となっている。また、評価としてはAには結びつかなかったが、賃貸住宅における民間事業者との連携なども行って様々な取り組みを通じて賃貸収入の向上維持も図ることを可能とし、市街化密集地域に対する支援も引き続き行っているなど様々な活動や取り組みは良い成果をもたらしており、これらの総合力があつてこそ、有利子負債の大幅な削減効果にも反映されたものと思うので、これらの取り組みを衰えさせることなく、引き続き頑張ってくださいと思う。

【項目別評価総括表様式】

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置							
1 政策的意義の高い都市再生等の推進	B	-	-	-	-	I-1	-
（1）都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進	<u>B</u> ○	-	-	-	-	I-1-1	-
（2）災害からの復旧・復興支援	A○	-	-	-	-	I-1-2	-
（3）都市開発の海外展開支援	<u>B</u>	-	-	-	-	I-1-3	-
2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現	B	-	-	-	-	I-2	-
（1）多様な世代が安心して住み続けられる環境整備	<u>A</u> ○	-	-	-	-	I-2-1	-
（2）持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進	<u>B</u> ○	-	-	-	-	I-2-2	-
（3）UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現	<u>B</u>	-	-	-	-	I-2-3	-
3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施	<u>A</u> ○	-	-	-	-	I-3	-
（1）福島県の原子力災害被災地域における復興支援							
（2）津波被災地域における復興市街地整備事業の推進							
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
1 効率的な運営が行われる組織体制の整備	B	-	-	-	-	II-1	-
（1）機動的・効率的な組織運営							
（2）管理会計の活用による経営管理の向上							
2 業務の電子化							
3 適切な事業リスクの管理等	B	-	-	-	-	II-2	-
（1）事業リスクの管理							
（2）事業評価の実施							
4 一般管理費、事業費の効率化							
5 入札及び契約の適正化の推進	B	-	-	-	-	II-3	-
III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画							
1 財務体質の強化	A○	-	-	-	-	III	-
2 予算							
3 収支計画							
4 資金計画							

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		
IV 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	IV	-
V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	-	-	-	-	V	-
VI 剰余金の使途	-	-	-	-	-	VI	-
VII その他業務運営に関する重要な事項							
1 施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	VII-1	-
2 中期目標の期間を超える債務負担							
3 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項（附則第12条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途							
4 内部統制の適切な運用	B	-	-	-	-	VII-2	-
5 業務運営の透明性の確保等							
（1）業務運営の透明性の確保							
（2）情報セキュリティの確保							
（3）個人情報の保護							
6 人事に関する計画	-	-	-	-	-	VII-3	-
（1）方針							
（2）人材育成							
（3）人件費管理の適正化							
（4）ダイバーシティの推進							
7 保有資産の適切な管理・運用	B	-	-	-	-	VII-3	-
8 環境及び都市景観への配慮							
（1）地球温暖化対策の推進							
（2）建設副産物のリサイクルの推進							
（3）環境物品等の調達							
（4）都市の自然環境の保全・創出							
（5）良好な都市景観の形成							
9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元	-	-	-	-	-	VII-3	-
（1）研究開発の実施							
（2）成果の社会還元							

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 「項目別調書 No.」欄には、令和元年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	1 政策的意義の高い都市再生等の推進		
業務に関連する政策・施策	<p>政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標 7：良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する</p> <p>政策目標 4：水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 11：住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>政策目標 7：都市再生・地域再生の推進</p> <p>施策目標 25：都市再生・地域再生を推進する</p> <p>政策目標 12：国際協力、連携等の推進</p> <p>施策目標 43：国際協力、連携等を推進する</p>	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条等
当該項目の重要度、困難度	<p>重要度：「高」</p> <p>< I-1-1 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進 ></p> <p>都市再生基本方針において、より快適に生活できる場の提供等により都市の魅力を高めるとともに、資本や人材等呼び込み、立地する産業の国際競争力を向上させる都市再生を的確に推進することにより、国民生活の向上や経済の活性化等を図り、併せて大規模災害に備え、都市の防災に関する機能を確保することが重要であるとされているため。</p> <p>< I-1-2 災害からの復旧・復興支援 ></p> <p>国土強靱化基本計画において、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であること、また、いかなる災害等が発生しようとも、迅速な復旧復興等を基本目標として、国土強靱化を推進することとされているため。</p> <p>難易度：「高」</p> <p>< 1-1-1 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進 ></p> <p>地域の住民、民間事業者、地方公共団体等の多様な関係者間の意見調整、複雑な権利関係の調整等を必要とするため難易度が高い。</p> <p>< I-1-3 都市開発の海外展開支援 ></p> <p>我が国事業者、関係府省、関係公的機関、外国政府等の多様な関係者間の意見調整等を必要とすることに加えて、海外における政治的要因、急激な為替変動や、景気悪化等による経済的要因等に由来する都市開発事業の遅延・延期・中止等が生じる可能性があるため難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	<p>事前分析表（令和元年度）1-⑦、1-⑪、1-⑳</p> <p>行政事業レビューシート番号 052、100、108、109、268、270、273</p>

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
					<p><評定と根拠> 評定：A</p> <p>各評価単位での評定を踏まえ、「1. 政策的意義の高い都市再生等の推進」としての評価をAとした。</p>	<p>「政策的意義の高い都市再生等の推進」 $\frac{(A \text{ 点} \times 1 \text{ 項目} \times 2) + (B \text{ 3 点} \times 1 \text{ 項目} \times 2) + (B \text{ 3 点} \times 1 \text{ 項目})}{(1 \text{ 項目} + 2 \text{ 項目} \times 2)} = 3.4 \text{ 点}$ ⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。 ※算定にあたっては評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p>
						<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進について 令和元年度における所期の目標を達成していること、大都市から地方都市まで都市政策上の課題がより複雑で多岐にわたる中で都市再生等の推進を着実に実施していること、事業パートナー、地方公共団体等からの評価により取組の効果が認められることを総合的に勘案し、「B」評定とした。 (2) 災害からの復旧・復興支援について 令和元年度における所期の目標を上回っていること、発災時の円滑な対応に向けた活動を着実に実施し、これまでの経験や活動を活かして災害発生時に優れた取組を実施していること、国、地方自治体等からの評価により取組の効果が認められることを総合的に勘案し、「A」評定とした。 (3) 都市開発の海外展開支援について 令和元年度における所期の目標を達成していること、海外の都市開発事業における日本企業の参入に向けた環境整備に向けて、機構の知見を活用しつつ、政府や関係機関とも連携しながら各国の多様なニーズに対応した支援を行っていること、相手国政府・機関等からの評価により取組の効果が認められることを総合的に勘案し、「B」評定とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p> <p><その他事項> 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・難しい課題について着実に成果をあげていると判断できる。特に災害からの復旧と復興支援に関する取り組みと成果は高く評価され、今後の複合災害においても活躍が期待される。新型コロナウイルス感染拡大とそれによる経済的打撃により、事業もより柔軟に進めたい。 ・災害からの復旧・復興支援は、URならではの事業であり高い評価を得ている。また、都市開発の海外展開支援については日本企業の参入に向けた環境整備に向けて、積極的な取り組みとその実績から高評価を与えるべきものと思料する。</p>

							<ul style="list-style-type: none">・都市再生の推進や海外展開も頑張っておられるので、全体としての印象は、Bというよりは、もう少しプラスだと思うが、上記計算上は、Bとせざるを得ない（「難」についての加点が現状ではないが、今後は検討してもよいのではないか）。
--	--	--	--	--	--	--	--

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-1	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進		
業務に関連する政策・施策	<p>政策目標 2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現</p> <p>施策目標 7：良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する</p> <p>政策目標 4：水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 11：住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>政策目標 7：都市再生・地域再生の推進</p> <p>施策目標 25：都市再生・地域再生を推進する</p>	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条第 1 項第 1 号から第 7 号まで及び第 9 号並びに附則第 12 条第 1 項第 6 号等
当該項目の重要度、難易度	<p>重要度：「高」</p> <p>都市再生基本方針において、より快適に生活できる場の提供等により都市の魅力を高めるとともに、資本や人材等呼び込み、立地する産業の国際競争力を向上させる都市再生を的確に推進することにより、国民生活の向上や経済の活性化等を図り、併せて大規模災害に備え、都市の防災に関する機能を確保することが重要であるとされているため。</p> <p>難易度：「高」</p> <p>地域の住民、民間事業者、地方公共団体等の多様な関係者間の意見調整、複雑な権利関係の調整等を必要とするため難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和元年度）1-⑦、1-⑪、1-⑳ 行政事業レビューシート番号 052、100、108、109、268、270、273

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
コーディネーター及び事業の実施地区数 (計画値)	330 地区	—	237 地区	—	—	—	—	予算額（百万円）	122,463	—	—	—	—
コーディネーター及び事業の実施地区数 (実績値)	—	—	259 地区	—	—	—	—	決算額（百万円）	112,424	—	—	—	—
達成率	—	—	109%	—	—	—	—	経常費用（百万円）	171,372	—	—	—	—
都市再生事業等に係る民間建設投資誘発効果	1.8 兆円	—	1.4 兆円	—	—	—	—	経常利益（百万円）	7,835	—	—	—	—

(計画値)														
都市再生事業等に係る 建設投資誘発効果 (実績値)	—	—	1.6兆円	—	—	—	—		行政コスト(百万円)	171,496	—	—	—	—
達成率	—	—	114%	—	—	—	—		従事人員数(人)	752	—	—	—	—
都市再生事業等に係る 経済波及効果 (計画値)	3.6兆円	—	2.8兆円	—	—	—	—							
都市再生事業等に係る 経済波及効果 (実績値)	—	—	3.1兆円	—	—	—	—							
達成率	—	—	111%	—	—	—	—							

注) 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)については、次のとおり記載。①予算額、決算額:セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益:セグメント別に記載。③従事人員数:年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 政策的意義の高い都市再生等の推進</p> <p>(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</p> <p>人口減少・少子高齢化、グローバルな都市間競争の激化、東京一極集中、都市のスポンジ化の進展、施設・インフラの老朽化、ICT等技術革新の進展、空き家・空き地の増加等の経済社会情勢が変化しており、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することが必要である。</p> <p>都市再生に当たっては、民間の資金やノウハウを最大限引き出し、それを都市に振り向け、新たな需要を喚起することが求められている一方で、多数の関係者間の意見調整等が難しいことや、権利関係が複雑で調整が難しいこと等の課題があり、地方公共団体や民間事業者のみでは都市再生を進めることに困難な状況が見られる。</p> <p>このため、機構は、こうした状況を踏まえ、都市再生を的確に推進するため、</p>	<p>Ⅰ 国民に対して提供するサービス</p> <p>その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 政策的意義の高い都市再生等の推進</p> <p>(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</p> <p>都市再生の推進に当たっては、都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくりが必要である。その際多数の関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得等に関する民間事業者の負担能力を超えたりリスク、多様なニーズに対応するまちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等が十分でないこと等が都市再生を推進する上での隘路となっている。</p> <p>このため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、機構の公共性、中立性、ノウ</p>	<p>Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 政策的意義の高い都市再生等の推進</p> <p>(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</p> <p>都市再生の推進に当たっては、都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくりが必要である。その際多数の関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得等に関する民間事業者の負担能力を超えたりリスク、多様なニーズに対応するまちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等が十分でないこと等が都市再生を推進する上での隘路となっている。</p> <p>このため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、機構の公共性、中立性、ノウ</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コーディネート及び事業の実施地区数 237 地区 ・ 将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果 1兆4,000億円規模 ・ 経済波及効果 2兆8,000億円規模 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） ・ 防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の公共性、中立性、ノウハウを生かした、コーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図ったか。 ・ 都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等 	<p><主な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コーディネート及び事業の実施地区数 259 地区 ・ 将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果 1兆6,000億円規模 ・ 経済波及効果 3兆1,000億円規模 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） ・ 防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） ・ 95 地方公共団体 ・ 33 地方公共団体 	<p><評定と根拠> I-1-(1)</p> <p>評定：B</p> <p><評価の概要></p> <p>令和元年度においては、我が国都市政策上の重要課題へ対応するため、公的機関ならではの機構の公平中立性、専門性、事業経験に基づくノウハウや人材面での強みを最大限発揮し、中期目標における重要度及び難易度「高」の当該目標について、計画値を上回る259地区でコーディネート及び事業を実施、民間建築投資誘発効果及び経済波及効果についても、各地区の着実な事業の推進により、計画値を上回る実績となった。</p> <p>また、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、国や地方公共団体等と緊密に連携することで関係構築を深め、全国の自治体に対応できるように体制等を整備・強化等し、各地方公共団体の進めるまちづくりに丁寧かつ的確に対応した。</p> <p>都市災害対策として防災性向上や減災対策等を図るため、密集市街地では地方公共団体等との適切な連携・役割分担のもと、整備改善・不燃化推進に大きく貢献し、また南海トラフ地震による津波被害を想定した事前防災まちづくりの支援を推進した。</p> <p>このように、昨今都市政策上の課題がより複雑で多岐にわたる中で、機構は各地区において、それぞれの地区の課題や背景に応じて、様々な立ち位置、役割でまちづくりを実施、支援しており、機構が関わることで、民間事業者だけでは成しえなかった大規模な整備や新たな価値の創出、中長期的な視点を持ったまちづくりを実現している。ま</p>	<p>評定：B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>年度計画等で定めた主な定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コーディネート及び事業の実施地区数について、機構の公平中立性、専門性、事業経験に基づくノウハウや人材面での強みを最大限発揮し、コーディネート及び事業を実施することにより、年度計画での目標「237地区」に対し、実績値「259地区(達成率109%)」であった。 ・ 都市再生事業等に係る民間建築投資誘発額について、年度計画での目標「1兆4,000億円規模」に対し、「1兆6,000億円規模(達成率114%)」であった。 ・ 経済波及効果について、年度計画での目標「2兆8,000億円規模」に対し、「3兆1,000億円規模(達成率111%)」であった。 <p>機構は、都市再生の推進に当たって、①都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生、②地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、③防災性向上による安全・安心なまちづくりを図るため、以下の取組を実施した。</p> <p>①都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大都市等においては、属性の異なる複数の関係者が存在し、エリア内に時間差のある開発が含まれるコーディネートの難しい事業においても、利害関係者や各事業の調整を円滑に進め、着実に事業を実施した。 <p>②地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方都市等においては、国や地方公共団体等と緊密に連携し、県との協定締結などの関係構築に努めた結果、95地方公共団体において支援を行い(人事交流による人的支援を含む)、前年度の約2.7倍の35地区で地方都市における新規のコーディネートを実施するに至った。コンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生を推進し、各地域の特性を踏まえた地域の活性化を図る取組を着実に実施した。 <p>③防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市災害対策として防災性向上や減災対策等を推進するため、33地方公共団体において安全・安心なまちづくりの支

<p>機構の公共性、中立性、ノウハウを活かしたコーディネートを実施するとともに、民間事業者、地方公共団体等とのパートナーシップの下、民間事業者との共同出資による開発型SPCの組成等多様な民間連携手法を活用し、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の先導的な役割を果たすこと。</p>	<p>ノウハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係者間の段階的な合意形成等のコーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図る。</p> <p>なお、事業等の実施に当たっては、環境負荷の低減や自然との共生、近未来技術の社会実装について十分配慮するとともに、地区の実情に応じた多様な事業等手法を活用する。また、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型SPCの活用等により民間事業者等との連携を図る。</p> <p>さらに、大規模開発や高度利用によらない個性や界限性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編によるまちづくり、エリアマネジメント等による持続可能なまちづくりを推進する。</p> <p>併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。</p>	<p>ノウハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係者間の段階的な合意形成等のコーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図る。</p> <p>なお、事業等の実施に当たっては、環境負荷の低減や自然との共生、近未来技術の社会実装について十分配慮するとともに、地区の実情に応じた多様な事業等手法を活用する。また、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型SPCの活用等により民間事業者等との連携を図る。</p> <p>さらに、大規模開発や高度利用によらない個性や界限性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編によるまちづくり、エリアマネジメント等による持続可能なまちづくりを推進する。</p> <p>併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。</p>	<p>においては、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、コーディネート及び都市再生事業を実施したか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進したか。 ・都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、都市の防災性の向上や減災対策を推進したか。 		<p>た、これまで築いてきた地方公共団体等との良好な関係や実績により、令和元年度は支援する地方公共団体が全国に広がり、大幅に増加しており、これらの活動や実績は評価できる。</p> <p><具体的な事例・評価は以下のとおり></p> <p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>「特定都市再生緊急整備地域」全13地域のうち、12地域で事業、コーディネートを実施するなど、国家的プロジェクトに積極的に関与し、未開のマーケット開拓による地域の新たな魅力創出や、公平中立性を活かし、輻輳する事業や属性の異なる権利者等の協議調整をまとめていくなど、民間事業者等との多様な連携の下、国際空港へのアクセス改善や新駅の開業、オリンピック・パラリンピック病院に選定されている国際的な医療拠点の建物更新といった都市の国際競争力基盤創出に大きく貢献した。</p> <p>「四谷駅前地区（東京都新宿区）」の市街地再開発事業においては、機構の豊富なノウハウや市場分析力を活かし、地域の業務床ポテンシャルを見出し、民間事業者が四谷地域になかった高機能・大型オフィスのマーケットを供給できる段階まで、機構がリスクを負いつつ事業組成を実施、高い需要が実証され、事業パートナーの民間事業者から高い評価を頂くとともに、国際的な企業も利用可能な高機能・大型のオフィス利用という四谷駅周辺の新たな魅力を創出し、賑わい交流の拠点を形成することができた。</p> <p>品川駅周辺においては、スピード重視の「品川駅北周辺地区（東京都港区）」と、長期に渡る「品川駅街区地区（東京</p>	<p>援を行い（人事交流による人的支援を含む）、東日本大震災における復興支援等から得た経験を活かした南海トラフ地震による津波被害を想定した事前防災まちづくり支援や、東京都23区だけでなく西日本や地方都市にもエリアを拡大した密集市街地改善支援などを推進した。</p> <p>また、こうした機構の取組に対して、地権者等への丁寧な対応や個々の意向を踏まえた計画策定・合意形成などの調整力、事業ノウハウ・公平中立性を活かした事業推進力等について、事業パートナー、地方公共団体等から評価を受けるなど、取組の効果が認められる。</p> <p>これらを踏まえ、令和元年度における所期の目標を達成していること、大都市から地方都市まで都市政策上の課題がより複雑で多岐にわたる中で都市再生等の推進を着実に実施していること、事業パートナー、地方公共団体等からの評価により取組の効果が認められることを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p> <p><その他事項></p> <p>評定について、外部有識者は「B」評定が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着実に成果をあげていると判断される。URのもつノウハウとネットワークを十分に生かして、さらに事業を推進していただきたい。 ・コーディネートはURならではのノウハウを活用する重要な事業であり、順調に推移しており、定量的な指標についても所期の目標を達成していること等を勘案した。 ・虎ノ門二丁目地区や品川駅周辺のコーディネート事業を始めとする大都市における国際競争力の推進、多数の地方公共団体の支援を通じての地方都市における地域経済の活性化とコンパクトシティの実現、さらに、密集市街地改善など様々な様相やニーズを見せる都市の課題に対し、その課題解決に資する都市再生の推進を着実に進めている。権利調整の合意形成が難しい密集市街地の支援などは、公平性・透明性を見せられるURならではのノウハウを発揮しており、その取り組みについては評価をしたい。 ・地方都市に対する支援で新規35件、合計95件は高く評価でき
--	---	---	--	--	---	--

<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>グローバルな都市間競争が激化するなか、資金、人材、技術等が集積し、我が国の経済活動等の中核としての役割を果たす大都市等においては、我が国経済を牽引することが期待される産業を育成し、また、グローバルな業務を展開する企業の拠点等の立地を促進するため、都市の国際競争力の強化及び都市の魅力を高める都市再生を進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、大都市等において、都市の国際競争力の強化に必要な経済基盤の確立等に必要不可欠な国家的プロジェクトや都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、これらの実現に向けたコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>国際的な都市間競争の激化に対応し、都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策など、今後の我が国の経済基盤等の確立に必要な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。</p> <p>また、都市再生事業の実施に当たっては、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の各種制度を活用して進める。</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>国際的な都市間競争の激化に対応し、都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策など、今後の我が国の経済基盤等の確立に必要な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。</p> <p>また、都市再生事業の実施に当たっては、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の各種制度を活用して進める。</p>		<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>民間事業者等多様な主体との連携の下、各種制度を活用した事業を実施した。また、国家的プロジェクトや拠点駅周辺等において、長期的な視点を持って、コーディネート及び事業を実施した。</p> <p>具体の事例は以下のとおり</p> <p>「四谷駅前地区（東京都新宿区）」の市街地再開発事業においては、多数の商店街権利者を含めた官民の多様な権利者との合意形成、計画調整を行い、土地利用の高度化や周辺の豊かなみどりや水を活かした公共空間形成、防災性の高い広場の創出を実現し、令和2年1月施設建築物「CO・MO・RE YOTSUYA（コモレ四谷）」の竣工に至った。計画初期段階から民間事業者が特定事業参加者として事業参画する事業パートナー制度を活用し、機構の事業推進力と民間事業者の大規模不動産開発・管理運営ノウハウを総合することで、両者の強みを活かして、魅力的な業務床の供給や、防災上不可欠な大規模緑地の創出と事</p>	<p>都港区）」に分け、時間差で2つの区画整理を施行することで、鉄道機能を維持しながらの土地の入替えを可能とし、令和2年3月高輪ゲートウェイ駅開業を迎え、「品川駅北周辺地区」の地権者である鉄道事業者からは、事業による有効な跡地活用やスケジュールを遵守する調整力・事業推進力について評価を頂いた。これらの事業による品川駅の再編により、国際空港への鉄道アクセス改善とオリンピック開催前の新駅開業の実現を下支えし、「国際交流拠点・品川」の形成に寄与している。</p> <p>「虎ノ門二丁目地区（東京都港区）」の市街地再開発事業においては、国（虎の門病院）国（印刷局）間の調整役を担い、虎の門病院を含む街区を一体的段階的に整備することにより、病院機能を停止することなく施設の更新を図った。また、関係者が多数存在する米大使館前交差点における大規模な交通ネットワークの改善を行い、国際競争力に資する都市機能の強化を推進した。</p> <p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>国や地方公共団体等と緊密に連携することで関係構築を深め、全国の自治体に対応できるよう体制等を整備・強化等したことにより、機構の認知度が徐々に浸透、地方公共団体からの相談が着実に増えた。また、それら多種多様な相談・課題に対し、地域の特性や資源を活かすことを念頭に置き、広域的な視点をもって、各地方公共団体の進めるまちづくりに丁寧かつ的確に対応した結果、95の地方公共団体の支援を実施するに至った。</p> <p>長岡市では、過年度からの人的支援（職員派遣）により、市の中心市街地に係る施策の実現に向けた支援を継続し</p>	<p>る。一層の支援の拡大を期待したいが、その際、UDC信州のような県との連携はとりわけ効果が高いと思われるので、こうした試みの水平展開をお願いしたい。また防災性向上による安全・安心なまちづくりについては、近年水災害が頻発していることから、地震・津波防災に加えてまちづくりとの連携による水災害リスクの低減についてもURの役割は小さくないと思われるので、取り組みを始められることを期待する。</p>
---	---	---	--	---	---	--

				<p>業性の両立を実現することができ、国公有地を活用した新たな地域拠点の形成に寄与した。</p> <p>品川駅周辺においては、様々な事業が並行して進んでおり、複数の鉄道事業者、多数の権利者等属性の異なる関係者が存在する中、2020年オリンピック開催前の高輪ゲートウェイ駅暫定開業や2027年リニア中央新幹線開業等に向けた長期的な視点を持ったまちづくりが求められていた。機構は事業の計画立案とともに複数の事業との協議調整を含め、品川全体のまちづくりのコーディネーター役を担い、現在は、「品川駅北周辺地区（東京都港区）」と「品川駅街区地区（東京都港区）」の2地区で土地区画整理事業を施行し、広域的な交通結節点の形成等により空港アクセス改善と国際交流拠点形成の土台づくりを行っている。</p> <p>「品川駅北周辺地区（東京都港区）」においては、令和2年3月の高輪ゲートウェイ駅開業のスケジュールに合わせた都市計画道路等の整備を行い、品川駅、高輪ゲートウェイ駅周辺の基盤整備を推進している。また、「品川駅街区地区</p>	<p>て実施しており、機構が有する複数の支援メニュー（コーディネート、土地有効利用事業、市街地再開発事業）を活用し、長岡市のまちなか再生施策に寄与している。「長岡市大手通坂之上町地区（新潟県長岡市）」においては、事業を推進するに当たり、施行区域内のA-1街区において、特定事業参加者制度（平成30年度公募済）及び特定建築者制度（令和元年度公募を実施）を導入し、民間事業者のノウハウを活かした計画と整備を行っており、市や多様な権利者等と連携、協働して、長岡市が目指すコンパクトシティの実現を支援している。市長からは、「URの協力の下で着実に関係者協議が進み、令和元年度に権利変換計画認可を迎えることができた。」とのコメントを頂いた。</p> <p>長野県においては、令和元年度、県内7都市から要請を受け、機構のもつノウハウや事業者等とのネットワークを生かしながら、中心市街地の再生・魅力向上に向けた計画策定の支援や地域の顔となる駅前広場の整備・利活用に向けた検討支援等を行うことを通じ、県の進める「未来に続く魅力あるまちづくり」に向け、着実に寄与した。</p> <p>こうした地方公共団体との良好な関係を築くことにより、地方都市等における支援地方公共団体数の大幅な増加につながった。</p> <p>「地方再生コンパクトシティ」のモデル都市に係る2年目の施策については、国の政策実施機関として、国、地方公共団体等との連携・調整を図りながら、目に見える形での都市再生の実現及び全国への横展開に寄与するような施策を進め、都市のコンパクト化と地域の稼ぐ力の向上を目的に、コーディネーターを実施した。</p> <p>「福山駅前地区（広島県福山市）」に</p>	
--	--	--	--	---	---	--

<p>(東京都港区)」においては、強みである公平中立性を活かし、区画整理事業施行者として、利害関係のある鉄道事業者2社間の調整を円滑に進め、平成31年4月土地区画整理事業の事業認可を得て、京浜急行品川駅の地平化による交通結節機能の強化と併せて、歩行者ネットワークの強化に向けた自由通路の整備等を推進している。</p> <p>「環状2号線新橋～虎ノ門周辺地区(東京都港区)」においては、虎ノ門ヒルズ駅開業を踏まえ、駅と周辺市街地、まちとまちをつなぐ重層的な歩行者ネットワークの整備や周辺市街地における民間と連携した再開発の事業化に係るコーディネートを実施した。「虎ノ門二丁目地区(東京都港区)」の市街地再開発事業においては、国(虎の門病院)国(印刷局)間の調整役を担い、虎の門病院を含む街区を一体的段階的に整備することにより、病院機能を停止することなく施設の更新を図り、令和元年4月病院棟の竣工に至った。また、街区内の段階的施行に伴い各工事個所と併せて様々な交通ネットワ</p>	<p>においては、機構が土地を取得し、将来の開発に至るまで保有することで、民間事業者の初期投資や土地保有リスクを低減させることによりリノベーションを下支えし、こうした施策により新規に起業する者が増えることで、地域への投資が起こる環境整備を支援している。また、公共空間の利活用に係る社会実験実施の支援により、地域の関係者や起業した者がまちづくり活動へ参加する仕組みを構築し「居心地がよく歩きたくなるまちなか」づくりに向けた市民意識の醸成等を図り、こうした施策を実施した結果、福山駅前の地価公示価格が3%上昇しており、市が掲げた目標である「駅前エリア価値の向上」に寄与した。</p> <p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>都市災害対策として防災性向上や減災対策等を推進するため、密集市街地では、地方公共団体等との適切な連携・役割分担のもと、地区の特性によって異なる課題に寄り添い、多様な事業メニュー、支援により、整備改善・不燃化推進に大きく貢献した。</p> <p>また、東日本大震災における復興支援等から得た経験を踏まえ、南海トラフ地震による津波被害を想定した事前防災まちづくりの支援を推進した。これらの結果、33の地方公共団体の支援を実施するに至った。</p> <p>「弥生町三丁目周辺地区(東京都中野区)」においては、中野区と協働した重層的な施策により、区の進める防災まちづくりを総合的に支援し、密集市街地の早期改善に寄与、令和元年10月にまちびらき式の開催に至った。中野区からは、「不燃化特区の先行実施地区」として早期の対策が求められるなか、機</p>
--	---

<p>ークの改善を行っており、令和元年度は病院前広場及び歩道拡幅、緑道の一部を整備し、本事業で整備する病院及び国際的オフィスとともに国際競争力に資するビジネス環境の実現を推進した。</p> <p>6 駅 8 線の鉄道路線が結節し、都内最大級のバスターミナルを持つ全国有数の公共交通拠点である渋谷駅を中心とする「渋谷駅街区地区（東京都渋谷区）」においては、約 5.5ha の土地区画整理事業を施行しており、渋谷駅の機能更新と再編、駅ビルの再開発と一体的に都市基盤と街区の再編を行うことにより公共施設の整備改善と宅地の利用増進を進めている。令和元年 11 月駅施設・駅前広場と一体的な地下公共空間の創出を図る東口地下広場の供用が開始し、安全で快適な広場空間の形成と交通結節機能の強化に寄与した。</p> <p>「リニア名古屋市ターミナル駅周辺地区（愛知県名古屋市）」においては、国家的プロジェクトとして、国際レベルのターミナル駅を目指し、歩きやすく駅とまちがつながるような駅前広場と乗り換え空間の大</p>	<p>構との連携により、中野区に足りないもの、できないことを幅広く補完してもらい、短期間で成果を得ることができた」との声を頂いた。</p> <p>西日本においても、密集市街地の整備改善に向け、令和元年度より組織を再設置して、自治体との連携を強化しており、新たに 1 地区において事業に着手した。</p> <p>南海トラフ地震等に係る事前防災まちづくりの推進に向けては、和歌山県との関係構築を契機とし、東日本大震災における復興支援等から得た経験を踏まえ、県内の市町における事前防災まちづくりの推進に寄与した。</p> <p>これらを踏まえ、B評価とする。</p>	
---	--	--

				<p>規模な整備及び周辺街区を含めたまちづくりに係るコーディネートを実施した。</p> <p>「大阪駅周辺地区（大阪府大阪市）」においては、関西国際空港と直結する新線・新駅と併せて機構が整備中のうめきた地区の開発の波及による周辺エリアの価値向上を目指し、うめきた地区と周辺エリア間の歩行者ネットワーク構築やうめきた地区のインキュベーション機能を補完する環境整備等に係るコーディネートを実施した。</p> <p>「青山通り周辺地区（東京都港区）」においては、都営住宅の建替えにより創出される都有地を活用しながら、青山通り沿道と一体的なまちづくりを目指し、周辺地域とつながる最先端の文化・流行の発信拠点となる複合市街地整備に係るコーディネート実施した。</p>		
<p>②地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>周辺地域を含む地域全体の活力の源泉である地方都市等においては、地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地域経済の活性化及び</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を</p>		<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体とのパートナーシップの下、地方都市が抱える様々な課題の解決に向け、コーディネート及び事業による地方公共団体の支</p>		

<p>一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現を図る都市再生を進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、地方都市等における現状を踏まえ、取組を一層強化・推進することとし、地方公共団体等と連携しつつ、各地域の持つ資源や特性を踏まえ、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る政策立案・施策の具体化段階におけるまちづくりの構想や計画づくり、施策の具体化等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</p>	<p>適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。</p> <p>その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進し、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネートを実施するとともに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を実施する。</p> <p>また、事業等の実施に当たっては、国や地方公共団体の施策との連携、民間事業者等との連携等を図りながら、機構が有するノウハウ・人材・ネットワークを活用して進める。</p>	<p>適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。</p> <p>その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進し、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネートを実施するとともに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を実施する。</p> <p>また、事業等の実施に当たっては、国や地方公共団体の施策との連携、民間事業者等との連携等を図りながら、機構が有するノウハウ・人材・ネットワークを活用して進める。</p>		<p>援を積極的に推進した。</p> <p>具体の事例は以下のとおり。</p> <p>「長岡市大手通坂之上町地区（新潟県長岡市）」においては、閉店した百貨店跡地を機構が市に代わり機動的に取得し、保有することで、再開発事業が組成できるまでの期間を下支えし、地権者及び市の意向を踏まえた機構施行による市街地再開発事業を実施、令和2年1月に権利変換計画認可に至った。</p> <p>長野県では、平成30年5月に県と「まちづくり支援に係る包括連携に関する協定」を締結し、県と連携した県内市町のまちづくり支援や、地域のまちづくり人材育成の支援等を実施している。また、公・民・学連携によるまちづくり支援のプラットフォームであるアーバンデザインセンター（UDC）の立ち上げを支援、令和元年度から機構職員1名を長野県に派遣（UDC信州担当）し、本施策を全面的にバックアップしている。令和元年8月には、全国初の広域型UDCとなる「信州地域デザインセンター（UDC信州）」が設立され、機構もこれに構成団体と</p>				
--	---	---	--	---	--	--	--	--

				<p>して参画。他の構成団体とともに、県内市町のまちづくり支援等を実施している。</p> <p>県との連携に関しては、平成31年2月に宮崎県との間で「まちづくりに関する連携協定」を締結し、同年4月より機構職員1名を派遣し、県内市町の都市計画（立地適正化計画策定等）、まちづくり支援等を実施している。</p> <p>国土交通省及び内閣府と連携して実施している「地方再生コンパクトシティ」のモデル都市（32都市）のうち、特に機構によるコーディネート希望した13都市について、都市機能の集約化と官民連携によるまちづくりに向けたコーディネートを進めた。モデル都市のひとつである広島県福山市の「福山駅前地区」においては、市が定める「福山駅前再生ビジョン」（平成30年3月）の実現に向け、官民が連携して進めるリノベーションまちづくりを支援。その一環として、機構が底地を取得し、民間事業者が建物取得・リノベーションする際の初期投資・保有リスクを抑えることにより、民間事業者による事業環境の整備を実施（令</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>和元年 12 月に民間事業者による宿泊施設オープン)。また、平成 30 年度に引き続き令和元年度においても、「居心地がよく歩きたくなるまちなか」づくりに向けた、公共空間の利活用に係る社会実験を実施している。</p> <p>「広島都心部地区（広島県広島市）」は、都市再生緊急整備地域に存し、県・市の掲げる「ひろしま都心活性化プラン」（平成 29 年 3 月）の実現に向け、都心にふさわしい広島市の顔となるような空間づくりを目指し、「広島基町相生通地区」の市街地再開発事業のコーディネーターとして、地権者の要請に基づき、令和元年 12 月「事業化検討パートナー」の公募を実施した。民間事業者のアイデアやノウハウを活用、反映することで、広島都心にふさわしい、広島顔となるような空間づくり等を進めることに貢献すべく実施している。</p>	
<p>③防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>自然災害の頻発化・甚大化、密集市街地の存在、南海トラフ地震、首都直下地震等の発生の危険性の高まり等災害に係る課題が存在しており、大規模な自</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、</p>		<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>安全・安心なまちづくりを推進するため、地方公共団体等との適切な役割分担の下、密集市街地の整備改善や事前防災まちづくりを積極的</p>	

<p>然災害等が発生した場合における都市の人的被害・経済的被害の最小化や都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、必要な措置があらかじめ講じられた防災性向上による安全・安心なまちづくりを進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、都市災害に対する脆弱性の克服のため、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域において、地方公共団体等と連携し、都市の防災性の向上と減災対策を推進するとともに、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績を活かし、南海トラフ地震対策等の事前防災に向けた取組を推進すること。</p>	<p>密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。</p> <p>密集市街地の整備改善に当たっては、協議会や計画策定への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、生活支援機能の導入等の住環境の向上も含めた総合的な取組を推進する。</p> <p>また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を踏まえた計画策定や避難施設の配置などに係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。</p>	<p>密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。</p> <p>密集市街地の整備改善に当たっては、協議会や計画策定への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、生活支援機能の導入等の住環境の向上も含めた総合的な取組を推進する。</p> <p>また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を踏まえた計画策定や避難施設の配置などに係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。</p>	<p>に推進した。</p> <p>東京都 23 区を中心に、多数の自治体の要請を受け、機構が有する様々な事業メニューを活用した密集市街地改善を推進しており、令和元年度は新たに東京都で 6 地区、兵庫県で 1 地区、合わせて 7 地区において事業に着手した。</p> <p>具体の事例は以下のとおり。</p> <p>「弥生町三丁目周辺地区（東京都中野区）」においては、中野区と協働し、防災性の向上と居住環境の改善に向けて多様な施策による防災まちづくりを推進、地区全体の密集市街地改善に波及する要の事業を実施している。また、早期整備が必要な避難道路 3 路線のうち、個人権利者が多い避難道路 1 号線の用地買収に係る権利者調整を区から受託し、合意形成を促進、令和元年度においては 77% まで買収が進捗した。これまで中野区が地区内の都営川島町アパート跡地において進めてきた道路、公園の整備と、機構が進めてきた土地区画整理事業の完了及び従前居住者用賃貸住宅（コンフォール中野新橋）の完成という大きな節目を迎え、令和元年</p>					
--	---	---	--	--	--	--	--	--

	<p>築投資を誘発し、3兆6,000億円規模の経済波及効果を見込む。</p>	<p>投資を誘発し、2兆8,000億円規模の経済波及効果を見込む。</p>		<p>10月「弥生町三丁目地区まちびらき式」の開催に至った。</p> <p>荒川区では、機構が密集市街地整備の支援を行う「荒川二・四・七丁目地区」の密集改善が順調に進み、進捗が遅れている「町屋二・三・四丁目地区」においても、区から機構による支援の要請を受けて、事業に着手。区との役割分担の下、新たに補助193号線の用地買収に係る権利者調整業務の受託と木密エリア不燃化促進事業を開始した。</p> <p>西日本においても、密集市街地の整備改善に向け、令和元年度より組織を再設置して、自治体との連携を強化しており、新たに「兵庫北部地区（兵庫県神戸市）」において事業に着手した。</p> <p>「篠籠田防災公園（千葉県柏市）」においては、地震火災時における安全を確保する広域避難場所の拡充を図るため、大堀川防災レクリエーション公園の隣接地に防災公園を整備し、令和2年3月に竣工。これにより、地震などに伴う大規模災害時に、大堀川防災レクリエーション公園と連携して一体的に機能する避難場所として必要な施設整備が完</p>		
--	--	---------------------------------------	--	---	--	--

				<p>成し、令和2年4月1日に柏市より供用開始の公告がなされた。</p> <p>南海トラフ地震等に係る事前防災まちづくりの推進に向け、和歌山県が公表した「復興計画事前策定の手引き」（平成30年2月）策定に係る支援を通じた県との関係を背景に、美浜町における「復興に関する事前準備計画」策定に関する防災会議専門委員会の委員として参画するなどし、県内市町への個別支援を強化した。</p> <p>鳥取県米子市において、令和元年12月に「米子市まちづくりの推進に関する基本協定」を締結。中心市街地の活性化基本計画の推進やJR米子駅周辺のまちづくりについて連携して実施することにあわせて、「災害に強い安全・安心なまちづくり」や「災害時の対応に係る平時における取組」に対する、機構のノウハウの提供や技術的助言等を行い、支援を開始。地方都市再生のコーディネートにあわせて、「災害時の対応に係る平時の取組」についての支援を約定することは全国で初めての事例であり、これにより、機構職員による災害対応に関する勉強会の</p>		
--	--	--	--	---	--	--

				開催等を通じ、市の安全・安心まちづくりの推進に寄与すべく尽力している。		
--	--	--	--	-------------------------------------	--	--

4. その他参考情報
無し

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-2	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (2) 災害からの復旧・復興支援		
業務に関連する政策・施策	政策目標 7:都市再生・地域再生の推進 施策目標 25:都市再生・地域再生を推進する	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	都市再生機構法第11条第1項第6号等
当該項目の重要度、難易度	重要度:「高」 国土強靱化基本計画において、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であること、また、いかなる災害等が発生しようとも、迅速な復旧復興等を基本目標として、国土強靱化を推進することとされているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表(令和元年度)1-② 行政事業レビューシート番号 268

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
機構の働きかけによる 啓発活動の実施回数 (計画値)	50回	-	10回	-	-	-	-	予算額(百万円)	122,463	-	-	-	-
機構の働きかけによる 啓発活動の実施回数 (実績値)	-	-	27回	-	-	-	-	決算額(百万円)	112,424	-	-	-	-
達成率	-	-	270%	-	-	-	-	経常費用(百万円)	171,372	-	-	-	-
復旧・復興に資する機構 との関係構築を行った 地方公共団体の数 (計画値)	50団体	-	10団体	-	-	-	-	経常利益(百万円)	7,835	-	-	-	-
復旧・復興に資する機構 との関係構築を行った 地方公共団体の数 (実績値)	-	-	18団体	-	-	-	-	行政コスト(百万円)	171,49	-	-	-	-
達成率	-	-	180%	-	-	-	-	従事人員数(人)	752	-	-	-	-

注) 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)については、次のとおり記載。①予算額、決算額:セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益:セグメント別に記載。③従事人員数:年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(2) 災害からの復旧・復興支援</p> <p>南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、大規模な自然災害等が発生した場合における被災地域の復旧・復興を円滑に実施することが必要である。</p> <p>このため、機構は、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績や保有する専門性、ノウハウを活かし、次の取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合において、復旧・復興を促進するため、国等からの要請・依頼に応じ、発災後の初動対応、復興に係るコーディネート等に積極的に取り組むこと。 ・災害発生時の迅速な対応が可能となるよう、人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を行うとともに、復旧・復興支援に取り組むことができる機構の組織体制を構築すること。 ・地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、事前防災、復旧支援及び復興支援に係る研修や啓発活動、復旧・ 	<p>(2) 災害からの復旧・復興支援</p> <p>南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、国、関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行う。</p> <p>① 災害からの復旧支援 災害が発生した際には、窓口を通じた情報収集や支援準備等初動対応を図る。また、国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設支援要員の派遣等の支援を迅速に行うとともに、応急借上げ住宅としてのUR賃貸住宅（機構が供給し、管理する賃貸住宅をいう。以下同じ。）の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供等を行う。</p>	<p>(2) 災害からの復旧・復興支援</p> <p>南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、国、関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行う。</p> <p>① 災害からの復旧支援 災害が発生した際には、窓口を通じた情報収集や支援準備等初動対応を図る。また、国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設支援要員の派遣等の支援を迅速に行うとともに、応急借上げ住宅としてのUR賃貸住宅（機構が供給し、管理する賃貸住宅をいう。以下同じ。）の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供等を行う。</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 10回 ・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体の数 10団体 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地方公共団体への被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、応急仮設住宅建設支援要員その他職員派遣数 ・被災地方公共団体との間で締結した発災後支援に係る協定等の件数 ・災害発生に伴い被災地方公共団体から要請を受けた災害復興等のコーディネート及び事業（災害発生に伴い被災地方公共団体からの要請に基づく市街地整備、災害公営住宅の建設等）の実施地区数等 ・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数 <p><評価の視点></p>	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 27回 ・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体等の数 18団体 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地方公共団体への支援職員の派遣数のべ116人・日 ・被災地方公共団体との間で締結した発災後支援に係る協定等の件数 1件 ・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数 4回 <p>① 災害からの復旧支援 災害からの復旧・復興支援における機構の果たすべき役割及びその重要性が第4期中期目標において示されたことを踏まえ、これを機構の業務の柱と位置付け、以下のとおり実施した。</p> <p>令和元年度においては台風等の大規模災害が発生しており、機構では最も被害が広範囲かつ甚大であった令和元</p>	<p><評定と根拠> I-1-(2)</p> <p>評定：A (評価の概要)</p> <p>新たに内閣総理大臣より災害対策基本法における指定公共機関への指定を受けたことをはじめとして、体制の整備・強化を着実に進め、国、関係機関との連携の強化を図った結果、18の地方公共団体と関係構築（計画値対比180%）を達成し、従来以上に地域に寄り添った災害対応支援が可能となったことに加え、民間事業者等との連携も実施し、多様な主体の災害対応力が向上した。</p> <p>また、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を27回実施（計画値対比270%）し、国と連携して236の地方公共団体の災害対応力の向上に寄与するとともに、防災教育の普及にも寄与した。</p> <p>令和元年度の災害では令和元年東日本台風を中心に対応し、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行った。</p> <p>これらの活動や実績は評価できる。</p> <p>(具体的な評価は以下の通り)</p> <p>① 災害からの復旧支援 令和元年東日本台風においては、関係構築を行った地方整備局へプッシュ型でリエゾンを派遣する等、積極的な情報収集ならびに支援の準備を行った。</p> <p>具体的発災直後の支援としては、機構としては初の試みとなる罹災証明書発行に係る住家の被害認定支援について、今般の支援が評価され、政府の「令和元年台風第15号・19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」の検証レポ</p>	<p>評定：A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>年度計画等で定めた主な定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数について、関係行政機関との連携を図り、事前防災、復旧及び復興に関する啓発活動を推進したこと等により、年度計画での目標「10回」に対し、実績値「27回（達成率270%）」であった。 ・復旧・復興に資する機構との関係構築（関係部局間における連絡体制の構築等）を行った地方公共団体等の数について、継続的に地方公共団体等との関係づくりを実施したこと等により、年度計画での目標「10団体」に対し、実績値「18団体（達成率180%）」であった。 <p>機構は、災害からの復旧・復興支援の推進に当たって、①災害からの復旧支援、②災害からの復興支援、③発災時の円滑な対応に向けた活動として、以下の取組を実施した。</p> <p>①災害からの復旧支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年東日本台風において、情報収集のためのリエゾン派遣、罹災証明書発行に係る住家の被害認定支援のための職員派遣等を実施（のべ116人・日の職員派遣）するとともに、被災者向けにUR賃貸住宅（計220戸）を半年間無償提供した。 ・令和元年東日本台風により大きな被害を受けた長野県下において、多種多様な復旧工事における発注者間の調整や工程調整を円滑に行うため、「長野県佐久地域の災害復旧・復興まちづくり支援に係る協定」を長野県、佐久市等と締結した。 <p>②災害からの復興支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年熊本地震により被災した4市町における災害公営住宅の整備を行うとともに、土地区画整理事業の推進に向けた人的支援を継続した。 ・平成28年台風第10号により被災した岩手県岩泉町における人的支援を継続した。 ・平成28年12月の糸魚川市駅北大火により被災した新潟県糸魚川市における復興まちづくりのための人的支援を継続した。

<p>復興に資する機構と地方公共団体等との関係構築を行うこと。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を生かした積極的な支援を行ったか。 ・国・関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対して事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行ったか。 ・これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築したか。 	<p>年東日本台風を中心に災害対応支援を実施した。</p> <p>発災直後、被害状況や支援ニーズについて、従来からの内閣府や国土交通省本省からの情報収集に加え、特に被害の甚大であった東北及び関東の国土交通省地方整備局にリエゾンを派遣、また岩手・宮城・福島県へも各復興支援本部を通じた情報収集を実施した。</p> <p>具体の被災地支援としては、被災者向けに半年間無償で使用可能なUR賃貸住宅を計220戸用意するとともに、機構としては初の試みとなる罹災証明書発行に係る住家の被害認定支援職員を長野市へ2名体制で、国土交通省住宅局リエゾンとして長野県へ2名体制で、のべ59人・日の職員を派遣した。</p> <p>また長野県下、特に佐久地域においては、国や県、市等の多様な主体が発注する道路、河川、橋梁、上下水道、農林道と多種にわたる復旧工事が600箇所を超え、これらの工事の迅速かつ円滑な実施を図るため、令和元年12月より先遣職員を現地へ派遣し情報収集を実施。その後、機</p>	<p>構において、技術職員や災害対応をマネジメントする知見を有した職員が不足する場合の備えとして、今後機構の支援体制を構築するよう提言がなされた。</p> <p>これを踏まえ機構は、内閣府と連携した被害認定支援の体制の確保に着手した。</p> <p>長野県等と協力した、長野県佐久地域における災害復旧工事マネジメントは、機構の東日本大震災をはじめとした復旧・復興支援の経験を活かした支援であるが、前述の検証レポートにおいて、地方公共団体の技術職員が減少し、災害対応経験が限定的であるなか、円滑かつ迅速な工事実施に必要な、多種多様な復旧工事における工程調整等の有効な手法として提言されている。</p> <p>また、この災害復旧工事マネジメントの実施により、機構の強みであるマネジメント力を活かした地方公共団体支援メニューの増加につながっている。</p> <p>② 災害からの復興支援</p> <p>過年度より実施している熊本県、岩手県岩泉町、新潟県糸魚川市における復興支援を継続し、被災地の復旧・復興支援に貢献した。</p> <p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>【支援体制の整備・強化】</p> <p>災害対応支援の体制整備に係る最たる実績としては、内閣総理大臣より災害対策基本法における指定公共機関への指定を受けたことであり、これにより機構の災害対応支援について法的に明確な立場を築き、平時の関係構築や発災時の支援をより円滑に進めることができた。</p> <p>【国や地方公共団体等との関係構築】</p> <p>全国の国土交通省地方整備局等において、発災前後の密な情報共有や発災直</p>	<p>③発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成・ノウハウ継承として、機構職員に対する訓練・研修等を4回実施した。 <p>また、国、地方公共団体等から機構のこうした取組に対する評価を受けるとともに、災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定されるなど、災害からの復旧・復興支援に係る取組の効果が認められる。</p> <p>これらを踏まえ、令和元年度における所期の目標を上回っていること、発災時の円滑な対応に向けた活動を着実に実施し、これまでの経験や活動を活かして災害発生時に優れた取組を実施していること、国、地方自治体等からの評価により取組の効果が認められることを総合的に勘案し、「A」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当なし</p> <p><その他事項></p> <p>評定について、外部有識者は「A」評定が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災での経験を活かし、大規模災害において地域ごとに異なるニーズにきめ細かい活動をされたことは、高く評価できる。今後は複合災害も多くなると思われ、人材育成とノウハウの蓄積に尽力されたい。 ・災害からの復旧・復興支援は住まいの自衛隊とも言うべきURの知見と技術を活用すべきところであり、実績等において優れた結果を実現した。 ・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数が年度計画を大幅に上回っていること、地方自治体、民間事業者等多様な主体との関係構築を深め災害対応支援を行ったこと、さらに災害対応支援要員の登録制度を構築したり、職員に対し人材育成のための訓練や研修なども行っていることは評価に値する。災害からの復旧・復興支援において、URは素晴らしい成果を上げてきており、とりわけ、近年我が国は大災害が頻発し、それも広範囲にわたるものが多くみられるように思われる。被災地における居住者においては、素早い復旧・復興が何よりの安心を与えることとなるので、URが長年にわたって培ったノウハウを生かして、災害時における復旧・復興というこの分野において力を発揮してくれることを期待する。 ・災害からの復旧・復興支援においてURに期待するところは
-------------------------------------	--	--	---	---	--	---

				<p>構の東日本大震災からの復興支援におけるコンストラクション・マネジメントの経験を基に、長野県、佐久市等と「長野県佐久地域における災害復旧・復興まちづくり支援に関する協定」を締結し、発注者間や多種多様な復旧工事間の横断的な調整（以下「災害復旧工事マネジメント」という。）を機構にて実施・支援することとしている。なお、本活動やコンストラクション・マネジメントの有効性については、土木学会契約約款企画書委員会の「復旧事業におけるCM活用例発表会」において、令和2年度に都道府県・市町村等へ共有を予定している。</p>	<p>後における機構からのリエゾン派遣、令和元年東日本台風における対応状況の共有等を通じ、継続的に関係づくりを実施したことにより、地域ごとの防災協議会への参画や災害対応における機構の役割の確認といった関係構築に結び付いた。</p> <p>これにより、従来は大規模災害時の支援が中心であったが、広域的な支援要請に至らない小規模の災害においても、地域ごとの支援ニーズの吸い上げや発災時の対応ができる体制が整備された。</p> <p>これらの関係構築について、災害対応の連携に関する覚書を締結した近畿地方整備局からは、「従来以上に幅広い被災地の需要に応え得る体制の構築は、地方整備局としても有益」と期待されている。</p> <p>【復旧・復興に資する啓発活動】</p> <p>新たに国土交通省総合政策局等とも連携し、地方公共団体職員向け出前講座を実施し、236の地方公共団体において災害対応力の向上を図った。</p>	<p>きい。災害の頻発化、態様の多様化の下で、UR内での技術の継承が重要なことは言うまでもないが、単にテクニカルな意味での技術に留まらず、被災自治体の行政・住民とのコミュニケーションの取り方など、マインドセットも含めてのノウハウの継承をお願いしたい。</p>
	<p>② 災害からの復興支援 これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、復興に係るコーディネータ等積極的な支援を行う。</p> <p>また、平成28年熊本地震にかかる災害公営住宅の建設等については、被災市町の意向を踏まえ、迅速かつ適切に実施する。</p>	<p>② 災害からの復興支援 これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、復興に係るコーディネータ等積極的な支援を行う。</p> <p>また、平成28年熊本地震にかかる災害公営住宅の建設等については、被災市町の意向を踏まえ、迅速かつ適切に実施する。</p>		<p>② 災害からの復興支援</p> <p>平成28年熊本地震においては、4市町と協定を締結し災害公営住宅の円滑な整備を支援、令和2年3月までに機構が整備した全12地区453戸が完成した。益城町においては、震災復興土地区画整理事業の施行者である熊本県と平成30年4月に締結した協定を基として、職員2名を県の復興事務所に派遣するとともに、土地区画整</p>	<p>また、内閣府等の主催する「ぼうさいこくたい」、「ぼうさい甲子園」、「防災教育チャレンジプラン」といった防災教育活動への参画、UR賃貸住宅の自治会の地区防災計画策定支援等を通じて、広く防災教育の普及に努め、参加者からは、「平時から避難所を確認しておきたい」、「在宅避難による自助の重要性が理解できた」、「防災教育を通じて多世代のコミュニティ形成が図られた」等の声が寄せられた。</p> <p>このように、量及び質ともに年度計画を上回る成果をあげた点を考慮し、A評価とする。</p>	

<p>理事業の円滑な推進に向けた技術的な助言や提案等を行い、令和元年11月に着工を迎えた。</p> <p>平成28年台風第10号により被災した岩手県岩泉町においては、人的支援（職員派遣）の継続により、復興まちづくりの推進に向けた支援を実施したほか、町の災害復旧工事に係る発注者支援コンストラクション・マネジメントの円滑な業務遂行のための技術的助言を行い、町が行う業務の円滑な推進に寄与するとともに、実効性の高い復旧・復興まちづくりの推進に寄与した。</p> <p>また、平成28年12月の糸魚川市駅北大火からの復興まちづくりに当たっても、人的支援（職員の派遣）を継続し、糸魚川市駅北復興まちづくり計画の推進に向けた市の施策を支援した。</p>	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>【支援体制の整備・強化】</p> <p>令和元年7月には内閣総理大臣より災害対策基本法における指定公共機関への指定を受け、機構の災害対応支援に関する法的な立場を明確にするとともに、発</p>		<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>災害の発生に備え、内部研修等を通じて復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を図るとともに、災害発生時に復旧や復興初期期の支援を迅速に実施できる機構内の体制を確保する。また、地方公共団体等</p>		<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>災害の発生に備え、内部研修等を通じて復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を図るとともに、災害発生時に復旧や復興初期期の支援を迅速に実施できる機構内の体制を確保する。また、地方公共団体等</p>	
---	---	--	---	--	---	--

	<p>における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、復旧支援及びコンストラクション・マネジメント方式（CM方式）を含む復興支援に係る研修や啓発活動を50回実施することに加え、50団体の地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築する。</p>	<p>における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、復旧支援及びコンストラクション・マネジメント方式（CM方式）を含む復興支援に係る研修や啓発活動を10回実施することに加え、10団体の地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築する。</p>		<p>災後は速やかに被災地へ支援職員を派遣できるよう、601名の職員を災害対応支援の要員として予め指名登録した。</p> <p>人材育成やノウハウの継承としては、既往の研修に加え、国土交通省が令和元年8月に定めた「被災宅地危険度判定広域支援マニュアル」において機構の広域支援に関する役割が新たに示されたことに対応し、被災宅地危険度判定広域支援に関する研修を新設実施した。また、国土交通省・都道府県と連携した被災建築物応急危険度判定に係る連絡訓練を行い、災害対応力の向上に努めた（計4回）。</p> <p>【国や地方公共団体等との関係構築】</p> <p>国土交通省地方整備局・国土交通省北海道開発局・内閣府沖縄総合事務局（計10団体）、地方公共団体（計5団体）と平時からの防災力向上や発災時の対応に関する関係づくりに着手した。</p> <p>また、地方公共団体や民間事業者、有識者等と地震発生時の超高層建物の健全性確認に関する勉強会を設置し、課題の洗い出しや対策の検</p>		
--	--	--	--	--	--	--

				<p>討を実施したことに加え、UR賃貸住宅の自治会の実施する防災訓練において、民間事業者と発災時に通信インフラが断絶した場合を想定した可搬型通信システムの実証実験を行う等、多様な主体と連携して相互に防災力の向上を図った（計3団体）。</p> <p>【復旧・復興に資する啓発活動】</p> <p>過年度より連携している内閣官房国土強靱化推進室に加え、新たに国土交通省総合政策局等とも連携し、出前講座等に19回参画し、計236の地方公共団体に対して、機構の災害対応に関する経験等を通じた事前防災、復旧及び復興に関する啓発を行った。また本活動を通じては、防災訓練時での災害対応に関する講演や応急仮設住宅の整備に関する意見交換の実施等、更なる啓発やノウハウの提供へも発展している。</p> <p>また内閣府等の主催する「ぼうさいこくたい（防災推進国民大会）」において、機構の密集市街地整備におけるノウハウを活用し、防災まちづくりを題材とした子供向けのワークショップ等を実施することに加え、学校や地域で防災</p>	
--	--	--	--	---	--

				<p>に参画する子どもや学生を顕彰する「ぼうさい甲子園」において「URレジリエンス賞」を設置し、減災・縮災に資する活動に対して表彰する等、地方公共団体に限らず、一般も対象とした啓発活動を8回実施した。</p> <p>また、内閣府の推進する地区防災計画について、UR賃貸住宅居住者から構成される自治会における計画策定支援を試行的に実施し、本施策は有識者等が実行委員を担う「防災教育チャレンジプラン」において、その汎用性や自主性、高齢者や女性への配慮等が高く評価され、防災教育特別賞を受賞している。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
無し

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-3	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (3) 都市開発の海外展開支援		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1 2 : 国際協力、連携等の推進 施策目標 4 3 : 国際協力、連携等を推進する	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	都市再生機構法第 11 条 2 項 6 号等
当該項目の重要度、難易度	難易度:「高」 我が国事業者、関係府省、関係公的機関、外国政府等の多様な関係者間の意見調整等を必要とすることに加えて、海外における政治的要因、急激な為替変動や、景気悪化等による経済的要因等に由来する都市開発事業の遅延・延期・中止等が生じる可能性があるため難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	-

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
海外の都市開発事業等 に関して締結した協定・ 覚書の件数 (計画値)	10 件	-	2 件	-	-	-	-	予算額 (百万円)	122,463	-	-	-	-
海外の都市開発事業等 に関して締結した協定・ 覚書の件数 (実績値)	-	-	2 件	-	-	-	-	決算額 (百万円)	112,424	-	-	-	-
達成率	-	-	100%	-	-	-	-	経常費用 (百万円)	171,372	-	-	-	-
								経常利益 (百万円)	7,835	-	-	-	-
								行政コスト (百万円)	171,49	-	-	-	-
								従事人員数 (人)	34	-	-	-	-

注) 主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報) については、次のとおり記載。①予算額、決算額: セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益: セグメント別に記載。③従事人員数: 年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(3)都市開発の海外展開支援</p> <p>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針において、海外における都市開発事業について、機構に対して、公的機関としての中立性や交渉力、国内業務を通じて蓄積された技術やノウハウを活用し、案件形成の川上段階から積極的に関与することが求められている。</p> <p>このため、機構は、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタープラン策定等のコーディネートを行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行うこと。</p>	<p>(3)都市開発の海外展開支援</p> <p>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成30年国土交通省告示第1066号）に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。具体的には、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行う。そのほか、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。また、そのために必要な情報収集及び人材の確保・育成を図る。</p> <p>これらの実施に当たっては、機構がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者及び関</p>	<p>(3)都市開発の海外展開支援</p> <p>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成30年国土交通省告示第1066号）に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。具体的には、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行う。そのほか、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。また、そのために必要な情報収集及び人材の確保・育成を図る。</p> <p>これらの実施に当たっては、機構がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者及び関</p>	<p><主な定量的な指標></p> <p>・海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 2件</p> <p><その他の指標></p> <p>・機構の海外展開支援に関係する研修・視察の受入れ件数</p> <p><評価の視点></p> <p>・海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタープラン策定等の業務を行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行ったか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の趣旨に鑑み、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入促進を軸として、新たに機構に付加された海外展開支援業務について様々な局面において推進した。</p> <p>相手国機関との関係を更に深めるべく、中国・城市科学研究会との間では、相手方から「機構の日本での豊富な都市開発で得た知見を活かした都市開発を中国でも進めたい。」との要望を受けて、機構の都市開発の理念や役割、実績を積極的に説明した結果、日中エコモデルシティ建設に向けた計画策定支援及び事業実施支援に係る覚書の交換に至った。また、ミャンマー・建設省都市住宅開発局の間では、平成26（2014）年以降、ミャンマー政府職員の研修を受け入れ、都市開発及びUR賃貸住宅の建設や管理・運営等に係る講義・視察等を行うことで、機構の知見を相手機関に継続的に供与し、良好な関係を構築してきた結果、住宅・都市開発分野における計画策定支援及び事業実施支援に係る覚書を交換した。</p> <p>開発支援に係る覚書を昨年度に交換したオーストラリア・ニューサウスウェールズ州においては、西シドニー空</p>	<p><評定と根拠> I-1-(3)</p> <p>評定：A</p> <p><評価の概要></p> <p>海外の都市開発事業における日本企業の参入に向けた環境整備に向けて、機構の知見を活用しつつ、国土交通省やJICAなどの機関とも連携しながら、都市開発分野における各国の多様なニーズに応じた支援を進めてきた。</p> <p>また、都市開発に関する経験・知見を総動員し、各地区における都市開発上の課題の多様性及び相手国機関の意思決定手順の特性等を踏まえたオーダーメイド型の提案を行ったこと等により、年度計画での目標「2件」に対し、実績値「2件（達成率100%）」であった。</p> <p>これらの結果、定量目標である2件の覚書交換に加え、1件のアドバイザー契約が実現したとともに、3件の相手国機関との間で次年度早期の覚書交換に向けた協議が進展した。さらに以下のように相手国機関からの数々の高い評価・期待を得ることができた。</p> <p><具体的な事例・評価は以下のとおり></p> <p>中国・城市科学研究会との間では、「機構は先導的な開発企画の立案や、日本企業を公平中立に参入させられる公的機関だ。」との評価を得て、令和元年度の覚書交換に至った。この覚書交換によって、中</p>	<p>評定：B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>年度計画等で定めた主な定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>・海外の都市開発事業等に関して、機構が相手国、海外公的機関及び民間事業者等との間で締結した協定・覚書の件数について、機構の経験・知見を活用しつつ、関係機関とも連携しながら、都市開発分野における各国の多様なニーズに応じた支援を進めるとともに、各地区における都市開発上の課題の多様性及び相手国機関の意思決定手順の特性等を踏まえたオーダーメイド型の提案を行ったこと等により、年度計画での目標「2件」に対し、実績値「2件（達成率100%）」であった。</p> <p>機構は、都市開発の海外展開支援に当たって、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、以下の取組を実施した。</p> <p>・オーストラリア・ニューサウスウェールズ州開発公社とのまちづくり計画策定支援に関するアドバイザー契約の締結にあたり、相手国に応じたプロセスや仕様内容の調整を行った。また、契約締結後は、日本企業への情報発信や相手国機関との橋渡しの役目を機構が担い、日本企業の事業参画の検討が進むようサポートした。</p> <p>・日本政府や在外公館とも連携しながら、視察対応や意見交換を行う等、相手国機関との関係構築を行い、次年度早期の覚書締結に向けての協議を進めた。</p> <p>・JICA長期専門家としての技術職員の派遣等、人的支援を行うとともに、海外からの視察・研修を年間81件受け入れる等、各国及び各関係機関との連携強化を推進した。</p> <p>また、相手国政府・機関等から機構のこうした取組に対する評価を受けるなど、都市開発の海外展開支援に係る取組の効果が認められる。</p> <p>これらを踏まえ、令和元年度における所期の目標を達成していること、海外の都市開発事業における日本企業の参入に向けた環境整備に向けて、機構の知見を活用しつつ、政府や関係機関とも連携しながら各国の多様なニーズに対応した支援を行っていること、相手</p>

	<p>係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進し、10件の海外の都市開発事業等の協定・覚書を締結する。</p>	<p>係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進し、2件の海外の都市開発事業等の協定・覚書を締結する。</p>		<p>港都市局とまちづくり計画策定支援に関するアドバイザー契約を締結し、西シドニー新空港周辺エリアの開発支援を進めた。契約締結前は、オーストラリア側来日時に機構が関与した大規模都市開発の事例の紹介や、契約相手方理事会における機構実績や事業推進に係る支援内容の提案を通じ、相手方役員に強くアピールできたことが奏功し、特命随意契約に係る基本合意に至った。さらに、初のオーストラリア公的機関を対象とした契約にあたり、両国間の商慣習の差異を踏まえた契約条項等の調整、機構の知見を効率的・効果的に提供できる仕様内容の調整等を行い、契約締結に至った。契約締結後は、令和8（2026）年の新空港開発に合わせたまちびらきに向け、計画策定のステージにあわせ、大規模都市開発や駅周辺開発に係る事例や知見の提供、各関係機関の連携強化に必要な調整会議運営等の提言、日本企業の参入機会の開拓・拡大のための情報発信やオーストラリア側の主要機関のキーパーソンの発掘等を実施した。</p> <p>日本国政府との連携に関しては、国土交通省の主催した「日ASEAN スマートシティ・ネットワーク ハイレベル会合」の実施機関として、令和元年10月に横浜市で開催された会合の実施を支援するとともに、上記会合と合わ</p>	<p>国地方政府からの要請に基づいたエコモデルシティ計画策定時及び事業実施時に機構が深く関与できるようになり、機構による日本企業の参入支援の実現性を高めることにもつながった。</p> <p>ミャンマー・建設省都市住宅開発局との間では、日本企業との協働プロジェクトの実施を視野に入れた覚書の交換が令和元年度に実現した。この覚書を通じて、相手方の組織体制強化への寄与及び日本企業の参入支援の足掛かりとなることを目指している。</p> <p>オーストラリア・西シドニー新空港周辺エリアのまちづくり計画策定支援業務に関しては、西シドニー空港都市局とアドバイザー契約を特命随意で締結できたことが令和元年度の大きな成果であり、機構に対し、ニューサウスウェールズ州首相から「当該プロジェクトは州の最重要案件であり、機構の優れた知見の提供等による活躍を期待。長くこの関係を続けたい。」との評価を受けている。</p> <p>次年度早期の覚書交換に向けた協議が進展した相手先のうち、タイ・バンサー駅周辺開発においては、タイ政府からは大規模開発の知見がある機構からの継続支援に期待がなされている。また、インド・ムンバイ都市圏における駅結節点周辺開発においては、ムンバイ都市圏開発庁から、日本国内の機構事例視察等を通じて、「今後の協力関係を確かなものにする事ができた。」旨期待感の表明を受けている。1月末の訪印の中でも、同庁ラジーブ長官より、高速鉄道の駅開発だけではなくメトロ駅の開</p>	<p>国政府・機関等からの評価により取組の効果が認められることを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p> <p><その他事項> 評定について、外部有識者は「B」評定が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数値目標を掲げた項目については、達成率100%となっている。加えて、人的支援や各国との連携強化を目指した活動が、着実に進められていて、今後の実現につながると大いに期待される。 ・定量的な実績値はAに至らないが、今後の日本企業の海外展開に向けた基盤整備として幅広く積極的な活動を法整備後スピーディに実践していることを評価する。 ・年度計画での目標2件に対し、実績値も同数とのことであるので、年度計画における目標値に達しており、着実に実施している。技術職員の派遣、海外からの視察や研修を年間81件も受け入れたというのは素晴らしいことだと思うが、さらにこの研修などの成果が実を結ぶようになると良い。コロナの影響が案じられるが、海外支援案件は、URにとってこれからは本格的になるものと思うので、コロナを乗り越え、URが今度も引き続き成果を発揮するところとなることを期待したい。 ・数値目標の評価としてはBとならざるを得ないと考えるが、海外展開支援に本格的に取り組み始めてからの時間や初動期の体制等を勘案すると内容的には高く評価したい。UR内での組織的体制も強化されてきているようであるが、海外展開支援の専門育成には時間がかかることから、今後の体制強化に向けて人材研修等も進めていただきたい。 <p>上記に加えて、6月29日の有識者会合において以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外展開事業では、事業規模も段階もそれぞれ違う中、覚書の締結に至ったものを全て1件として同列で評価することは、評価方法として課題がある。途中まで頑張ったにも係らず予想より小規模で終わった等、事業によっては様々なパターンが考えられる。件数については、例えば事業規模や覚書の締結に至るまでのプロセス等を考慮することを検討する必要があるのではないかと。 ・今年度、定量目標については締結に至った2件の案件で評価し、コロナの影響により延期となった2件の案件については次年度に
--	---	--	--	--	---	---

				<p>せて設立された J A S C A (日 A S E A N スマートシティ・ネットワーク官民協議会) にも参画した。その他、カンボジア都市開発・不動産開発プラットフォーム、日バンングラデシュ・ジョイント P P P プラットフォーム会合、日印駅周辺専門家会合 (インド)、日露都市環境問題作業部会等の政府間案件に参加し、関係国との連携構築を支援した。</p> <p>また、タイ・バンスー駅周辺及びインド・ムンバイ高速鉄道駅予定地周辺の都市開発に係る事業推進及び日本企業参画促進に係る国土交通省都市局補助事業、ミャンマー・ヤンゴン市内における公営団地建替再開発事業化検討及び中国建設科技集団との関係構築に係る国土交通省住宅局補助事業を実施した。</p> <p>タイ・バンスー駅周辺開発においては、タイ運輸省、タイ国鉄との間で、J I C A による構想調査実施後、上記補助事業を活用して事業の具体的推進に係る課題・解決方法に関する関係機関向けセミナーを実施した。ムンバイ高速鉄道駅予定地周辺開発においては、国土交通省や在外公館とも連携して機構事業の視察対応等関係構築及び協議を進め、インド・ムンバイ都市圏開発庁との間において、新型コロナウイルスの終息後速やかに覚書交換が実現する段階にまで協力内容に関する双方の合意が得られた。また、イ</p>	<p>発などについての機構の関与を期待している旨の言葉を頂いている。さらに、インドネシア・国家住宅開発公社 (ブルムナス) からは、機構の持つ T O D プロジェクトや団地再生事業に関する機構の知見及び経験が非常に評価されている。</p> <p>これらを踏まえ、A 評価とする。</p>	<p>評価すべきである。次年度の評価方法について、コロナによる影響など、外的要因が強い中で、覚書の締結に至ったものについては、そうした難易度も踏まえて、適正に評価できる仕組みをつくるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 覚書の締結に至った中国とミャンマーの2件の覚書については、令和元年度以前から継続して調整を行ってきたもので、令和元年度になってようやく実を結んだものである。数値目標の達成率も大切だが、覚書を締結する前の様々な取組を細かく丁寧に評価しないと毎年評定について議論になる。 評価の仕方、観点については、事務局から冒頭説明のあった評価基準に沿って、今後どのように評価していくかを引き続き検討して頂きたい。 一つの項目を独立して評価するのも大切だが、一つの成果が他の項目にも影響をもたらしているという各項目の相互作用についても定性的な評価として入れて頂きたい。 今まで大きな外的要因は組織の責任でないとしながらも、組織の評価を大きく左右している。今後外的要因が起こった際でも、安定した評価となるよう政府に評価の仕方を考えて頂きたい。
--	--	--	--	--	--	--

				<p>インドネシア・国家住宅開発公社（プルムナス）との間では、機構の持つTODプロジェクトや団地再生事業に関する機構の知見及び経験に関して、機構の事業紹介や意見交換を複数回行い、良好な関係を構築してきた結果、TOD型都市開発や団地の再開発プロジェクトを実施・推進し、協力関係を強化することに関して合意が得られ、新型コロナウイルスの終息後速やかな覚書交換を予定している。</p> <p>さらに、海外エコシティプロジェクト協議会の事務局運営を通じ、ワーキンググループによる中国・ベトナム・ミャンマーの案件検討の支援、ベトナムにおける新規都市開発案件組成に係る国土交通省都市局からの補助事業実施を支援した。</p> <p>人的支援に関しては、JICA長期専門家としての技術職員の派遣、JICA本部、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構へ職員を派遣し、各機関との連携強化及び人材育成を推進するとともに、海外からの視察・研修を年間81件受け入れ、海外各機関との関係構築を図った。</p>		
4. その他参考情報						
無し						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現		
業務に関連する政策・施策	<p>政策目標1：少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1：居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>政策目標2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標3：総合的なバリアフリー化を推進する</p>	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法 11 条第 1 項第 12 号から第 15 号等
当該項目の重要度、困難度	<p>重要度：「高」</p> <p>< I-2-1 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備 ></p> <p>住生活基本計画（全国計画）において、UR 賃貸住宅団地の地域の医療福祉拠点化団地数を平成 37 年度に 150 団地とすることが成果指標として掲げられており、当該成果指標を着実に達成することで、高齢者世帯、子育て世帯等が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、福祉・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現することが重要であるため。</p> <p>< I-2-2 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進 ></p> <p>住生活基本計画（全国計画）において、コンパクトシティ等のまちづくりと連携しつつ、買い物、医療、教育等に関して居住者の利便性等を向上させるなど、どの世代も安心して暮らすことができる居住環境や住宅地の魅力の維持・向上を図るものとされているため。</p> <p>難易度：「高」</p> <p>< I-2-1 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備 ></p> <p>地域医療福祉拠点化に当たっては、居住者の居住の安定を確保しつつ、地方公共団体、地域包括支援センター社会福祉協議会、大学、民間事業者等の多様な地域関係者の協力や理解を得ながら、連携体制を構築して対応する必要があるため、難易度が高い。</p> <p>< I-2-2 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進 ></p> <p>UR 賃貸住宅の居住者に占める高齢者の割合が増えるなか、居住者の居住の安定を確保しつつ、居住者の理解・協力を得た上で、団地再生事業を進める必要があるため、難易度が高い。</p> <p>< I-2-3 UR 賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現 ></p> <p>今後耐震改修等を実施する必要がある住宅棟については、居住性等に配慮した計画・工法検討を要する等、改修難易度が高い高層建築物等や区分所有者との合意が必要となる建物が多いことや、耐震改修等の内容によっては、店舗及び住宅の賃借人との合意も必要となるなど、多くの居住者の方々の理解を得て耐震改修を進めることが必要不可欠であることから、難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和元年度）1-①、1-③ 行政事業レビューシート番号 004 0108

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
					<p><評定と根拠> 評定：A</p> <p>各評価単位での評定を踏まえ、 「2. 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現」としての評価をAとした。</p>	<p>「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現」 $((A4点 \times 1項目 \times 2) + (B3点 \times 1項目 \times 2) + (B3点 \times 1項目)) \div (1項目 + 2項目 \times 2) = 3.4点$ ⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。 ※算定にあたっては評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。</p>
						<p>評定</p> <p style="text-align: right;">B</p>
						<p><評定に至った理由></p> <p>(1) 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備について 令和元年度における所期の目標を上回っていること、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携しながら、幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備に係わる優れた取組を実施していること、地方自治体等からの評価により取組の効果が認められることを総合的に勘案し、「A」評定とした。</p> <p>(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進について 令和元年度における所期の目標を上回っていること、持続可能で活力ある地域・まちづくりを推進するための取組を着実に実施していることを総合的に勘案し、「B」評定とした。</p> <p>(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現について 令和元年度における所期の目標を達成していること、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進するための取組を着実に実施していることを総合的に勘案し、「B」評定とした。</p>

						<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p> <p><その他事項> 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の進展と地域力向上のために地域の医療福祉が重要なことは言うまでもないが、新型コロナ感染をうけてこれらの機能は住宅団地だけでなく近隣地域にとっても生命線ともなりつつある。量的にも質的にも高く評価すべきである。 ・幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備及び賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現について令和元年度における所期の目標を十分に達成していること等を総合的に勘案した。
--	--	--	--	--	--	---

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-1	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現 (1) 多様な世代が安心して住み続けられる環境整備		
業務に関連する政策・施策	政策目標1：少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1：居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法11条第1項第12号から第15号等
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 住生活基本計画(全国計画)において、UR賃貸住宅団地の地域の医療福祉拠点化団地数を平成37年度に150団地とすることが成果指標として掲げられており、当該成果指標を着実に達成することで、高齢者世帯、子育て世帯等が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、福祉・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現することが重要であるため。 難易度：「高」 地域医療福祉拠点化に当たっては、居住者の居住の安定を確保しつつ、地方公共団体、地域包括支援センター社会福祉協議会、大学、民間事業者等の多様な地域関係者の協力や理解を得ながら、連携体制を構築して対応する必要があるため、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和元年度）1-① 行政事業レビューシート番号 004

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
医療福祉拠点化団地の 形成（計画値）	累計120 団地程度	—	20団地 (累計69 団地)	—	—	—	—	予算額（百万円）	459,519	—	—	—	—
医療福祉拠点化団地の 形成（実績値）	—	—	35団地 (累計84 団地)	—	—	—	—	決算額（百万円）	445,711	—	—	—	—
実績値	—	—	175%	—	—	—	—	経常費用（百万円）	568,809	—	—	—	—
								経常利益（百万円）	76,549	—	—	—	—
								行政コスト（百万円）	632,684	—	—	—	—
								従事人員数（人）	1,592	—	—	—	—

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>2. 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現</p> <p>UR賃貸住宅においては、居住者の高齢化、建物の高経年化等の課題が存在するとともに、ライフスタイルの変化や、医療福祉機能、コミュニティ機能といった団地に求められる機能が多様化している状況にある。</p> <p>これまで、独立行政法人改革等に関する基本的な方針等を踏まえ、ストック量の適正化を図るとともに、住宅管理コストの効率化に努め、繰越欠損金の解消が見込まれるなど、財務体質の強化に取り組んできたところである。こうした状況を踏まえ、将来の家賃収入を確保するため、これまで抑制してきたストックへの投資を促進することが必要である。</p> <p>また、UR賃貸住宅は、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に適切に対応するため、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットとしての役割の充実を図るとともに、国民共有の貴</p>	<p>2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現</p> <p>UR賃貸住宅については、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に適切に対応するため、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図るとともに、国民共有の貴重な地域資源として政策的役割を果たすため、持続可能な経営基盤の確立に向け、ストック量の適正化を進めつつ、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現の3つの視点で、UR賃貸住宅ストックの多様な活用を行い「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）」の実現を目指す。</p>	<p>2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現</p> <p>UR賃貸住宅については、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に適切に対応するため、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図るとともに、国民共有の貴重な地域資源として政策的役割を果たすため、持続可能な経営基盤の確立に向け、ストック量の適正化を進めつつ、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現の3つの視点で、UR賃貸住宅ストックの多様な活用を行い「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）」の実現を目指す。</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・UR賃貸住宅団地（大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地約200団地が対象）における地域の医療福祉拠点化団地の形成数 新たに20団地（累計69団地） <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守りサービス提供数 ・健康寿命サポート住宅等の高齢者向け住宅の供給戸数 ・子育て世帯を支援する住宅の供給戸数 ・大学等との間で締結した連携協定等の件数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携しつつ、地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進することにより、団地やその周辺地域に居住する高齢者世帯、子育て世帯等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備を推進しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・UR賃貸住宅団地（大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地約200団地が対象）における地域の医療福祉拠点化団地の形成数 新たに35団地（累計84団地） <p><具体的な事例・評価は以下のとおり></p> <p>ひばりが丘・ひばりが丘パークヒルズ（東京都西東京市・東久留米市）では、地域包括支援センター、民生委員、児童委員、自治会、介護事業者、その他地域関係者が参加する「団地情報連絡会議」に機構も参加。2市にまたがる当団地の整備敷地において、保育園・子どもセンター・学童クラブ等の子育て支援施設のほか、特別養護老人ホー</p>	<p><評定と根拠> I-2-(1)</p> <p>評定：A</p> <p><評価の概要></p> <p>UR賃貸住宅の地域医療福祉拠点化については、前年度までに着手した団地において、計画の20団地を上回る35団地で形成に至った。</p> <p>新たに着手する団地が存する地方公共団体に対しても積極的に働きかけを行うとともに、その他関係団体と十分な協議を行うことにより、新たに20団地の着手に至った。</p> <p>また、高齢者世帯、子育て世帯等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備については、賃貸住宅ストックの多様な活用を図り、高齢者・子育て世帯等に対する住宅供給等を適切に実施するとともに、見守りサービスの提供、居住者の居住の安定の確保に係る各施策を適切に実施した。</p>	<p>評定：A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>年度計画等で定めた主な定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UR賃貸住宅団地（大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地約200団地が対象）における地域の医療福祉拠点化団地の形成数について、地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進したこと等により、年度計画での目標「新たに20団地」に対し、実績値「新たに35団地（達成率175%）」であった。 <p>機構は、地域医療福祉拠点化に当たって、幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備を推進するため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会、団地居住者等の地域関係者や各種団体との連携を図り、団地内でのコミュニティ拠点の整備を行う等、多様な世代のコミュニティ形成に寄与する取組を実施した。 ・民間事業者と連携し、基本的に全国の居住者が低廉な料金で受けられる見守りサービスを提供（令和元年度申込件数681件）した。 ・健康寿命の延伸をサポートすることを目的としたバリアフリー仕様である「健康寿命サポート住宅」を63団地において283戸供給し、既存の高齢者向け優良賃貸住宅と合わせ、高齢者向け住宅22,000戸を供給した。また、ストック再生・再編等の推進により生み出された整備敷地を活用する等により、高齢者施設を誘致（令和元年度末現在473件）した。 ・子育て世帯及び新婚世帯を対象とした家賃減額を行う「子育て割」を実施（令和元年度適用件数561戸）し、子育て世帯を支援する住宅を供給した。また、ストック再生・再編等の推進により生み出された整備敷地を活用する等により、子育て支援施設を誘致（令和元年度末現在608件）した。 ・大学や民間事業者等との連携（令和2年4月1日現在有効な連携協定数50件）を図り、コミュニティ拠点の整備や生活支援サービスの提供を行った。 <p>また、地方公共団体、居住者、事業者等から機構のこうした取組に対する謝意・評価を受けるなど、幅広い世代が安心して住み続けられる環境整備に係る取組の効果が認められる。</p>

<p>重な地域資源として、今後も政策的役割を果たすため、「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち」の実現を目指すことが重要である。</p> <p>このため、機構は、持続可能な経営基盤の確立に向け、ストック量の適正化の取組を着実に進めつつ、UR賃貸住宅ストックの多様な活用を図るため、多様な世代が安心して住み続けられる環境整備、持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現の3つの視点で取り組むこと。</p>					<p>ム・介護老人保健施設等の複数の高齢者施設を誘致した。</p> <p>その中の一つ「日生ケアヴィレッジひばりが丘」は、在宅介護・医療の拠点。小規模多機能型居宅介護、認知症グループホーム、診療所、調剤薬局、居宅介護支援事業所等の機能を有している。また、隣接する既存住棟を活用したサービス付き高齢者向け住宅も整備、供給されている。</p> <p>また、西東京市は東京大学高齢社会総合研究機構（IOG）と連携した事業である「フレイル予防事業」（フレイル（いわゆる虚弱状態）かどうかのチェックを受け、早めに自身の状態を自覚し予防することで、健康寿命を延ばすプログラム）を実施しており、市からひばりが丘団地集会所を活用することでモデル的に実施することができたと感謝されている。</p> <p>さらにエリアマネジメントの一環として、民間事業者との連携の下、団地内に活動拠点「ひばりテラス118」を整備。活動団体「一般社団法人まちにわひばりが丘」を立ち上げ、住民主体の活動への移行に向けて支援している。この活動拠点では、地域関係者や住民が協働しながら多様なコミュニティ活動やカフェ等の事業が展開されている。住民アンケート調査によれば、ひばりテラス118はUR賃貸団地だけでなく近隣の住民にも幅広く利用されており、交流・憩いの場として評価されているだけでなく、今後は「見守りの場」「助けが見つかる場」としても期待されている。ひばりが丘団地の自治会からは「まちにわひばりが丘と連携</p>	<p>これらを踏まえ、令和元年度における所期の目標を上回っていること、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携しながら、幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境の整備に係わる優れた取組を実施していること、地方自治体等からの評価により取組の効果が認められることを総合的に勘案し、「A」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p> <p><その他事項> 評定について、外部有識者は「A」評定が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着実に成果をあげており、URが軸となって地域の団体や教育機関等、そして民間企業と住民を結び付ける大きな流れが、各地で醸成されつつある。高く評価すべきである。 ・医療福祉拠点化団地の形成数において計画値の175%を達成したという点、また、拠点化とともに、団地内でのコミュニティ拠点の整備、見守りサービスの提供、健康寿命サポート住宅の供給など的高齢者施設の誘致、子育て世帯の支援策や同支援施設の誘致の他、大学やコンビニ業者も含む民間事業者等との連携等々様々な取り組みを行って、医療福祉拠点化団地形成の充実化を進めており、素晴らしい成果と思う。超高齢化が進むわが国で、ますます増加する高齢者が安心して住める住環境の整備は待ったなしの状況であり、さらに医療福祉拠点化団地の整備を進めていただきたい。また、医療福祉団地の形成が形骸化された拠点造りではなく、有識者委員会も活用して、その効果の把握、評価を行い、内容が継続的に充実したものとして運営できることとなることについても着手がされたようで、良いと思う。 ・地域医療福祉拠点化については相当の努力が認められ、高く評価したい。またコンビニエンスストア事業者との連携も有効な施策であると思われる。事業者側の都合で困難もあることは理解できるが、一層の推進を期待したい。
<p>（1）多様な世代が安心して住み続けられる環境整備</p> <p>少子高齢化の進展、単身世帯等の増加等に伴い、住民同士のコミュニティが希薄化するという事態に直面しており、UR賃貸住宅団地及びその周辺地域も含めた住民が安心して健やかに住み続けられるよう、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携し、高齢者、子育て等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境を整備することが求めら</p>	<p>（1）多様な世代が安心して住み続けられる環境整備</p> <p>UR賃貸住宅においては、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、民間事業者等、地域関係者と連携しつつ、地域の医療福祉拠点化や高齢者向け住宅の供給、安心して子育てができる住環境の整備により、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図り、高齢者世帯、子育て世帯等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境を整備する。また、多様化するライフスタイルへの対応を図るため、</p>	<p>（1）多様な世代が安心して住み続けられる環境整備</p> <p>UR賃貸住宅においては、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、民間事業者等、地域関係者と連携しつつ、地域の医療福祉拠点化や高齢者向け住宅の供給、安心して子育てができる住環境の整備により、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図り、高齢者世帯、子育て世帯等の幅広い世代や多様な世帯が安心して住み続けられる住環境を整備する。また、多様化するライフスタイルへの対応を図るため、</p>				

<p>れている。</p> <p>このため、機構は、次の取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UR賃貸住宅団地を活用し、地域の医療福祉拠点化の一層推進すること。 ・UR賃貸住宅団地を含む地域一体で、幅広い世代や多様な世帯が互いに交流し、支え合い、生き生きと暮らし続けられるミクスコミュニティの形成に向けた取組を実施すること。また、コミュニティを維持し、活性化させる取組や、高齢者の健康寿命の延伸や生きがい創出に寄与する取組を充実すること。 ・高齢者が団地に住み続けられる住環境を整備するため、高齢者向けの住宅を適切に供給するとともに、見守りサービス等を推進すること。併せて、高齢化や健康寿命の延伸の状況を踏まえ、UR賃貸住宅における高齢者向けの住宅供給のあり方について検証すること。 ・子育て世帯が安心して 	<p>民間事業者等との連携による生活支援サービスの提供等を行う。</p> <p>① 地域の医療福祉拠点化</p> <p>機構は、UR賃貸住宅団地内に地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進し、UR賃貸住宅の生活環境の向上を図るとともに、周辺地域にも医療、福祉サービス等が提供されることで、団地やその周辺地域において、安心して健やかに住み続けることができるよう、平成26年度からUR賃貸住宅団地を活用した地域の医療福祉拠点化（以下「地域医療福祉拠点化」という。）を進めており、今後も更なる推進を図る。</p> <p>地域医療福祉拠点化に当たっては、地域と連携しつつ、地域に不足している医療施設・介護施設・子育て支援施設等の充実を図るとともに、高齢者向け住宅や子育て世帯向け住宅の供給等により幅広い世代や多様な世帯に対応した居住環境の整備を進める。また、高齢者世帯だけでなく若者世帯、子育て世帯等を含むコミュニティ醸成を推進することで地域における包括的な支援やサービスを提供する地域包括ケアシステム等の体制の構築に貢献する。さらに、これらの施策を進め</p>	<p>民間事業者等との連携による生活支援サービスの提供等を行う。</p> <p>① 地域の医療福祉拠点化</p> <p>機構は、UR賃貸住宅団地内に地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進し、UR賃貸住宅の生活環境の向上を図るとともに、周辺地域にも医療、福祉サービス等が提供されることで、団地やその周辺地域において、安心して健やかに住み続けることができるよう、平成26年度からUR賃貸住宅団地を活用した地域の医療福祉拠点化（以下「地域医療福祉拠点化」という。）を進めており、今後も更なる推進を図る。</p> <p>地域医療福祉拠点化に当たっては、地域と連携しつつ、地域に不足している医療施設・介護施設・子育て支援施設等の充実を図るとともに、高齢者向け住宅や子育て世帯向け住宅の供給等により幅広い世代や多様な世帯に対応した居住環境の整備を進める。また、高齢者世帯だけでなく若者世帯、子育て世帯等を含むコミュニティ醸成を推進することで地域における包括的な支援やサービスを提供する地域包括ケアシステム等の体制の構築に貢献する。さらに、これらの施策を進め</p>		<p>① 地域の医療福祉拠点化</p> <p>超高齢社会への対応として、UR賃貸住宅団地内へ、地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進し、UR賃貸住宅の生活環境の向上を図るとともに、周辺地域にも医療、介護サービス等を提供する地域の医療福祉拠点の形成に向け、令和元年度新たに全国33団地（うち大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地20団地）において着手するとともに、着手済み団地のうち58団地（うち大都市圏のおおむね1,000戸以上の35団地）において形成した。</p> <p>具体的には、ストック再生・再編等の推進により生み出された整備敷地を活用する等、高齢者、子育て支援施設の誘致を実施した。令和元年度末現在の高齢者施設は473件、子育て支援施設は608件となっている。</p> <p>また、昨年度に引き続き、地域医療福祉拠点化の進捗状況や特徴を定期的に評価・見える化し、その後の整備等の方向性を共有化した。</p> <p>あわせて、地域医療福祉拠点化関連施策を実行したことによる居住者の満足度や地域への波及効果等（アウトカム）の評価手法の検討に着手。有識者委員会を設置することとし、その委員を選定した。</p>	<p>して若い世帯の方々と一緒にイベント等に携わることで様々な視野が広がったし、十数年実施できていなかった餅つきイベントも復活することができた」と評価されている。また、周辺の高齢者支援施設事業者からは、「両市の地域包括、UR、民生委員、福祉事業者、自治会、まちなわひばりが丘等が参加する団地調整連絡会議が開催され、地域課題の共有や地域関係者と顔見知りになれるし、イベント等でも連携できる」や、「まちなわひばりが丘と連携してイベントを行うことで、施設利用者の行動範囲が広がったり、笑顔が見られたりするので、施設運営者としては嬉しい」等の感謝の声をいただいている。</p> <p>また、令和元年5月に森之宮団地内に生活支援サービスの提供拠点となるコンビニエンスストアを開設したことにより、そのコミュニティスペースが団地居住者を含む地域住民の憩いの場となっている。また、生鮮食品を扱い、定期的に地域の農家直販所と連携して野菜市を開催すること等について、利用者からは「遠くのスーパーまで行かなくても、新鮮な野菜を買うことができ嬉しい」等の声をいただいている。</p> <p>さらに、機構が地域医療福祉拠点化を推進している団地において過年度に実施した顧客満足度等に関する調査によると、「安心して住み続けられる」、「安心して子育てできる環境」として8割程度の者から良い評価を得ている。</p> <p>以上のことから、重要かつ難易</p>	
--	---	---	--	--	--	--

<p>て子育てしやすい環境を整備すること。</p> <p>・民間事業者等との連携により、多様なライフスタイルや柔軟な働き方の実現に向けた取組を充実すること。</p>	<p>たことによる効果を把握、分析し、適切に地域医療福祉拠点化を推進するものとする。</p> <p>地域医療福祉拠点化については、平成 35 年度までに累計で 120 団地程度の形成を目指す。</p>	<p>たことによる効果を把握、分析し、適切に地域医療福祉拠点化を推進するものとする。</p> <p>地域医療福祉拠点化については、平成 31 年度において新たに 20 団地（累計で 69 団地）の形成を目指す。</p>			<p>度の高い当該目標について、令和元年度における目標を達成し、多くの実績を挙げるとともに、長年にわたる団地経営のノウハウを十分に活かしつつ、地方公共団体のみならず、民間事業者、NPO、大学、高校、団地内外の住民団体と連携しながら、地域の課題の解決に向けて大きく貢献したことを踏まえ、A評価とする。</p>
	<p>② 豊かなコミュニティ醸成</p> <p>UR 賃貸住宅団地を含む地域一体で、互いに交流し、支え合い、幅広い世代や多様な世帯が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）を形成するため、団地内でのコミュニティ拠点の整備やイベントの開催等、交流、支え合いの場の提供を推進する。</p> <p>また、地域のコミュニティを維持し、活性化させるとともに、健康寿命の延伸や生きがいの創出に寄与するため、地域関係者や大学等との連携を図り、多様な世帯の交流を促進させるとともに、高齢者の社会参画機会の創出等を図る。</p>	<p>② 豊かなコミュニティ醸成</p> <p>UR 賃貸住宅団地を含む地域一体で、互いに交流し、支え合い、幅広い世代や多様な世帯が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）を形成するため、団地内でのコミュニティ拠点の整備やイベントの開催等、交流、支え合いの場の提供を推進する。</p> <p>また、地域のコミュニティを維持し、活性化させるとともに、健康寿命の延伸や生きがいの創出に寄与するため、地域関係者や大学等との連携を図り、多様な世帯の交流を促進させるとともに、高齢者の社会参画機会の創出等を図る。</p>	<p>② 豊かなコミュニティ醸成</p> <p>過年度に継続して多世代交流を引き続き推進。令和元年度には、高蔵寺ニュータウンの高森台団地（愛知県春日井市）にて、多世代交流を提供する場として、団地自治会と連携してコミュニティスペース「ふれあい広場あじさい」を開設。自治会、団地居住者等の地域関係者と連携し、高齢者を対象とした茶話会や大道芸、寄席などのイベント等を実施した。</p> <p>ミクストコミュニティの実現に向け、地域活動への関心や参加意欲を高めてもらうきっかけとして、団地でのイベントの来場者への「Ponta ポイント」を付与する施策を全国の団地で行った。</p> <p>また、各地の住まいセンターが中心となり、健康マージャンや将棋、ポールウォーキング等の各種団体と連携。団地居住者を対象にしたイベントや競技大会を開催し、コミュニティ形成に寄与した。</p>		
	<p>③ 高齢者向け住宅の供給、見守りサービスの推進</p> <p>高齢者が団地に住み続けられる住環境を整備す</p>	<p>③ 高齢者向け住宅の供給、見守りサービスの推進</p> <p>高齢者が団地に住み続けられる住環境を整備す</p>	<p>③ 高齢者向け住宅の供給、見守りサービスの推進</p> <p>自立高齢者が安心して住み続けられるよう、移動等に伴</p>		

	<p>るため、既存のUR賃貸住宅団地を活用し、高齢者の自立した生活を前提とした地域優良賃貸住宅制度を活用した住宅の供給や見守りに関するサービスの推進等を行うほか、住替え支援等高齢者の身体状況の変化に応じた対応などを推進する。</p> <p>併せて、高齢化や健康寿命の延伸の状況を踏まえ、UR賃貸住宅における高齢者向けの住宅供給のあり方について検証する。</p>	<p>るため、既存のUR賃貸住宅団地を活用し、高齢者の自立した生活を前提とした地域優良賃貸住宅制度を活用した住宅の供給や見守りに関するサービスの推進等を行うほか、住替え支援等高齢者の身体状況の変化に応じた対応などを推進する。</p> <p>併せて、高齢化や健康寿命の延伸の状況を踏まえ、UR賃貸住宅における高齢者向けの住宅供給のあり方について検証する。</p>		<p>う転倒の防止等に配慮することにより、ケガをしにくい、させない住宅とすることで、健康寿命の延伸をサポートすることを目的としたバリアフリー仕様である「健康寿命サポート住宅」を供給（63団地283戸）し、既存の高齢者向け優良賃貸住宅と合わせ、高齢者向け住宅の22,000戸供給を維持した。</p> <p>また、高齢者世帯等が安心して住み続けられる環境を整備するため、民間事業者と連携し、基本的に全国の居住者が低廉な料金で受けられる見守りサービスを引き続き提供した。（令和元年度申込件数は681件）</p> <p><見守りサービスの内容></p> <p>民間事業者による人感センサーで日常生活の動きを検知し、本人に確認の電話をした上で、登録先の親族等に電話連絡するサービス。</p> <p>また、本人や登録先の親族等に連絡が取れない場合には、機構が状況確認に伺う。</p>		
	<p>④ 安心して子育てができる住環境の整備</p> <p>子育て世帯が安心して子育てしやすい住環境を整備するため、地域優良賃貸住宅制度を活用した住宅や子育て世帯に配慮した設備等を備えた住宅等の子育て世帯向け住宅の供給、子育て支援施設の誘致、子育て世帯の相互交流や助け合いを支援するサ</p>	<p>④ 安心して子育てができる住環境の整備</p> <p>子育て世帯が安心して子育てしやすい住環境を整備するため、地域優良賃貸住宅制度を活用した住宅や子育て世帯に配慮した設備等を備えた住宅等の子育て世帯向け住宅の供給、子育て支援施設の誘致、子育て世帯の相互交流や助け合いを支援するサ</p>		<p>④ 安心して子育てができる住環境の整備</p> <p>子育て世帯及び新婚世帯を応援するため、地域優良賃貸住宅制度を活用し、一定の要件を満たした方に家賃を最大2割減額する「子育て割」について、引き続き着実に供給。令和元年度は新たに561戸の供給を行った。</p> <p>また、ストック再生・再編等の推進により生み出された</p>		

	サービスの提供などを促進する。	サービスの提供などを促進する。		整備敷地を活用する等、子育て支援施設等の誘致を実施した。令和元年度末現在の子育て支援施設は 608 件となっている。(再掲)		
	<p>⑤ 多様なライフスタイルへの対応</p> <p>多様なライフスタイルに対応し、柔軟な働き方の実現に寄与するため、民間事業者、大学等との連携により、高齢者世帯、子育て世帯等の生活利便性の向上に資する生活支援サービスの導入や、テレワークへの対応等を図る。</p> <p>民間事業者等との連携に当たっては、民間事業者等の意向や収益性等、事業上の課題を考慮し、機構と連携する民間事業者等がともに収益向上を図ることが可能となる事業スキームを導入するなど、連携手法の多様化を図るとともに、民間等のノウハウを適切に活用することで、サービス水準の向上を図る。</p>	<p>⑤ 多様なライフスタイルへの対応</p> <p>多様なライフスタイルに対応し、柔軟な働き方の実現に寄与するため、民間事業者、大学等との連携により、高齢者世帯、子育て世帯等の生活利便性の向上に資する生活支援サービスの導入や、テレワークへの対応等を図る。</p> <p>民間事業者等との連携に当たっては、民間事業者等の意向や収益性等、事業上の課題を考慮し、機構と連携する民間事業者等がともに収益向上を図ることが可能となる事業スキームを導入するなど、連携手法の多様化を図るとともに、民間等のノウハウを適切に活用することで、サービス水準の向上を図る。</p>		<p>⑤ 多様なライフスタイルへの対応</p> <p>ライフスタイルが多様化する現状に対応しようと、大学や民間事業者等との連携を推進。令和2年1月には、新たなコンビニエンスストア事業者1社と連携協定を締結するなど、着実に連携先の拡大に努め、令和2年4月1日現在で有効な連携協定数は50件となっている。</p> <p>コンビニエンスストア各社との連携については、連携協定に基づき、生活支援サービス拠点としてのコンビニエンスストアの誘致を推進。令和元年5月に森之宮団地(大阪市城東区)、令和2年2月には豊成団地(名古屋市中川区)においてそれぞれ店舗がオープンした。</p> <p>また、各地の住まいセンターが中心となり、健康マージャンや将棋、ポールウォーキング等の各種団体と連携。団地居住者を対象にしたイベントや競技大会を開催し、コミュニティ形成に寄与した。(再掲)</p>		

4. その他参考情報

無し

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-2	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置 2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現 (2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進		
業務に関連する政策・施策	政策目標1：少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1：居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法11条第1項第12号から第15号等
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 住生活基本計画(全国計画)において、コンパクトシティ等のまちづくりと連携しつつ、買い物、医療、教育等に関して居住者の利便性等を向上させるなど、どの世代も安心して暮らすことができる居住環境や住宅地の魅力の維持・向上を図るものとされているため。 難易度：「高」 UR賃貸住宅の居住者に占める高齢者の割合が増えるなか、居住者の居住の安定を確保しつつ、居住者の理解・協力を得た上で、団地再生事業を進める必要があるため、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和元年度）1-①、1-⑩ 行政事業レビューシート番号 004 0108

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的とした供給割合（計画値）	概ね 過半	—	50%	—	—	—	—	予算額（百万円）	459,519	—	—	—	—
団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的とした供給割合（実績値）	—	—	78%	—	—	—	—	決算額（百万円）	445,711	—	—	—	—

実績率	—	—	156%	—	—	—	—	—	経常費用（百万円）	568,80	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—	経常利益（百万円）	76,549	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	行政コスト（百万円）	632,684	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	従事人員数（人）	1,592	—	—	—	—

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進</p> <p>国民共有の貴重な地域資源であるUR賃貸住宅団地は、地域や団地の特性、住宅需要の動向を踏まえつつ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携・協力し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力あるまちづくりを進め、地域の価値と魅力を高めることが求められている。</p> <p>このため、機構は、次の取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の魅力を高める地域・まちづくりを推進するため、教育、業務、防災、交流、賑わい等の地域の多機能拠点の形成、安全・安心で快適なオープンスペース等を備えた居住環境の創出、良好な景観の形成等を進めるとともに、建替え、集約、改善等を複合的・選択的に実施し、計画的にストック再生を進めること。 ・持続可能な地域・まちづくりに貢献するため、地方公共団体等と連携し、地域の課題解決に資する連携・協力体制を構築するとともに、団地再生を通じて、地域の防災機能の強化、コンパクトシ 	<p>(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進</p> <p>団地再生に当たっては、UR賃貸住宅団地のみならずその周辺地域の価値や魅力を高めるため、地域や団地の特性、住宅需要の動向、機構の経営環境を踏まえつつ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携、協力し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力ある地域・まちづくりを推進する。</p> <p>① 地域の魅力を高める団地への再生</p> <p>地域の魅力を高めるため、幅広い世代が安心して居住可能な環境整備を推進するほか、教育、業務、防災、交流、賑わい等の地域の多機能拠点の形成、安全・安心で快適なオープンスペース等を備えた居住環境の創出、良好な景観の形成等、団地の役割、機能を多様化させ、より一層、地域に開かれた団地に再生する。</p> <p>なお、事業の実施に当たっては、団地の特性、住宅需要の動向等を踏まえ、近接地建替えの実施も視野にエリア単位での団地の統廃合・再配置等を図り、建替え、集約、改善等を複</p>	<p>(2) 持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進</p> <p>団地再生に当たっては、UR賃貸住宅団地のみならずその周辺地域の価値や魅力を高めるため、地域や団地の特性、住宅需要の動向、機構の経営環境を踏まえつつ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携、協力し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力ある地域・まちづくりを推進する。</p> <p>① 地域の魅力を高める団地への再生</p> <p>地域の魅力を高めるため、幅広い世代が安心して居住可能な環境整備を推進するほか、教育、業務、防災、交流、賑わい等の地域の多機能拠点の形成、安全・安心で快適なオープンスペース等を備えた居住環境の創出、良好な景観の形成等、団地の役割、機能を多様化させ、より一層、地域に開かれた団地に再生する。</p> <p>なお、事業の実施に当たっては、団地の特性、住宅需要の動向等を踏まえ、近接地建替えの実施も視野にエリア単位での団地の統廃合・再配置等を図り、建替え、集約、改善等を複</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した割合 50% <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストック削減戸数 ・地方公共団体との間で締結した連携協定等の件数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・UR賃貸住宅団地のみならずその周辺地域の価値や魅力を高めるため、多様な主体と連携し、団地の役割・機能の多様化を図ることにより、持続可能で活力ある地域・まちづくりを推進しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した割合 78% <p>① 地域の魅力を高める団地への再生</p> <p>地域の魅力を高めるため、幅広い世代が安心して居住可能な環境整備を推進するほか、団地の役割、機能を多様化させ、より一層、地域に開かれた団地への再生を推進した。</p> <p>事業の実施に当たっては、604戸（浜見平団地（神奈川県茅ヶ崎市）、西大和団地（埼玉県和光市））の建替後住宅を供給するとともに、2,137戸のストックを削減することで、資産の良質化とストック量の適正化を両輪で推進した。</p> <p>また、事業を予定する団地において、コミュニティの活性化、資産の有効活用の観点から、定期借家契約の導入を推進した。（令和元年度契約件数 38 団地 599 件）</p>	<p><評定と根拠> I-2-(2)</p> <p>評定：A</p> <p><評価の概要></p> <p>団地再生事業等により、ストック量の適正化を進めるとともに、地方公共団体との連携構築・強化を図り、地域に必要な拠点機能等を整備し、持続可能で活力ある地域・まちづくりを推進した。</p> <p><具体的な事例・評価は以下のとおり></p> <p>資産の良質化とストック量の適正化のため、建替後住宅を604戸供給するとともに、事業実施中団地での居住者の居住の安定に配慮した、きめ細やかな説明や移転折衝に努めたことに加え、借地上の建物について土地所有者等と当該建物の取扱いに係る協議を積極的に行い、合意形成を進めることにより、2,137戸のストックを削減した。</p> <p>また、地方公共団体との連携構築・強化を図るため、新たに7団体（埼玉県さいたま市ほか）との間で連携協定等を締結し、令和2年3月末時点で有効な連携協定等は31件となった。</p> <p>そして、地域に必要な拠点機能等の整備のため、団地再生事業に伴い9件の整備敷地等を供給するとともに、民間事業者等の事業機会を創出した。</p> <p>なお、供給した9件の整備敷地等のうち、7件（業務実績欄において前掲）については、新たな機能の導入又は既存の機能の強化を目的に供給した。（計画値50%に対し、実績値は78%）</p> <p>新たに機能等を導入した整備敷地等について、日の里団地では、市や地元の意向を踏まえ、地域の拠点となるような利便施設を誘致するとともに、市、UR及び事業者との間で連携協定を締結し、</p>	<p>評定：B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>年度計画等で定めた主な定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団地再生事業により供給した整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した割合について、地方公共団体との連携構築・強化を図り、地域に必要な拠点機能等の整備を推進したこと等により、年度計画での目標「50%」に対し、実績値「78%（達成率156%）」であった。 <p>機構は、団地再生事業に当たって、持続可能で活力ある地域・まちづくりを推進するため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・604戸の建替住宅を供給するとともに、居住者に対するきめ細やかな説明や移転折衝により、2,137戸のストックを削減し、資産の良質化とストック量の適正化を推進した。 ・整備敷地等への新たな機能導入又は既存機能の強化の検討に当たり、地方公共団体等との間で連携協定等を締結（令和元年度末時点 令和元年度に新たに締結した7団体を含め、有効な連携協定等の件数は31件）し、地方公共団体等との連携構築・関係強化を図った。 <p>これらを踏まえ、令和元年度における所期の目標を上回っていること、持続可能で活力ある地域・まちづくりを推進するための取組を着実に実施している一方で、整備敷地等を活用した一層のコミュニティ形成促進等が望まれることを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当なし</p> <p><その他事項></p> <p>評定について、外部有識者は「B」評定が妥当であるとの意見で一致した。</p>

<p>ティの実現に向けたまちづくり、団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援、公共公益施設の再編・再整備を推進すること。</p>	<p>合的、選択的に行い、資産の良質化とストック量の適正化を図る。</p> <p>また、事業を予定する団地においては、個別団地の状況等を踏まえ、必要に応じて、コミュニティの活性化、資産の有効活用の観点から、定期借家契約を導入する。</p> <p>全面借地方式市街地住宅及び特別借賃貸住宅については、土地所有者等との協議を行い、譲渡、返還等を着実に進める。</p>	<p>合的、選択的に行い、資産の良質化とストック量の適正化を図る。</p> <p>また、事業を予定する団地においては、個別団地の状況等を踏まえ、必要に応じて、コミュニティの活性化、資産の有効活用の観点から、定期借家契約を導入する。</p> <p>全面借地方式市街地住宅及び特別借賃貸住宅については、土地所有者等との協議を行い、譲渡、返還等を着実に進める。</p>		<p>全面借地方式市街地住宅については、関係者との協議調整の進捗に伴い、19団地において、土地所有者等への譲渡、返還等の手続を完了した。</p> <p>特別借賃貸住宅については、期間満了に伴い2団地を建物所有者に返還した。</p>	<p>市は、「官民連携により、住宅団地開発と既存住棟活用をかけあわせた団地再生『宗像・日の里モデル』を構築するとともに、他自治体のモデルや刺激」となることを期待（宗像市記者発表資料引用）している。</p> <p>また、浜見平団地では、公園等を段階的に整備しており、令和元年度も公園及び整備敷地に誘致した公共公益施設、商業施設において、学びながら遊べるイベント「しろやまフェスタ」を開催し、約1,830人が来場した。</p> <p>以上のとおり、居住者から事業に対する理解と協力を得ることで初めて創出できる整備敷地等において、居住者をはじめ、地方公共団体、民間事業者等との丁寧な対話を積み重ねたこと等により具体化した、地域の魅力の維持・向上に資する機能の導入という、難易度かつ重要度の高い定量目標について、計画値（50%）を上回る実績（78%）を達成し、持続可能で活力ある地域・まちづくりを着実に推進したことから、A評価とする。</p>	<p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標を大きく上回る156%の達成率であり、また持続可能な街づくりの観点から、資産の適正化を図っており、高く評価される。 ・団地再生はURの将来に向けた重要課題であることから、質的な部分の重要性と令和元年度の達成率等を総合的に勘案した。 ・持続可能で活力ある地域・まちづくりを推進するための取組を着実に実施している。地味だが、団地再生に向けて、防災機能の強化や地域の魅力を高める拠点機能の整備など、新たな機能の導入と既存の機能の強化に取り組んでおり、地域の地方公共団体との連携を強化しているとのことであるから、引き続き頑張っただきたい。 ・新たな機能の導入については評価できるものの、それぞれの団地の特性に見合った機能となっているかどうかの事後検証が必要ではないか。
	<p>② 地方公共団体等との連携による地域・まちづくりへの貢献</p> <p>持続可能で活力ある地域・まちづくりに貢献するため、地方公共団体等との密接な意見交換の実施等により、地域の課題解決に資する連携・協力体制を構築する。また、団地再生に併せて、地域に必要な拠点機能の整備、防災機能の強化、コンパクトシティの実現に向けたまちづくり、団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援や公共公益施設の再編・再整備等を推進する。</p> <p>さらに、団地再生に伴い整備した敷地の民間事業者等への譲渡等を通じて、民間事業者、社会福祉法人、医療法人等の多様な事業主体と協働し、医療、福祉、介護、商業、生活支援施設等、地域に必要な拠点</p>	<p>② 地方公共団体等との連携による地域・まちづくりへの貢献</p> <p>持続可能で活力ある地域・まちづくりに貢献するため、地方公共団体等との密接な意見交換の実施等により、地域の課題解決に資する連携・協力体制を構築する。また、団地再生に併せて、地域に必要な拠点機能の整備、防災機能の強化、コンパクトシティの実現に向けたまちづくり、団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援や公共公益施設の再編・再整備等を推進する。</p> <p>さらに、団地再生に伴い整備した敷地の民間事業者等への譲渡等を通じて、民間事業者、社会福祉法人、医療法人等の多様な事業主体と協働し、医療、福祉、介護、商業、生活支援施設等、地域に必要な拠点</p>		<p>② 地方公共団体等との連携による地域・まちづくりへの貢献</p> <p>地方公共団体との連携構築・強化を図るため、地方公共団体との間で新たに7件の連携協定等を締結し、令和2年3月31日時点で有効な連携協定等は31件となった。</p>		

	<p>機能の整備を推進するとともに、民間事業者の事業機会を創出する。</p> <p>これらの施策を推進することにより、団地再生事業により供給する整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給する割合について、概ね過半を目指す。</p>	<p>機能の整備を推進するとともに、民間事業者の事業機会を創出する。</p> <p>これらの施策を推進することにより、団地再生事業により供給する整備敷地等のうち、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給する割合について、50%を目指す。</p>		<p>これらの施策を推進することにより、団地再生事業により供給した整備敷地等（全9件）のうち、7件※について、新たな機能の導入、又は既存の機能の強化を目的として供給した（全体の約78%）。</p> <p>※ 主な用途（対象7件：団地名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利便：3件（豊四季台団地（千葉県柏市）、浜見平団地、日の里団地（福岡県宗像市）） ・ 高齢者支援：2件（高根台団地（千葉県船橋市）、鶴舞団地（奈良県奈良市）） ・ 医療：1件（高根台団地） ・ 公園：1件（浜見平団地） <p>（この他、住宅用途：2件（白鷺団地（大阪府堺市）他）を合わせて9件の整備敷地を供給）</p>		
--	--	---	--	---	--	--

4. その他参考情報
無し

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-3	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置 2 多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現 (3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現		
業務に関連する政策・施策	政策目標2：良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標3：総合的なバリアフリー化を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法11条第1項第12号から第15号等
当該項目の重要度、難易度	難易度：「高」 今後耐震改修等を実施する必要がある住宅棟については、居住性等に配慮した計画・工法検討を要する等、改修難易度が高い高層建築物等や区分所有者との合意が必要となる建物が多いことや、耐震改修等の内容によっては、店舗及び住宅の賃借人との合意も必要となるなど、多くの居住者の方々の理解を得て耐震改修を進めることが必要不可欠であることから、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和元年度）1-① 行政事業レビューシート番号 004

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
バリアフリー化を図った住宅の割合（計画値）	60%	—	56%	—	—	—	—	予算額（百万円）	459,519	—	—	—	—
バリアフリー化を図った住宅の割合（実績値）	—	—	57.0%	—	—	—	—	決算額（百万円）	445,711	—	—	—	—
達成率	—	—	102%	—	—	—	—	経常費用（百万円）	568,809	—	—	—	—
UR賃貸住宅ストックの耐震化率（住宅棟の耐震改修等の実施）（計画値）	95%以上 (200棟)	—	— (30棟)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	経常利益（百万円）	76,549	—	—	—	—
UR賃貸住宅ストックの耐震化率（住宅棟の耐震改修等の実施）（実績値）	—	—	— (44棟)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	行政コスト（百万円）	632,684	—	—	—	—
達成率	—	—	147%	—	—	—	—	従事人員数（人）	1,592	—	—	—	—

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現</p> <p>UR賃貸住宅の高経年化が進むなか、居住者のライフスタイルの変化やニーズの多様化に適切に対応し、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしを実現するためには、UR賃貸住宅ストックの質や価値の向上を図ることが求められる。</p> <p>このため、機構は、次の取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様化するニーズに対応した快適で魅力ある賃貸住宅の供給を図るため、建替えやリノベーション、バリアフリー化等の改修の実施を推進すること。 ・安全で安心な賃貸住宅の供給を図るため、適時・適切な計画的修繕や耐震改修等を推進すること。 ・高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、住宅セーフティネットの役割を果たすこと。 ・ミクストコミュニティの形成を図るため、近居促進制度など様々 	<p>(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現</p> <p>UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしを実現するため、多様化する居住ニーズに対応した魅力ある賃貸住宅の供給、適時・適切な修繕・維持管理等の実施等により、賃貸住宅ストックの価値向上を図り、経営基盤を安定化させ、住宅セーフティネットとしての役割の充実など政策的役割を持続的に果たす。</p> <p>① 多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給</p> <p>国民の多様化する居住ニーズに対応するため、既存のUR賃貸住宅について、建替えやリノベーション、バリアフリー化等の改修を推進し、快適で魅力ある賃貸住宅を供給する。なお、バリアフリー化率は、平成35年度末時点において60%以上とする。</p> <p>また、地域や団地の特性に応じて、費用対効果を踏まえた投資を行うこととし、民間事業者等と連携、顧客満足度の向上と収益力の確保を図る。</p> <p>* i) 2箇所以上の手すりの設置、ii) 屋内の段差解消、iii) 車椅子で通行可能な広い廊下幅の確保の</p>	<p>(3) UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現</p> <p>UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしを実現するため、多様化する居住ニーズに対応した魅力ある賃貸住宅の供給、適時・適切な修繕・維持管理等の実施等により、賃貸住宅ストックの価値向上を図り、経営基盤を安定化させ、住宅セーフティネットとしての役割の充実など政策的役割を持続的に果たす。</p> <p>① 多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給</p> <p>国民の多様化する居住ニーズに対応するため、既存のUR賃貸住宅について、建替えやリノベーション、バリアフリー化等の改修を推進し、快適で魅力ある賃貸住宅を供給する。なお、バリアフリー化率は、平成31年度末時点において56%以上とする。</p> <p>また、地域や団地の特性に応じて、費用対効果を踏まえた投資を行うこととし、民間事業者等と連携、顧客満足度の向上と収益力の確保を図る。</p> <p>* i) 2箇所以上の手すりの設置、ii) 屋内の段差解消、iii) 車椅子で通行可能な広い廊下幅の確保の</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化を図った住宅の割合 56%以上 ・UR賃貸住宅ストックの耐震化率 30棟の耐震改修等を実施 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リノベーション住宅、建替住宅の供給戸数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様化する居住ニーズに対応した魅力ある賃貸住宅の供給、適時・適切な修繕・維持管理、様々な制度を活用したサービスの提供等の実施により、住宅セーフティネットとしての役割の充実を図り、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進したか。 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化を図った住宅の割合 57.0% ・UR賃貸住宅ストックの耐震化率 44棟の耐震改修等を実施 <p>① 多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給</p> <p>国民の多様化する居住ニーズに対応するため、既存のUR賃貸住宅について、建替えによる住宅を604戸供給し、改修では、リノベーション住宅を11,218戸供給するとともに、空家修繕時等に手すり等を設置するバリアフリー化を推進した。これらにより、UR賃貸住宅ストック全体でバリアフリー化を図った住宅の割合は、57.0%となった。</p> <p>また、平成30年度の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の附帯決議で、「共同住宅のバリアフリーに関する情報提供の取組を促進すること」が明記されたことを踏まえ、UR賃貸住宅への入居を検討しているお客様に対してバリアフリー</p>	<p><評定と根拠> I-2-(3)</p> <p>評定：B</p> <p><評価の概要></p> <p>UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしを実現するため、多様化するニーズに対応した賃貸住宅の供給を推進した他、適時・適切な修繕・維持管理等を実施した。</p> <p><具体的な事例・評価は以下のとおり></p> <p>① 国民の多様化する居住ニーズへの対応としては、建替えによる住宅やリノベーション住宅の供給、バリアフリー化等の改修を実施し、UR賃貸住宅ストック全体に占めるバリアフリー化を図った住宅の割合は、令和元年度末で57.0%と、計画(約56%)を達成した。</p> <p>② 適時・適切な修繕・維持管理等としては、計画的修繕、耐震改修等を着実に進め、安全で安心なUR賃貸住宅を提供した。特に耐震改修等は、計画(30棟)を上回る44棟で実施した。</p> <p>以上のとおり、賃貸住宅ストックの価値向上を実現していることに加え、世帯属性に左右されない募集の継続や近居促進制度等の促進により、民間市場で入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、住宅セーフティネットの役割を引き続き果たしている。</p> <p>これらを踏まえ、B評価とする。</p>	<p>評定：B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>年度計画等で定めた主な定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化を図った住宅の割合について、空家修繕時等に手すり等を設置するバリアフリー化を推進したことにより、年度計画での目標「56%以上」に対し、実績値「57%」(達成「102%」)であった。 ・UR賃貸住宅ストックの耐震化率について工期管理の徹底や用途廃止に向けた丁寧な居住者折衝等を行い、耐震改修工事を推進したことにより、年度計画での目標「30棟の耐震改修等を実施」に対し、実績値「44棟の耐震改修等を実施(達成率147%)」であった。 <p>機構は、住宅セーフティネットとしての役割の充実に当たって、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進するため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の多様化する居住ニーズに対応するため、建替えにより604戸の住宅を、改修により11,218戸のリノベーション住宅を供給した。 ・共同住宅のバリアフリーに関する情報提供を促進するため、UR賃貸住宅の空家検索サイトにおいてUR賃貸住宅に関するバリアフリー情報の提供を開始した。 ・民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集を継続して実施した。 ・様々な入居制度(近居割、家賃改定減額措置、健康寿命サポート住宅や子育て世帯向け地域優良賃貸住宅等)における家賃減額、ストック再生・再編に伴う減額措置等)を活用し、ミクストコミュニティ形成の促進や利用者のニーズに対応した。 <p>これらを踏まえ、令和元年度における所期の目標を達成していること、UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進するための取組を着実に実施していることを総合的に勘案し、「B」評定とする。</p>

<p>な制度を活用したサービスの提供を推進すること。</p> <p>・低所得の高齢者世帯、団地再生事業等の実施に伴い移転が必要となる居住者等の居住の安定の確保を図るため、国からの財政支援を得つつ、適切に家賃減額措置を講じること。</p>	<p>全部又は一部がなされた住宅の割合</p> <p>② 安全で安心なUR賃貸住宅の提供</p> <p>安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、適時・適切な計画的修繕、耐震改修等を実施し、住宅棟のうち耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有するものの割合を平成35年度末時点において95%以上とする。</p> <p>高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集を継続するとともに、ミクストコミュニティ形成の促進や利用者のニーズに対応するため、近居促進制度など様々な入居制度を活用しサービスの提供を行う。</p> <p>また、引き続き、居住者との意思疎通を図り、信頼関係を強化する。</p>	<p>全部又は一部がなされた住宅の割合</p> <p>② 安全で安心なUR賃貸住宅の提供</p> <p>安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、適時・適切な計画的修繕、耐震改修等を実施し、平成31年度においては30棟の耐震改修等を実施し、平成32年度以降も計画的に耐震改修等を行うことにより、住宅棟のうち耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有するものの割合を平成35年度末時点において95%以上とすることを目指す。</p> <p>高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿として、世帯属性に左右されない入居者の募集を継続するとともに、ミクストコミュニティ形成の促進や利用者のニーズに対応するため、近居促進制度など様々な入居制度を活用しサービスの提供を行う。</p> <p>また、引き続き、居住者との意思疎通を図り、信頼関係を強化する。</p>		<p>情報（住棟入口から住戸までの入口）の提供を開始。空家検索サイトにおいて、「段差のないアプローチ」として、条件検索が可能となった。</p> <p>② 安全で安心なUR賃貸住宅の提供</p> <p>安全で安心なUR賃貸住宅を提供するため、令和元年度44棟の耐震改修等を行い、住宅棟のうち耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有するものの割合は約94.3%となった。</p> <p>高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等といった民間市場では入居に制約を受けがちな世帯の公平な受け皿としては、世帯属性に左右されない入居者の募集をこれまで同様に実施するとともに、ミクストコミュニティ形成の促進や利用者のニーズに対応するため、様々な入居制度を積極的に活用した。</p> <p>例えば、高齢者・子育て世帯等と支援する親族の世帯の双方が、同一駅圏（概ね半径2km）のUR賃貸住宅に近居する場合（近居割）や、機構が指定するエリア内のあらゆる住宅で近居する場合（近居割ワイド）において、新たに入居する世帯の家賃を5年間5%割引する「近居割」をこれまでに引き続き実施（近居割対象1,167団地、近居割ワイド対象134エリア543団地）し、本制度による契約件数は6,250件となった。</p> <p>また、居住者との相互理解の深化及び適切な管理水準の維持に努めるべく、居住者団体等との懇談会等を約200回開催した。</p>		<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p> <p><その他事項></p> <p>評定について、外部有識者は「B」評定が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難しい課題にしっかり取り組み、着実に成果をあげていると認められる。 ・年度計画に対し順調に事業を推進した。 ・UR賃貸住宅における安全・安心・快適な暮らしの実現を推進するための取組を着実に実施していると認められる。多様化するニーズに対し、建替え、改修などにより耐震化率も向上させており、多数のリノベーション住宅を実現し、また、バリアフリー化の推進に加えその情報の提供、近居割、家賃改定減額措置などをはじめとする様々な入居制度を揃え、民間事業者との連携もしつつ利用者ニーズを実現していること等、今までのノウハウに加えて、多数あるUR賃貸住宅の管理を含め、居住のニーズに対応しており、今後もさらなる安全・安心・快適な暮らしの実現を推進していただきたい。
--	---	---	--	---	--	--

	<p>③ 居住者の居住の安定の確保</p> <p>UR賃貸住宅に居住する低所得の高齢者世帯等に対して、国からの財政支援を得つつ、家賃減額措置を適切に講じ、また、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては、これに加え、移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置を講ずることにより、居住者の居住の安定の確保に努める。</p>	<p>③ 居住者の居住の安定の確保</p> <p>UR賃貸住宅に居住する低所得の高齢者世帯等に対して、国からの財政支援を得つつ、家賃減額措置を適切に講じ、また、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては、これに加え、移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置を講ずることにより、居住者の居住の安定の確保に努める。</p>		<p>③ 居住者の居住の安定の確保</p> <p>家賃改定に伴い家賃が上昇する低所得高齢者世帯等（約20,700世帯）について、国から財政支援約4.5億円を得て、総額約10億円の家賃減額を実施した。</p> <p>また、高齢者向け優良賃貸住宅（高賃貸）に入居する低所得高齢者世帯（約22,000世帯*）については、国から財政支援約24億円を得て、総額約57億円の家賃減額を実施した。</p> <p>平成28年度から地域優良賃貸住宅制度に基づき家賃減額を実施した健康寿命サポート住宅に入居する低所得高齢者世帯（約800世帯*）について、国から財政支援約0.4億円を得て、総額約0.8億円の家賃減額を実施した。</p> <p>子育て世帯を応援するため、地域優良賃貸住宅制度を活用し、一定の要件を満たした方に家賃を最大2割減額する「子育て割」（約2,900世帯*）については、国から財政支援約2.1億円を得て、総額約4.2億円の家賃減額を実施した。</p> <p>（*減額適用世帯数は管理戸数である。）</p> <p>さらに、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては、移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置を講じるとともに、UR賃貸住宅へ移転する者（約23,500世帯（うち低所得高齢者世帯等約15,200世帯））について、国から財政支援約55億円を得つつ、総額約78億円（うち低所得高齢者</p>		
--	---	---	--	--	--	--

				世帯等約 65 億円) の家賃減額を 実施した。		
--	--	--	--	-----------------------------	--	--

4. その他参考情報						
無し						

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施 (1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援 (2) 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法 11 条第 1 項及び第 2 項第 3 号等
当該項目の重要度、難易度	<p>重要度：「高」</p> <p>「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針（平成 28 年 3 月 11 日閣議決定）において、平成 28 年度から平成 32 年度までの「復興・創生期間」では、災害に強く、かつ、被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等に向け、現在計画中の復旧・復興工事を着実に進め、完了させることに重点的に取り組むこととされており、機構においても被災地方公共団体から受託した事業等を計画通りに進める必要があるため。</p> <p>難易度：「高」</p> <p>復興まちづくり事業は、早期の復興を実現し、遅延することなく計画通りに確実に進める必要がある一方で、まち全体が事業区域となるなど、一般的な事業と比べ、事業規模が大規模なことに加え、特に福島県における復興まちづくり事業は、未だ多くの住民が避難中であることや事業区域への立ち入り規制があること等の事業実施に当たっての制約が多いことから、難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ																																																																					
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）																																																													
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度																																																								
 <table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> 																																																																予算額（百万円）	73,788	—	—	—	—
決算額（百万円）	60,533	—	—	—	—																																																																
経常費用（百万円）	65,910	—	—	—	—																																																																
経常利益（百万円）	▲311	—	—	—	—																																																																
行政コスト（百万円）	65,940	—	—	—	—																																																																
従事人員数（人）	245	—	—	—	—																																																																

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>3. 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</p> <p>東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎えているものの、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する状況にあり、これらに取り組むことが必要である。</p> <p>このため、機構は、復興支援を引き続き機構の最優先事項として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業を着実に実施すること。また、事業進捗に合わせた体制整備や機動的な組織運営を行うこと。</p>	<p>3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</p> <p>東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎え、また、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する中、復興支援を引き続き機構の最優先業務として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業の着実な実施に努める。また、事業進捗に合わせた体制整備・機動的な組織運営を行う。</p>	<p>3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施</p> <p>東日本大震災の復興事業については、津波被災地域での事業が終盤を迎え、また、福島県の原子力災害被災地域での支援が本格化する中、復興支援を引き続き機構の最優先業務として位置づけ、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しつつ、復興事業の着実な実施に努める。また、事業進捗に合わせた体制整備・機動的な組織運営を行う。</p>	<p><主な定量的な指標></p> <p>－</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・3町（大熊町、双葉町、浪江町）から委託を受けた復興拠点整備事業等3地区約117haについて、各地方公共団体が定める事業計画等に基づき着実に実施 ・岩手県、宮城県、福島県の12地方公共団体から委託を受けた復興市街地整備事業22地区約1,314haについて、各地方公共団体が定める事業計画に基づき着実に実施 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地の早期の復興を実現するため、復興事業を遅延することなく、計画どおり着実に進めているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>復興支援体制等について、引き続き復興支援を機構の最優先業務として位置付け、事業がピークである中、進捗状況にあわせた現地復興支援体制を整備し、完成時期の遵守と施工品質の確保を両立させながら、事業を着実に実施した。</p> <p>福島県の原子力災害被災地域においては、国等と連携しながら被災地方公共団体の復興支援を本格化する中で、福島県の原子力災害被災地域の復興を支援する体制を強化した。（福島震災復興支援本部の発足等）</p> <p>津波被災地域における復興市街地整備事業においては、高台移転や大規模造成工事を伴う難易度の高い事業について、引き続きCM（コンストラクション・マネジメント）方式の活用等により、収入支出・工程等の執行管理を徹底し、事業の着実な推進を図るとともに、事業完了に伴い体制を見直した（復興支援事務所を3か所閉所）。</p> <p>災害公営住宅整備事業においては、岩手県から建設要請を受けた災害公営住宅の建設工事に着手した。（現地復興支援体制：平成30年度末：288名⇒令和元年度末：243名）</p>	<p><評定と根拠> I-3-(1)(2)</p> <p>評定：A</p> <p><評価の概要></p> <p>東日本大震災の復興支援業務については、令和2年度の「復興・創生期間」の終了に向けて、復興事業がピークである中、引き続き機構の最優先業務に位置付け実施した。</p> <p>福島県の原子力災害被災地域においては、一部地域において立入り規制が続く困難な状況の中、町のニーズに応じてソフト・ハード両面から幅広く支援を実施し、また、復興市街地整備事業では、大規模な造成工事を行いつつ、複数の関連工事・手続を並行して実施する等、難易度の高い事業を効率良く推進するとともに、土地利活用促進に向けた市町への支援を行った。これらの支援について、各被災市町の復興計画のスケジュールに沿って受託した各事業を円滑かつ迅速に進め、復興の着実な推進に寄与した。</p> <p>このように、完成時期の遵守と施工品質の確保、現場の安全管理に配慮しながら、事業進捗にあわせた現地復興支援体制を整備し、事業を着実に実施し、令和元年度における目標を達成したことは評価できる。</p> <p><具体的な事例・評価は以下のとおり></p> <p>① 福島県の原子力災害被災地域における支援</p>	<p>評定：A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>年度計画等で定めた目標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の「復興・創生期間」の終了に向けて、復興事業がピークである中、引き続き機構の最優先業務に位置付け、完成時期の遵守と施工品質の確保、現場の安全管理に配慮しながら、事業進捗にあわせた現地復興支援体制を整備し、遅延することなく、計画通りに事業を着実に実施した。 <p>機構は、東日本大震災からの復興に係る業務に当たって、①福島県の原子力災害被災地域における復興支援、②津波被災地域における復興市街地整備事業の推進を図るため、以下の取組を実施した。</p> <p>① 福島県の原子力災害被災地域における復興支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未だ多くの住民が避難中であり、一部事業地区については立入りの規制が継続している等、事業実施に当たってより困難な側面がある中、3町（大熊町、双葉町、浪江町）から委託を受けた3地区約117ha及びH30年度新たに受託した双葉町の1地区12haの計4地区129haの復興拠点整備事業について、2地区で計22haの一部引渡し完了、1地区で全ての引渡しを完了、1地区で工事着工と、着実に事業を実施した。 ・ハード面だけでなく、町のニーズに応じて避難者が帰町できる環境づくりに向けたソフト面での支援として、まちびらきに合わせた公的施設整備の発注者支援や町内の働く場づくりのため産業創出の検討、まちづくり構想検討に係る計画策定の支援など、幅広く地域再生のための支援を行った。 <p>②津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12自治体から委託を受けて22地区約1,314haの事業を復興計画のスケジュールに沿って着実に実施した。大規模な造成工事を伴う複数の関連工事・手続を並行して実施する難易度の高い事業を、CM方式による工期短縮などの機構の有する事業ノウハウを最大限活用しながら効率良く推進し、令和元年度は81haの引渡しを行い、計1,233ha（94%）の引渡しを完了した（令和元年度末まで
	<p>(1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援</p> <p>被災地方公共団体からの委託を受けた復興拠点整備事業等（3地区約117ha。平成32年度までに宅地等引渡し完了予定。）を着実に実施するとともに、被災地方公共団体からの復興拠点整備事業や復興まちづくりに係るコーディネート等の技術支援の要請に応じ、引き続き、国と連携しながら、復興まちづくり支援を更に進める。</p>	<p>(1) 福島県の原子力災害被災地域における復興支援</p> <p>被災地方公共団体からの委託を受けた復興拠点整備事業等（3地区約117ha。平成32年度までに宅地等引渡し完了予定。）を着実に実施するとともに、被災地方公共団体からの復興拠点整備事業や復興まちづくりに係るコーディネート等の技術支援の要請に応じ、引き続き、国と連携しながら、復興まちづくり支援を更に進める。</p>				
	<p>(2) 津波被災地域にお</p>	<p>(2) 津波被災地域にお</p>				

	<p>る復興市街地整備事業の推進</p> <p>被災地方公共団体から委託を受けた津波被災地における復興市街地整備事業（22 地区約 1,314ha。平成 32 年度までに宅地等引渡し完了予定。）等について、事業計画に基づき着実に実施する。</p>	<p>ける復興市街地整備事業の推進</p> <p>被災地方公共団体から委託を受けた津波被災地における復興市街地整備事業（22 地区約 1,314ha。平成 32 年度までに宅地等引渡し完了予定。）等について、事業計画に基づき着実に実施する。</p>		<p>内の公的施設整備に係る発注者支援や町が設置する福祉施設の運営体制構築などの地域再生支援などのソフト支援についても着実に実施し、復興支援を加速した。</p> <p>【大熊町】</p> <p>平成 29 年度に町から受託した大川原地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業においては、工事を着実に進めた結果、令和元年度中に地区内の道路用地、交流施設用地等（約 7ha・累計 11ha）について町への引渡しを実施した。</p> <p>なお、同地区においては、事業の着実な進捗の結果、平成 31 年 4 月に大川原地区を中心としたエリアが原発所在自治体で初の避難指示解除となり、まちびらきを迎えた。これに伴い、同地区内においては、令和元年 6 月及び 10 月に災害公営住宅（第 1 期）及び福島再生賃貸住宅（共に UR が基本計画策定を支援）の入居も始まっている。</p> <p>一方、地区におけるソフト面の支援として、地区内の公的施設（町役場新庁舎、交流施設、商業施設、宿泊・温浴施設、福祉施設）の整備に係る発注者支援についてもハード整備と一体的に推進。その結果、町役場新庁舎はまちびらきに合わせ令和元年 5 月に開庁し、商業施設、宿泊・温浴施設及び交流施設については、実施設計・施工業者が決定し、施工に向けた実施設計が進むなど、各施設の整備が着実に進んでいる。（令和 2 年度工事着手）</p> <p>さらに、平成 30 年度から計画策定支援を行う特定復興再生拠点区域内における新たな拠点整備である JR 常磐線大野駅周辺の下野上地</p>	<p>福島の原子力災害被災地域における復興拠点等整備に向けた支援については、3 町（大熊町、双葉町、浪江町）から受託した 4 地区の復興拠点整備事業を着実に推進した。</p> <p>大熊町大川原地区については、避難者が帰町できる環境をつくるため、町がおかれている環境やニーズに応じて、ハード・ソフト両面からフルパッケージで支援を実施した。</p> <p>ハード面においては、地区の基盤整備を進めた結果、平成 31 年 4 月に原発所在自治体で初の避難指示解除となり、まちびらきを迎え、基盤整備から建物整備の発注者支援まで一貫して支援した大熊町新庁舎についても令和元年 5 月に開庁を迎えた。</p> <p>ソフト面においては、町に必要な居住、就労、交流、商業、福祉等の帰町に必要な機能の整備のため、町のニーズに応じて様々な形での支援を実施した。</p> <p>居住機能については、災害公営住宅と福島再生賃貸住宅（共に UR が基本計画策定を支援）が、それぞれ 6 月及び 10 月に入居開始を迎え、町での人の暮らしが再び始まった。</p> <p>交流、商業、福祉の機能を担う公的施設についても発注者支援により町を支援。交流施設、商業施設は実施設計がほぼ完了し令和 2 年度当初の工事着手の見通しが立ち、福祉施設は令和 2 年 3 月に施設完成を迎えた。</p> <p>さらに福祉施設においては、グループホーム立上げのため、運営体制の構築支援及び、避難</p>	<p>に 20 地区で宅地引渡し完了)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ハード面だけでなく、被災地に進出意向のある企業の誘致に向けた支援を行う等、土地利活用促進に向けた市町の取組へのソフト支援を行った。 <p>また、令和元年度受託業務が完了した 3 つの自治体（岩手県山田町、釜石市、大船渡市）からの感謝状、全建賞（石巻市新門脇地区における地域コミュニティと協働した復興まちづくり）、土木学会デザイン賞最優秀賞（女川駅前シンボル空間／女川町震災復興事業）等、外部から機構の取組が高く評価され、東日本大震災からの復興に係る取組の効果が認められる。さらに、これまでの機構の実績が評価され、宮城県から追加支援の要請があり、令和 2 年 3 月に覚書等を締結するに至り、令和 2 年度からの支援体制が確立されたところである。</p> <p>これらを踏まえ、令和元年度における所期の目標を達成していること、機構が、東日本大震災という未曾有の災害からの復興という重要かつ難易度の高い業務を遅延することなく計画的に推進しつつ、被災地の早期の復興とまちへの人々の帰還・居住を目指した自治体のニーズに合わせて様々な新たな支援に取り組みなど優れた実施状況にあること、地方自治体等からの評価により取組の効果が認められ、追加支援要請に繋がったことを総合的に勘案し、「A」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p> <p><その他事項> 評定について、外部有識者は「A」評定が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災の復興事業も、経済活動の促進へと質的变化をとげている。これまでの知見を着実に生かしながら、さらに支援方法を弾力的に工夫して地域のニーズにこたえている。高く評価すべきである。 東日本大震災という未曾有の災害からの復興という困難な事業を遅延することなく計画的に推進しつつ、被災地のニーズに多面的に的確に応えた実績を勘案した。 福島県の原子力災害被災地域における復興支援という極めて難しい困難な課題に取り組んでいること、津波被災地域における復興市街地整備事業の推進において、令和元年度は 81ha
--	--	---	--	---	---	--

<p>区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業について、基本設計を進め、住民ワークショップにて帰還を望む住民から幅広く意見を聞き、それらを反映しつつ都市計画手続きに着手するなど、事業化に向けた支援を着実に進めた。</p> <p>平成 31 年 4 月に避難指示解除がされたが、町の掲げる「帰町を選択できる環境づくり」を実現していくため、ソフト面の支援の一つとして大熊町の地域再生支援を進めた。町の福祉政策である「福祉の里構想」については、構想策定から構想の具現化としての福祉施設の立上げ（福祉施設の体制構築、人材募集等）による就労者確保、入居者募集等）まで支援を実施。令和 2 年度当初に開所できる見通しとなっている。また、産業創出の検討のため令和元年 10 月に町の課題解決に向けた新規事業創出のためのワークショップを企業 13 社と実施。また、地域の名産の再生を通じた関係人口の誘導及び町内交流の場づくりとして、大熊キウイ再生クラブを令和元年 12 月に立ち上げた。</p> <p>【双葉町】</p> <p>平成 29 年度に町から受託した中野地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業においては、工事を着実に進め、令和元年度中に 15ha（累計 20ha）について町への引渡しを完了した。地区内の企業等の立地については 12 件、17 社、16ha（特定業務施設全体の 45%）の立地が決定し、うち 1 件については操業を開始するなど、事業が着実に進捗している。</p> <p>また、平成 30 年度より町から委</p>	<p>指示解除後間もない地域での就労者確保に向けた採用活動の支援等を行い、令和 2 年 4 月に開所に至った。</p> <p>このほか、町内の働く場づくりのため産業創出の検討、関係人口の誘導及び町内交流の場づくりとしてキウイ再生の活動を開始するなど、幅広く地域再生のための支援を行った。</p> <p>一方、現在帰還困難区域にある特定復興再生拠点区域内にある大熊町下野上地区については、一団地の復興再生拠点市街地形成施設の事業化に向けて、町民ワークショップを開催し、長期間の避難が続く町民の意見を聴きながら丁寧に計画づくりを進めた。</p> <p>双葉町中野地区においては、町の復興のさきがけとなる「働く拠点」として復興拠点整備事業を着実に推進したほか、双葉町が整備する産業交流センターの建築工事に係る発注者支援を行った。これにより令和元年 12 月には最初の民間施設が稼働開始したほか、令和 2 年 3 月には双葉町で初めて避難指示が解除されるなど、復興が着実に進んだ。</p> <p>また、帰還困難区域内の双葉町双葉駅西側第一地区については、双葉町初の「住む拠点」として令和元年 8 月に工事着手し、10 月の起工式典において双葉町長は「帰還への第一歩をようやく踏み出すことができた。これから新たなアイデアを取り入れながらまちづくりを進める考え」と機構への期待を述べ、こ</p>	<p>の引渡しを行い累計で 1,233ha（94%）の引渡し、令和元年度末までに 20 地区での宅地引渡しも完了したとのことであるから、東日本大震災以降、約 8 年近くの時間をかけて被災地域の早期復興のために貢献をしてきたことは、極めて大きなことと思う。</p> <p>・東日本大震災からの復興における UR の果たした役割については敬意を表したい。福島を中心に残された復興事業にも引き続き尽力してもらいたい。</p>
--	---	---

				<p>託を受け発注者支援を行っている産業交流センターについては、平成31年4月に工事着手し、令和2年7月の開業に向けて着実に工事を進めている。</p> <p>平成30年度に町から受託した帰還困難区域内の一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業である双葉駅西側第一地区は、実施設計等を進めた上で、令和元年8月に工事着手した。特に令和2年3月のJR常磐線再開に合わせた東口駅前広場の整備については、工事を着実に進めた結果、同月に整備を完了した。</p> <p>(令和2年3月の双葉駅周辺の一部地域避難指示解除により、JR常磐線再開とともに同広場も供用開始)</p> <p>【浪江町】</p> <p>平成29年度に町から受託した棚塩地区産業団地整備事業においては、着実に工事を進め、令和2年2月に地区内49haの全ての土地の町への引渡しを終えた。地区内においては、同年3月に水素製造拠点施設が開所し、また、ロボットテストフィールド滑走路が供用開始された。これらの施設は福島県浜通り地域の新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトである福島イノベーションコースト構想の主要施設でもあり、着実な事業進捗により、東京オリンピックへの供給スケジュール等に沿った操業開始が実現した。また、令和元年11月には用地を引渡した木材製品生産拠点施設が建築着工するなど、町の掲げる「先端的な事業・産業の誘致創出」に寄与することができた。</p> <p>また、令和元年4月に基盤整備事業の発注者支援業務を受託した南</p>	<p>れを受けて理事長から「人が住んでこそ復興。双葉らしいまちづくりを進めていきたい」と総力を挙げて推進する姿勢を表明している。その後、常磐線運行再開が迫る厳しいスケジュールの中で着実に工事を進め、令和2年3月のJR常磐線再開に合わせて東口駅前広場の工事を概成させ、供用開始した。</p> <p>浪江町棚塩地区については、地区内の水素製造拠点施設が東京オリンピックへの供給スケジュールに合わせて令和2年3月に本格稼働が必要であることから、平成30年3月の基盤整備工事着手の3か月後から順次用地を先行して引き渡し、事業者間調整のノウハウを活かして、同施設の建設工事と基盤整備工事を輻輳して進めた。工事調整を円滑に進めた結果、令和元年8月には同施設は試験操業を開始し、令和2年3月には本格操業を開始した。また基盤整備工事についても同年2月に完了した。</p> <p>これら原子力災害被災地域においては、未だ多くの住民が避難中であり、一部事業地区については立入りの規制が継続している等、事業実施にあたってより困難な側面がある中、被災地の早期の復興のため、避難者が帰町できる環境づくりに向けた復興拠点整備事業等を、遅延することなく、計画どおり確実に進めた。</p> <p>② 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p>	
--	--	--	--	--	--	--

<p>産業団地整備事業については、実施設計を着実に進め、令和2年2月に工事着手した。</p> <p>さらに、令和元年11月に浪江町中心市街地における駅周辺の拠点形成に向けた調査業務を受託し、浪江駅周辺エリアのまちづくり構想検討に係る計画策定を支援した。</p>	<p>復興市街地整備事業については、22地区1,314haの面整備を機構が実施した。高台移転、市街地の嵩上げ等広域で大規模な造成工事を伴う難易度が高い事業を実施し、また、各地区内における複数の関連事業との工程調整なども円滑に実施した。その結果、山田町山田地区、釜石市片岸地区、鶴住居地区、大船渡市大船渡駅周辺地区、気仙沼市鹿折地区、女川町離半島部地区では、工事の最終局面まで関連事業（防潮堤、河川護岸、復旧・復興道路、漁港機能強化等）の遅延や難航権利者対応等の困難な課題に直面する中で予定通り工事を完了させ、換地計画や事業計画上のしつこくといった複雑な行程を並行して効率良く進めることにより、各被災市町の策定した復興計画のスケジュールに沿って着実に事業完了させた。</p> <p>なお、令和2年3月、令和元年度受託業務が完了した3つの自治体（岩手県山田町、釜石市、大船渡市）からURに対して感謝状をいただき、「技術力や事業推進力を発揮して新たなまちづくりの推進に多大な貢献をされました」（大船渡市感謝状より抜粋）との評価と感謝の言葉を頂戴している。</p> <p>また、気仙沼市南気仙沼地区、女川町中心部地区でも、厳しい工程の中、宅地整備について品質を確保しつつ円滑かつ迅速に整備を行い、地区内の宅地引渡しを完了させるなど、事業収束に向けて工事等を着実に実施し</p>				
<p>② 津波被災地域における復興市街地整備事業の推進</p> <p>16自治体から委託を受け、26地区で事業計画等の策定・検討を行い、12自治体から委託を受けて22地区1,314haで事業を実施した。令和元年度中に81haの引渡しを行い、計1,233ha（94%）の引渡しが完了した。</p> <p>令和元年度末までに20地区の宅地引渡しを終え（残2地区）、各自治体から受託した復興市街地整備事業における宅地整備については令和2年度完了の目途が立った。あわせて、被災地に進出意向のある企業の誘致に向けた支援を行う等、土地利活用促進に向けたソフト支援も行った。</p>	<p>【整備事例】</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1380 451 1558 577">令和元年度に事業完了した地区</td> <td data-bbox="1558 451 1780 577">山田地区（岩手県山田町）、片岸地区・鶴住居地区（岩手県釜石市）、大船渡駅周辺地区（岩手県大船渡市）、鹿折地区（宮城県気仙沼市）、女川町離半島部地区（宮城県女川町）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1380 577 1558 703">令和元年度に宅地の引渡し</td> <td data-bbox="1558 577 1780 703">南気仙沼地区（宮城県気仙沼市）、</td> </tr> </table>	令和元年度に事業完了した地区	山田地区（岩手県山田町）、片岸地区・鶴住居地区（岩手県釜石市）、大船渡駅周辺地区（岩手県大船渡市）、鹿折地区（宮城県気仙沼市）、女川町離半島部地区（宮城県女川町）	令和元年度に宅地の引渡し	南気仙沼地区（宮城県気仙沼市）、
令和元年度に事業完了した地区	山田地区（岩手県山田町）、片岸地区・鶴住居地区（岩手県釜石市）、大船渡駅周辺地区（岩手県大船渡市）、鹿折地区（宮城県気仙沼市）、女川町離半島部地区（宮城県女川町）				
令和元年度に宅地の引渡し	南気仙沼地区（宮城県気仙沼市）、				

が完了した地区	女川町中心部地区（宮城県女川町）	た。 なお、URが復興支援した地区において、その復興まちづくりが評価され、令和元年度においては、全建賞（石巻市新門脇地区における地域コミュニティと協働した復興まちづくり）、土木学会デザイン賞最優秀賞（女川駅前シンボル空間／女川町震災復興事業）といった賞を受賞している。
令和元年度にまちびらき等を行った地区等	大船渡駅周辺地区第4回まちびらき（岩手県大船渡市）、山田町復興記念まちびらき（岩手県山田町）、南三陸町震災復興祈念公園除幕式（一部開園）（宮城県南三陸町）	また、気仙沼市鹿折地区や南気仙沼地区における「事業者エントリー制度」では現在までにエントリー登録者130者中47者が成約に至り、これらの施策により、住民の生活利便性向上に寄与する商業施設等の立地が各地区で進み、住まいとまちの復興が目に見える形で進捗している。気仙沼市の施策は、復興庁が作成した「被災市街地における土地活用の促進に係るガイドブック」の中で紹介される等、他市町の土地利用促進の施策において先進事例として活用されているところである。
<p>平成25年度に大槌町から受託し実施してきた大槌町浪板地区等復興整備事業におけるCM方式の導入、運営等活用に関する発注者支援業務を行い、確実に事業が進捗した結果、令和元年度に事業完了を迎えた。</p> <p>また、宮城県からの要請により気仙沼市及び石巻市の復興事業間調整に係る技術支援を実施することとなり、同年3月に宮城県との覚書等を締結した。</p> <p>③ 災害公営住宅整備</p> <p>岩手県から建設要請を受けた災害公営住宅（1地区、99戸）について、昨年度から引き続き調査・設計を進め、また、事業実施に向けた地元説明等を経て、令和2年1月に建設工事に着手し、工事を着実に進めた。</p> <p>④ CM方式の活用等</p> <p>平成24年度に導入開始したCM方式については、導入から3～4年で全地区において大規模土工事がおおむね完了し、順次まちの概成を</p>		<p>あわせて、被災地の土地利用促進に向けたソフト支援についても、宅地販売で得たノウハウを活かし、陸前高田市が実施している空き地バンクやマッチング、事業者へのPR活動等に対し適宜支援や情報提供を行ってきた。</p> <p>③ 災害公営住宅整備</p> <p>災害公営住宅整備事業については、岩手県から建設要請を受けた災害公営住宅（1地区、99戸）について、昨年度から引き</p>

<p>迎える段階に到達している。令和元年度においても着実に宅地引渡しを進め、全体の94%が完成した。</p> <p>また、市町・機構・CMR（コンストラクションマネージャー）が連携した各種課題等への対応や遅延防止、建物等の同時立ち上がりに必要な施工と並行したライフライン調整など、導入したマネジメント方式の利点を活用することで大量の宅地引渡しの実現に大きく寄与し、CM方式活用による工期短縮等の効果が成果に大きく結びついた。</p> <p>【CM方式の全国展開、水平展開に向けた施策】</p> <p>令和元年東日本台風（台風第19号）による甚大な被害を受けた長野県からURに対して支援要請があったため、復興CM方式の現場で培った複合・重層的に発生する多種多様な工事間調整ノウハウを活用した「災害復旧工事マネジメント」を提案し、令和2年3月に当該施策を進める協力協定を締結した。</p> <p>加えて、復興CM方式導入後から参画している土木学会契約約款企画小委員会において、マンパワー不足が顕著となる復旧・復興時にはCM方式が極めて効果的であるが公共団体にどう広めていくか、という議論に対し、委員会の中で復興CM方式の経験を積極的に情報発信・議論を先導した結果、2020年1月の委員会において「復旧事業におけるCM方式活用事例発表会」を開催することが決定した。（発表会は全国各ブロックの発注者協議会を通じてすべての都道府県・市町村に案内するほか、8つの地方会場へのネット配信を実施予定）</p>	<p>続き調査・設計を進め、また、事業実施に向けた地元説明等を経て、令和2年1月に建設工事に着手し、工事を着実に進めた。</p> <p>④ CM方式の活用等</p> <p>CM方式の活用により、標準工期に比べて平均約40%の工期短縮が図られているという試算結果のとおり、令和元年度には多くのエリアで概成を迎えることとなり、CM方式活用による工期短縮等の効果が成果に大きく結びついた。また、CM方式の水平展開に向けて、具体のプロジェクトが稼働し始めるとともに、学会との連携により情報発信を行っていくなど、目に見える形での水平展開が始まっているところである。</p> <p>また、これまでの東日本大震災の実績が評価され、令和2年3月に宮城県からさらなる追加支援の要請があり、同月覚書等を締結するとともに、令和2年度からの支援体制を確立した。</p> <p>これらを踏まえ、A評価とする。</p>	
---	---	--

4. その他参考情報

2. 主要な経年データ②主要なインプット情報に記載の予算額と決算額に1. 1倍以上の乖離がある理由は、地方公共団体からの受託事業における支出の減によるものである。

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な運営が行われる組織体制の整備 (1) 機動的・効率的な組織運営 (2) 管理会計の活用による経営管理の向上 2 業務の電子化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
IV 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な運営が行われる組織体制の整備 効率的な業務運営が行われるよう組織を整備するとともに、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施し、各事業の成果を最大化するために必要な、メリハリの効いた組織体制の整備を図ること。	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な運営が行われる組織体制の整備 (1) 機動的・効率的な組織運営 政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るため、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく組織の整備を行い、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保、災害からの復旧・復興支援、都市開発の海外展開支援等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に対する確に対応するとともに、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを行う。 (2) 管理会計の活用による経営管理の向上 経営情報を適時適切に把握する等、機構の経営管理・活動管理に、管理会計を引き続き活用する。	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な運営が行われる組織体制の整備 (1) 機動的・効率的な組織運営 政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るため、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく組織の整備を行い、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保、災害からの復旧・復興支援、都市開発の海外展開支援等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に対する確に対応するとともに、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを行う。	<主な定量的な指標> - <その他の指標> - <評価の視点> ・継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施し、各事業の成果を最大化するために必要な、メリハリの効いた組織体制の整備が図られているか。	<主要な業務実績> 各部門における業務の着実な実行を推進するとともに、新たな政策課題及び経営課題に対応できる体制を確保すること等を基本方針として、宅地業務の収束や震災復興支援業務の事業完了に伴う戻り分を、地方都市等の再生、災害からの復旧・復興支援、都市開発の海外展開支援及び団地再生における持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進等の重点業務へ適切に配置する等の組織体制の見直しを実施した。	<評定と根拠> II-1-(1)(2)、2 評定：B 組織体制の整備に当たっては、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく、事務・事業や組織の点検を行い、宅地業務の収束や震災復興支援業務の事業完了に伴う体制の縮小を行うなどの見直しを実施しており、その一方で、地方都市等の再生、災害からの復旧・復興支援、都市開発の海外展開支援及び団地再生における持続可能で活力ある地域・まちづくりの推進等といった業務に重点的に配置するなど、メリハリの効いた組織体制の整備が図られている。 管理会計の活用により、引き続き経営管理の精度向上を図るとともに、部門別の財務情報等を適切に作成し、公表した。 インターネット分離基盤の導入に伴う情報セキュリティ対策の強化を適切に行った。また、各ページのウェブアクセシビリティの向上に向けた対応等を行いお客様の利便性向上を図った。 さらに、職員のワーク・ライフ・バランス推進、業務の効率化・生産性の向上のため、意思決定手続の迅速化及びテレワーク等の勤務形態の実現に資する新たなシステムを適切に導入した。	評定：B <評定に至った理由> 機構は①効率的な運営が行われる組織体制の整備、②業務の電子化に当たって、以下の取組を実施した。 ①効率的な運営が行われる組織体制の整備 ・体制の縮小や人員配置などの組織体制の整備を行う等により、効率的な組織運営を着実に実施した。 ・部門別及び圏域・地区別の経営情報の適時適切な把握等により、経営管理の精度向上を着実に進めた。 ②業務の電子化 ・IT基盤の整備を図るとともに、ソフト・ハードの両側面から業務の効率化・生産性向上させ、テレワーク等の勤務形態の実現に資する新たなシステムを着実に導入した。 これらを踏まえ、令和元年度における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし <その他事項> 評定について、外部有識者は「B」評定が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は以下のとおり。 ・確実に目標を果たしていると認められる。新型コロナウイルス感染によりテレワークの推進など、新しい働き方を積極的に導入し、さらに効率的で効果的な組織を目指していただきたい。
				2. 業務の電子化	2 業務の電子化	

<p>政策実施機能の最大化に資する IT 基盤の整備、職員のワーク・ライフ・バランス推進、業務の効率化・生産性向上、テレワーク等の新たな勤務形態の実現等に資する新たなシステム導入を図ること。</p>	<p>情報セキュリティ対策の強化や IT 技術の高度化にも対応しつつ、各業務システム・情報開示のあり方の見直し・改善を行い、顧客ニーズの多様化へ対応した利便性の向上を図るため、必要な IT 基盤の整備を計画的に進める。</p> <p>職員のワーク・ライフ・バランス推進、意思決定手続の迅速化など業務の効率化・生産性の向上、テレワーク等の勤務形態の実現に資する新たなシステム導入を図る。</p>	<p>情報セキュリティ対策の強化や IT 技術の高度化にも対応しつつ、各業務システム・情報開示のあり方の見直し・改善を行い、顧客ニーズの多様化へ対応した利便性の向上を図るため、必要な IT 基盤の整備を計画的に進める。</p> <p>職員のワーク・ライフ・バランス推進、意思決定手続の迅速化など業務の効率化・生産性の向上、テレワーク等の勤務形態の実現に資する新たなシステム導入を図る。</p>		<p>を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット分離基盤を整備しウェブ分離機能(令和2年2月)、メール無害化機能(令和2年3月)を導入した。 ・機構ホームページに「ソーシャルメディア公式アカウント一覧」を公開し、各ページのウェブアクセシビリティの向上に向けた対応を開始した。 ・電子決裁システム及び本社会議室の無線 LAN 環境を構築した。 ・持出用端末(510台)及びVDI端末(200台)を導入した。 ・テレビ会議システムを追加で導入した。(対前年度比9拠点増、計23拠点) 		
---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

無し

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 (2) 事業評価の実施 4 一般管理費、事業費の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費について、平成30年度と令和5年度を比較して3%以上に相当する額を削除 (計画値)	3%以上	—	—	—	—	—	3%以上	—
一般管理費について、平成30年度と令和5年度を比較して3%以上に相当する額を削除 (実績値)	—		3.87%	—	—	—	—	—
達成率	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>3. 適切な事業リスクの管理等</p> <p>(1) 事業リスクの管理 機構が、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を進めるに当たっては、事業リスクの把握・管理及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行うこと。</p>	<p>3 適切な事業リスクの管理等</p> <p>(1) 事業リスクの管理 地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を推進する際には、事業リスクの的確な把握・管理を行うことが必要であり、採算性を考慮した上で、以下の通り事業着手の判断及び執行管理等を行う。</p> <p>① 新規事業着手に当たっては、機構が負うこととなる工事費、金利の変動等の事業リスクを十分踏まえて経営計画を策定し、事業着手の可否を判断する。</p> <p>② 事業着手後においても、定期的に、又は土地取得・工事着工等の重要な節目において、事業リスクの管理及び採算性の把握等を行い、必要に応じて事業の見直しを行う。また、その精度向上を図るため、適宜、事業リスクの管理手法の見直しを行う。</p>	<p>3 適切な事業リスクの管理等</p> <p>(1) 事業リスクの管理 地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を推進する際には、事業リスクの的確な把握・管理を行うことが必要であり、採算性を考慮した上で、以下の通り事業着手の判断及び執行管理等を行う。</p> <p>① 新規事業着手に当たっては、機構が負うこととなる工事費、金利の変動等の事業リスクを十分踏まえて経営計画を策定し、事業着手の可否を判断する。</p> <p>② 事業着手後においても、定期的に、又は土地取得・工事着工等の重要な節目において、事業リスクの管理及び採算性の把握等を行い、必要に応じて事業の見直しを行う。また、その精度向上を図るため、適宜、事業リスクの管理手法の見直しを行う。</p>	<p><主な定量的な指標> -</p> <p><その他の指標> -</p> <p><評価の視点> ・事業リスクの把握・管理、及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行っているか。 ・事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 新規事業着手段階の16地区すべてについて、リスクの抽出とその軽減・分担方を検討するとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定して、事業着手の可否の判断を行った。</p> <p>② 事業実施段階のすべての地区（平成31年4月1日時点：188地区）について、事業執行管理調書を作成した上で事業リスクの定期的管理を行い、これを踏まえ、25地区について事業の見直しを行った。事業リスク管理手法については、特段の問題はなく、適切に運用されていることから、見直しは行っていない。</p> <p>事業評価実施規程等に基づき、新規採択時評価3件、再評価7件、事後評価5件を実施した。</p> <p>再評価及び事後評価については、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の審議結果を踏まえ、機構の対応方針を決定した。</p> <p>事業評価結果については、情報公開窓口、ホームページ掲載等により公表した。</p>	<p><評定と根拠> II-3-(1)(2)、4 評価：B</p> <p>新規事業着手段階の16地区すべてについて、事業リスク管理手法に基づき、リスクの抽出・分析を行った上で、関係者との役割分担等のリスク軽減・分担方を検討するとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定し、事業着手の可否についての判断を適切に実施した。</p> <p>また、事業実施段階の188地区すべてについて、事業リスク管理手法に基づき、事業の進捗状況等を踏まえ、採算見通しやリスクの把握・分析を行った上で、定期的に事業の見直しの必要性を判断し、25地区で見直しを実施した。</p> <p>事業評価実施規程等に基づき、新規採択時評価3件、再評価7件、事後評価5件を実施した。</p> <p>うち、再評価及び事後評価については、事業評価監視委員会の審議を経て対応方針を決定した。</p> <p>事業評価結果については、情報公開窓口、ホームページ掲載等により公表した。</p> <p>一般管理費については、消費増税による経費等の増を吸収した上で平成30年度同水準とし、中期計画に掲げた目標の達成に向けた効率化に努めた。</p> <p>また、事業費については、政策的意義の高い事業や収益改善効果が高い事業に重点的に配分するとともに、事業の効率的な執行によるコスト改善を着実に実施した。</p> <p>厳しい調達環境が継続する中、働き</p>	<p>評定：B</p> <p><評定に至った理由> 機構は、①適切な事業リスクの管理等、②一般管理費・事業費の効率化に当たって、以下の取組を実施した。</p> <p>①適切な事業リスクの管理等 ・事業リスク管理手法に基づいて、事業着手の可否についての判断を実施するとともに、事業執行管理調書を作成して事業リスクの定期的管理を行い、適切に事業の見直しを実施した。</p> <p>②一般管理費、事業費の効率化 ・消費増税による経費等の増加分を吸収したうえで、平成30年度と同水準とし、一般管理費の効率化に努めた。 ・政策的意義が高い事業等に事業費を重点的に配分した上で、事業の効率的な執行によりコスト削減を図った。また調達環境分析・入札契約方式の見直し、調達方法の最適化、発注の効率化等の取組等を実施することで調達・コスト構造を着実に改善した。</p> <p>これらを踏まえ、令和元年度における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p> <p><その他事項> 評定について、外部有識者は「B」評定が妥当であるとの意見で一致した。</p>
<p>(2) 事業評価の実施 事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施すること。</p>	<p>(2) 事業評価の実施 個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、機構独自の事業評価規程等に基づき、新規、事業中及び事後の各段階に応じて、評価対象となる事業毎に、事業の必要性、費用対効</p>	<p>(2) 事業評価の実施 個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、機構独自の事業評価規程等に基づき、新規、事業中及び事後の各段階に応じて、評価対象となる事業毎に、事業の必要性、費用対効</p>	<p>事業評価結果については、情報公開窓口、ホームページ掲載等により公表した。</p>	<p>事業評価結果については、情報公開窓口、ホームページ掲載等により公表した。</p>	<p>また、事業費については、政策的意義の高い事業や収益改善効果が高い事業に重点的に配分するとともに、事業の効率的な執行によるコスト改善を着実に実施した。</p> <p>厳しい調達環境が継続する中、働き</p>	

	果、進捗の見込み等について評価を行う。 また、再評価及び事後評価に当たっては、事業評価監視委員会の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直し、継続が適当でない場合の事業中止等の対応方針を定める。	果、進捗の見込み等について評価を行う。 また、再評価及び事後評価に当たっては、事業評価監視委員会の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直し、継続が適当でない場合の事業中止等の対応方針を定める。			方改革を念頭に調達・コストの最適化を推進するため、市場調査や入札契約方式の見直し等による調達・コスト環境の整備、発注見直し情報の提供拡充や発注平準化等の施策展開による調達方法の最適化、意思決定の迅速化や発注事務手続の簡略化による発注効率化等を実施し、調達・コスト構造を着実に改善した。
4. 一般管理費、事業費の効率化 一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）と中期目標期間の最終年度（平成35年度）を比較して3%以上に相当する額を削減すること。 事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト削減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進すること。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分	4 一般管理費、事業費の効率化 一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）と中期目標期間の最終年度（平成35年度）を比較して3%以上に相当する額を削減する。 また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト削減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進する。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業において、多様な民間連携手法を活用し、事業特性やリスクに応じた適正な収益を確保することを前提に、	4 一般管理費、事業費の効率化 一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）については、中期計画に掲げた目標の達成に向けた効率化に努める。 また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト削減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進する。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業において、多様な民間連携手法を活用し、事業特性やリスクに応じた適正な収益を確保することを前提に、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。	<評価の視点> ・一般管理費・事業費の効率化について、適切な経費削減及びコスト削減等を行っているか。	・一般管理費については、消費増税による経費等の増を吸収した上で平成30年度同水準とした。 また、事業費については、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分するとともに、調達・コスト最適化を目指し、コスト構造の改善をより一層推進するため、下記の施策を実施し、令和元年度977億円分の工事調達を行った。 ① 調達環境分析・入札契約方式見直し等 市場や調達環境の調査・分析により適正コストを把握するとともに、技術提案・交渉方式による工事発注方法の見直しや4週6閉所促進工事発注の試行などにより調達・コスト環境の整備を推進した。 ② 調達方法の最適化 入札不調・不落を回避し、適正なコストでの工事等調達を行うため、事業者間の競争促進に資する施策の拡充、適切な適用・拡大を行い、調達方法の最適化を推進した。 ・発注予定情報の定期公表回数を年3回から年4回とし、随時追加する詳細情報	これらを踏まえ、B評価とする。

<p>すること。</p>	<p>政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。</p>			<p>にも工事規模（金額帯）を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事稼働状況の管理による発注平準化や、フレックス工期制度の適用案件の拡大等による事業者が応札しやすい環境の整備。 <p>③ 発注の効率化等</p> <p>調達等ノウハウや課題等を随時内部共有し、調達等業務にあたっての迅速な意思決定、職員の業務効率化を図った。</p> <p>また、工事発注において大括り化を推進し、コスト縮減と併せ、発注件数の削減により事務手続を軽減したとともに、総合評価落札方式の審査簡略化等により機構職員及び応札者双方の事務手続を軽減した。</p>		
--------------	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>無し</p>

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-3	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 5 入札及び契約の適正化の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>5. 入札及び契約の適正化の推進</p> <p>機構は国の財政支出や財政投融資を用いて多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、機構に対する信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること。</p> <p>また、引き続き入札談合等関与行為の防止対策を徹底するとともに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について監査を受けること。</p>	<p>5 入札及び契約の適正化の推進</p> <p>入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為排除の徹底及び調達等の合理化等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、引き続き研修等を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施する。これらについては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づいた「調達等合理化計画」において適切に反映し、毎年度当該計画の策定及び公表を行う。更に、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。</p> <p>また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受けるものとする。</p>	<p>5 入札及び契約の適正化の推進</p> <p>入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為排除の徹底及び調達等の合理化等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、引き続き研修等を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施する。これらについては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づいた「調達等合理化計画」において適切に反映し、当該計画の策定及び公表を行う。更に、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。</p> <p>また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受けるものとする。</p>	<p><主な定量的な指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>・「調達等合理化計画」を着実に実施するとともに、法令順守及び契約の適正性を確保するための取組を実施しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1 入札談合等関与行為を確実に防止するための施策</p> <p>・公正取引委員会から講師を招聘した談合防止研修を実施した。</p> <p>・各種研修やeラーニングを活用し「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底を行った。</p> <p>2「調達等合理化計画」の着実な実施</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、「令和元年度調達等合理化計画」を策定、公表の上、計画に定めた発注の効率化に係る施策、調達コストの削減及び競争性の確保等に係る施策、契約業務研修の実施、「発注者綱紀保持規程」等を周知徹底させる施策を着実に実施した。</p> <p>また、本計画の実施状況については、年度終了後に自己評価にあたっては監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会において自己評価の点検を実施し、併せてその結果について公表を行った。</p> <p>3 入札及び契約の適正な実施について</p> <p>監事の監査によるチェックを受けた。</p>	<p><評定と根拠> II-5</p> <p>評定：B</p> <p>談合防止研修の継続実施及び「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底を行い、入札談合等関与行為の確実な防止を図った。</p> <p>「令和元年度調達等合理化計画」については、本計画で定めた、発注の効率化に係る施策、調達コストの削減及び競争性の確保等に係る施策、契約業務研修の実施、「発注者綱紀保持規程」等を周知徹底させる施策を着実に実施した。また、本計画の策定及び自己評価にあたっては監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会において点検を実施した。</p> <p>入札及び契約の適正な実施について監事の監査によるチェックを受けた。</p> <p>これらを踏まえ、B評価とする。</p>	<p>評定：B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>機構は、入札及び契約の適正化の推進に当たって、以下の取組を実施した。</p> <p>・談合防止研修の実施及びeラーニングを活用した「発注者綱紀保持規定」等の周知徹底を行うこと等により、法令順守及び契約の適正性を確保するための取組を着実に実施した。</p> <p>これらを踏まえ、令和元年度における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当なし</p> <p><その他事項></p> <p>評定について、外部有識者は「B」評定が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <p>・コンプライアンスについて、新型コロナウイルス感染によってさらにe-learningが進むと思われるが、公共発注の方式も多様化するなかで、引き続きしっかりと意識を引き締めていただきたい。</p>

4. その他参考情報

無し

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1 財務体質の強化 2 予算 3 収支計画 4 資金計画		
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえて策定された経営改善計画に基づき、機構が持続的な経営をしていく上で、有利子負債の削減が不可欠であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
平成 35 年度末有利子負債残高を平成 25 年度末比で 2 兆円削減（計画値）	2 兆円	—	812 億円	—	—	—	—	—
平成 35 年度末有利子負債残高を平成 25 年度末比で 2 兆円削減（実績値）	—	—	1,762 億円	—	—	—	—	—
達成率	—	—	217%	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>V 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1. 財務体質の強化</p> <p>将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、キャッシュフローの最大化を図り、稼得したキャッシュフローにより、平成 35 年度末有利子負債残高を平成 25 年度末比で 2 兆円削減するとともに、戦略的な投資を行い、持続的な経営基盤の確立を図ること。</p>	<p>III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 財務体質の強化</p> <p>将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、以下の方策を着実に実行する。</p> <p>賃貸住宅事業における家賃収入や都市再生事業における譲渡収入の最大化及び全社的なコスト削減により、キャッシュフローの最大化を図る。</p> <p>稼得したキャッシュフローにより、平成 35 年度末有利子負債残高を平成 25 年度末比で 2 兆円削減するとともに、都市再生事業における新規地区の立ち上げ促進や、賃貸住宅事業におけるストックの活用・再生による資産の良質化の加速など、戦略的な投資を行い、持続的な経営基盤の確立を図る。</p>	<p>III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 財務体質の強化</p> <p>将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、以下の方策を着実に実行する。</p> <p>賃貸住宅事業における家賃収入や都市再生事業における譲渡収入の最大化及び全社的なコスト削減により、キャッシュフローの最大化を図る。</p> <p>稼得したキャッシュフローにより、平成 31 年度末有利子負債残高を平成 30 年度末比で 812 億円削減するとともに、都市再生事業における新規地区の立ち上げ促進や、賃貸住宅事業におけるストックの活用・再生による資産の良質化の加速など、戦略的な投資を行い、持続的な経営基盤の確立を図る。</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 35 年度末有利子負債残高を平成 25 年度末比で 2 兆円削減 年度計画 812 億円を削減 <p><その他の指標></p> <p>－</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 財務体質の強化に当たって、将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、有利子負債残高の削減や戦略的な投資を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 年度計画 812 億円を削減 <p>平成 30 年度にニュータウン用地の供給・処分が概ね完了したことによる収入の減少はあるものの、令和元年度においては、各事業部門の営業努力の結果、家賃収入、敷地譲渡収入等のキャッシュフローを着実に確保し、業務活動等による収入は 9,873 億円と、年度計画の 9,209 億円に対して 664 億円増加した。</p> <p>過年度に引き続き、短期借入金を運転資金として機動的に活用したほか、都市再生勘定及び宅地造成等経過勘定の各勘定において一時的な余裕金が発生した場合に勘定間で融通するなど、より効率的な資金繰りを行うとともに、IR活動を積極的に実施することで投資家層の拡大を図り、適正なスプレッドを確保することにより、金利負担の低減を図った。</p> <p>また、低金利環境を活かした財政融資資金・債券による資金調達を行い将来における金利上昇リスクの低減を図った。</p> <p>これらの結果として、有利子負債は、年度計画（812 億円）を上回る 1,762 億円（達成率 217%）を削減した。令和元年度末の有利子負債残高は 10 兆 5,498 億円となり、平成 25 年度末からは約 1.8 兆円を削減、機構設立時からは約 5.7 兆円を削減した。</p> <p>また、有利子負債の削減を前提と</p>	<p><評定と根拠> III-1、2、3、4</p> <p>評定：A</p> <p>有利子負債については、平成 30 年度にニュータウン用地の供給・処分が概ね完了したことによる収入の減少はあるものの、令和元年度においては、各事業部門の営業努力による家賃収入、敷地譲渡収入等のキャッシュフローの着実な確保、効率的な資金繰り及び資金調達や IR 活動による金利負担の低減等により、年度計画(812 億円)を上回る 1,762 億円（達成率 217%）の削減を達成した。</p> <p>令和元年度末の有利子負債残高は 10 兆 5,498 億円となり、平成 25 年度末からは約 1.8 兆円を削減、機構設立時からは約 5.7 兆円を削減した。</p> <p>なお、純利益についても年度計画 235 億円を上回る 393 億円を確保した。</p> <p>以上のことから、令和元年度における所期の目標を達成しており、経営の最重要課題として位置付けられている財務内容の改善が大きく前進することとなったことを踏まえ、A 評価とする。</p>	<p>評定：A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>年度計画等で定めた主な定量的な指標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有利子負債残高の削減（平成 25 年度末比）について、各事業部門の営業努力による家賃収入や敷地譲渡収入等のキャッシュフローの確保等により、年度計画の目標「812 億円削減」に対し、実績値「1,762 億円削減（達成率 217%）」であった。 <p>機構は、財務体質の強化に当たって、将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、以下の取組を実施し、年度計画 235 億円を上回る 393 億円の純利益を確保した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市再生事業において新規の投資計画を 16 地区で取り組むとともに、賃貸住宅事業において 2,137 戸のストック削減や建替住宅 604 戸、リノベーション住宅 11,218 戸の供給を行う等の戦略的な投資を行った。 <p>これらを踏まえ、令和元年度における所期の目標を上回っていること、将来の金利上昇等の経営環境の変化に対応するための優れた取組を実施したことを総合的に勘案し、「A」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当なし</p> <p><その他事項></p> <p>評定について、外部有識者は「A」評定が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有利子負債残高の削減は、機構の最重要課題の一つであり、経常的営業キャッシュフロー等の確保により、大きな実績を確保したことを勘案した。 有利子負債の削減は、年度計画 812 億円の倍額以上である 1,762 億円の削減、217%を達成したということであり、またその要因が土地の前倒しでの引き渡しなどによるキャッシュの獲得、家賃収入の改善、IR 活動の強化な

				<p>しつつ、持続的な経営基盤の確立を図るため、都市再生事業における新規地区の立ち上げや、賃貸住宅事業におけるストックの活用・再生による資産の良質化を推進した。</p> <p>その結果、令和元年度に新規の投資計画を決定した地区は、「長岡市大手町二丁目2番地区（新潟県長岡市）」など16地区（震災復興支援事業1地区を含む）となっている。賃貸住宅事業においては、令和元年度中に2,137戸のストックを削減するとともに、建替住宅604戸、リノベーション住宅11,218戸を供給するなど、資産の良質化を積極的に推進した。</p> <p>なお、純利益についても年度計画235億円を上回る393億円を確保した。</p>		<p>どによる金利低減等々の努力の積み重ねによるものであるとのことなので、最後の数か月コロナ問題が浮上したにもかかわらず、これら外的環境も大きな影響は受けなかったようで、素晴らしい成果であると思う。令和2年度は、コロナの問題があるので令和元年度と同様にはいかないかもしれないが、さらなる業務推進上の努力を積み重ねていって当機構の有利子負債解消の早期実現に近づくことを期待したい。</p> <p>・有利子負債残高の削減を大きく目標を超えて達成したことは評価できるが、それがどの要因によるものなのか、特にURの努力による部分と社会経済状況（景気など）による部分とをきっちりと見分けておくことが今後にとっても重要であると考えます。</p>
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
無し

[総表]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	26,432	27,402	970	
資本収入	0	0	0	
借入金及び債券収入	639,856	529,656	△110,200	
業務収入	799,925	867,299	67,374	
受託収入	80,514	68,680	△11,834	
業務外収入	14,034	21,686	7,653	
計	1,560,761	1,514,723	△46,037	
支 出				
業務経費	603,224	572,578	△30,646	
受託経費	75,817	62,539	△13,277	
借入金等償還	724,595	709,395	△15,200	
支払利息	103,994	97,891	△6,103	
一般管理費	43,028	42,189	△839	
人件費	33,757	33,353	△403	
その他一般管理費	9,271	8,835	△436	
業務外支出	3,965	16,531	12,566	
計	1,554,622	1,501,123	△53,500	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

[都市再生勘定]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	26,432	27,402	970	
資本収入	0	0	0	
借入金及び債券収入	584,456	499,656	△84,800	①
業務収入	746,570	776,010	29,440	②
受託収入	79,782	68,239	△11,543	
業務外収入	11,328	20,476	9,148	
計	1,448,567	1,391,783	△56,784	
支 出				
業務経費	580,661	556,067	△24,594	③
受託経費	75,108	62,247	△12,861	
借入金等償還	644,471	632,171	△12,300	
支払利息	99,728	93,957	△5,771	
一般管理費	39,213	39,241	28	
人件費	30,762	31,049	287	
その他一般管理費	8,451	8,192	△259	
業務外支出	3,657	14,568	10,911	
計	1,442,838	1,398,251	△44,587	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

- ①・・・財投機関債発行の減。
 ②・・・土地譲渡収入の増。
 ③・・・工事費の減。

[宅地造成等経過勘定]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	0	0	0	
借入金及び債券収入	55,400	30,000	△25,400	①
業務収入	53,355	91,289	37,934	②
受託収入	732	441	△291	
業務外収入	2,706	1,211	△1,495	
計	112,194	122,940	10,747	
支 出				
業務経費	22,563	16,511	△6,052	
受託経費	708	292	△416	③
借入金等償還	80,124	77,224	△2,900	
支払利息	4,267	3,934	△332	
一般管理費	3,814	2,947	△867	
人件費	2,994	2,304	△690	
その他一般管理費	820	643	△177	
業務外支出	309	1,963	1,654	
計	111,784	102,872	△8,913	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

- ①・・・公募債発行の減。
 ②・・・土地譲渡収入の増。
 ③・・・不用による減。

別表2 (収支計画)

[総表]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
費用の部	884,167	934,539	50,372	
經常経費	740,977	760,314	19,338	
業務費	641,272	671,077	29,805	
受託費	80,514	70,006	△10,508	
一般管理費	19,191	19,230	40	
財務費用	101,847	95,637	△6,210	
たな卸資産評価損	—	3,870	3,870	
臨時損失	41,344	74,719	33,374	
収益の部	907,707	973,853	66,145	
經常収益	901,407	963,127	61,720	
業務収入	795,902	861,494	65,592	
受託収入	80,514	71,535	△8,979	
補助金等収益	24,788	29,678	4,889	
雑益	203	518	316	
財務収益	6,134	6,245	111	
臨時収益	166	4,480	4,314	
純利益	23,540	39,313	15,773	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	
総利益	23,540	39,313	15,773	

[都市再生勘定]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
費用の部	846,494	870,120	23,626	
經常経費	707,579	710,915	3,336	
業務費	609,723	623,002	13,279	①
受託費	79,782	69,565	△10,216	
一般管理費	18,075	18,348	273	
財務費用	97,571	91,613	△5,958	
たな卸資産評価損	—	3,563	3,563	
臨時損失	41,344	64,029	22,685	②
収益の部	856,497	894,339	37,842	
經常収益	853,575	886,634	33,059	
業務収入	748,907	785,467	36,559	③
受託収入	79,782	71,094	△8,688	
補助金等収益	24,788	29,678	4,889	
雑益	97	493	396	
財務収益	2,899	3,529	629	
臨時収益	23	4,176	4,153	
純利益	10,003	24,219	14,216	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	
総利益	10,003	24,219	14,216	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

- ①・・・土地譲渡原価の増。
- ②・・・固定資産の減損損失による増。
- ③・・・土地譲渡収入の増。

[宅地造成等経過勘定]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
費用の部	37,673	64,421	26,747	
經常経費	33,397	49,399	16,002	
業務費	31,549	48,076	16,527	①
受託費	732	441	△291	
一般管理費	1,116	882	△234	
財務費用	4,276	4,025	△251	
たな卸資産評価損	—	307	307	
臨時損失	0	10,689	10,689	②
収益の部	51,210	79,515	28,305	
經常収益	47,832	76,493	28,661	
業務収入	46,995	76,027	29,032	③
受託収入	732	441	△291	
補助金等収益	0	0	0	
雑益	106	25	△80	
財務収益	3,235	2,718	△518	
臨時収益	142	304	162	
純利益	13,537	15,094	1,557	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	
総利益	13,537	15,094	1,557	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

- ①・・・土地譲渡原価の増。
- ②・・・固定資産の減損損失による増。
- ③・・・土地譲渡収入の増。

別表3 (資金計画)

[総表]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出				
建設費支出	137,964	126,489	△11,474	
管理費支出	409,881	408,232	△1,649	
受託業務費支出	75,817	75,504	△313	
その他支出	107,442	113,219	5,777	
投資活動による支出				
建設費支出	80,738	56,708	△24,030	
その他支出	15,962	18,427	2,465	
財務活動による支出				
長期借入金の返済による支出	619,595	604,395	△15,200	
債券の償還による支出	105,000	105,000	0	
その他支出	2,223	2,555	331	
次年度への繰越金	37,342	82,327	44,986	
資金収入				
業務活動による収入	902,598	961,926	59,328	
投資活動による収入	18,306	25,468	7,161	
財務活動による収入	639,856	529,656	△110,200	
前年度（前期）よりの繰越金	31,203	75,807	44,603	

[都市再生勘定]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出				
建設費支出	126,911	115,233	△11,678	①
管理費支出	394,714	397,860	3,146	
受託業務費支出	75,108	75,201	93	
その他支出	102,867	109,103	6,236	
投資活動による支出				
建設費支出	80,738	56,708	△24,030	①
その他支出	15,805	15,664	△141	
財務活動による支出				
長期借入金の返済による支出	615,071	602,771	△12,300	
債券の償還による支出	29,400	29,400	0	
その他支出	2,223	2,555	331	
次年度への繰越金	35,843	54,565	18,722	
資金収入				
業務活動による収入	846,160	872,866	26,706	
投資活動による収入	17,951	24,686	6,735	
財務活動による収入	584,456	499,656	△84,800	②
前年度（前期）よりの繰越金	30,114	61,852	31,738	

[宅地造成等経過勘定]

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
資金支出				
業務活動による支出				
建設費支出	11,053	11,256	204	
管理費支出	15,168	10,372	△4,795	①
受託業務費支出	708	302	△406	
その他支出	4,575	5,904	1,329	
投資活動による支出				
建設費支出	0	0	0	
その他支出	157	2,763	2,606	
財務活動による支出				
長期借入金の返済による支出	4,524	1,624	△2,900	
債券の償還による支出	75,600	75,600	0	
次年度への繰越金	1,499	27,762	26,263	
資金収入				
業務活動による収入	56,439	90,848	34,409	②
投資活動による収入	355	782	427	
財務活動による収入	55,400	30,000	△25,400	③
前年度（前期）よりの繰越金	1,090	13,955	12,865	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

①・・・工事費の減。

②・・・財投機関債発行の減。

①・・・不用による減。

②・・・土地譲渡収入の増。

④・・・公募債発行の減。

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	IV 短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	IV 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額：3,800億円 想定される理由：予見しがたい事由による一時的な資金の不足に対応する。	IV 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額：3,800億円 想定される理由：予見しがたい事由による一時的な資金の不足に対応する。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> —	<主要な業務実績> 目標設定に係る趣旨を踏まえ、限度額の範囲内において、延べ15回にわたる総額1,158億円の借入れ及び返済を実施した。	<評定と根拠> 評定：—	評定：— <評定に至った理由> —

4. その他参考情報						
無し						

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
V	V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし。	V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> —	<主要な業務実績> —	<評価と根拠> 評価：—	評価：— <評価に至った理由> —

4. その他参考情報
無し

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VI	VI 剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> —	<主要な業務実績> —	<評定と根拠> 評定：—	評定：— <評定に至った理由> —	

4. その他参考情報
無し

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-1	VII その他業務運営に関する重要な事項 1 施設及び設備に関する計画 2 中期目標の期間を超える債務負担 3 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項（附則第12条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	VII その他業務運営に関する重要な事項 1 施設及び設備に関する計画 該当なし。 2 中期目標の期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。 3 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項（附則第12条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第11条に規定する業務に係る借入金の金利変	VII その他業務運営に関する重要な事項 1 施設及び設備に関する計画 該当なし。 2 中期目標の期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。 3 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項（附則第12条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第11条に規定する業務に係る借入金の金利変動リスクへの	<主な定量的な指標> — <その他の指標> —	<主要な業務実績> 該当なし。 次期中期計画目標期間にわたる契約を行った。 令和元年6月30日付けで主務大臣の承認を受け、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第11条に規定する業務に係る借入金の金利変動リスクへの対応に充てるため、「前中期目標期間繰越積立金」1,000億円を計上し、自己資本の充実を図った。	<評定と根拠> 評定：— <評定に至った理由> —	評定：— <評定に至った理由> —

	動リスクへの対応に充てるものとする。	対応に充てるものとする。				
--	--------------------	--------------	--	--	--	--

4. その他参考情報
無し

【項目別評定調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-2	VII その他業務運営に関する重要な事項	4 内部統制の適切な運用 5 業務運営の透明性の確保等 (1) 業務運営の透明性の確保 (2) 情報セキュリティの確保 (3) 個人情報の保護 6 人事に関する計画 (1) 方針 (2) 人材育成 (3) 人件費管理の適正化 (4) ダイバーシティの推進	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	

<p>VI その他業務運営に関する重要な事項</p> <p>1 内部統制の適切な運用</p> <p>コンプライアンスの徹底や内部監査の質の向上を図るとともに、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)を踏まえ、内部統制の一層の充実・強化を図ること。</p>	<p>4 内部統制の適切な運用</p> <p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付総務省行政管理局長通知)を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、理事長のリーダーシップのもと、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行い、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保する。</p> <p>コンプライアンスに関する研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p>	<p>4 内部統制の適切な運用</p> <p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付総務省行政管理局長通知)を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、理事長のリーダーシップのもと、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行い、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保する。</p> <p>コンプライアンスに関する研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。</p>	<p><主な定量的な指標></p> <p>—</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制の仕組みが有効に機能するよう、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行ったか。 ・国民が利用しやすい形での情報提供、適切な情報セキュリティ対策の推進、個人情報保護に関する適切な管理の徹底等により、業務運営に関する透明性の確保等が図られているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>業務方法書の規定に基づき整備した内部統制の推進に関する規程等に基づき、以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の重要な意思決定については、全役員で構成される理事会で審議を行った。業務の適正確保を目的としたモニタリングを実施した。 ・業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別し、リスク一覧表を整備してリスク管理を実施した。 ・「内部統制の推進に関する実施方針」に基づき、職員の意識向上、普及啓発等を実施した。 ・理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンス実践状況の確認等を実施した。 ・イントラネットを活用した研修を継続して実施した。 ・外部講師によるコンプライアンス研修について、職員が3年に1度は受講できるよう受講履歴を管理して実施するとともに、遠方事務所の職員が受講しやすいようにTV会議システムを活用した。 ・一般社団法人主催の外部研修や会計検査院主催の政府出資法人等内部監査業務講習会への参加により、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上を図った。 <p>財務情報や業務の実施状況</p>	<p><評定と根拠>VII-4、5-(1)(2)(3)、6-(1)(2)(3)(4)</p> <p>評定：B</p> <p>業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、モニタリングを通して実態の検証・確認、必要な見直し等を行うことにより、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保した。</p> <p>外部講師によるコンプライアンス研修について、職員の受講履歴を管理して実施するとともに、TV会議システムを活用する等、実施方法を見直しし、コンプライアンス等に係る職員の意識向上、周知徹底等を図った。</p> <p>また、各種研修への参加により、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等、内部統制の一層の充実・強化を図った。</p> <p>財務情報や業務の実施状況について、透明性の向上を図るため、最新の情報を利用者が利用しやすい形でホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供した。</p> <p>ホームページについて、コンテンツの適切な管理・更新や「公式アカウント一覧」の公開により、国民が利用しやすい形での情報提供に努めた。</p> <p>国、関係機関と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセスに対して、外部専門機関の脆弱性検査やペネトレーションテストを実施し、適切なセキュリティ対策を継続して推進した。また、役職員等に対する情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図るため、階層別研修、標的型攻撃メール訓練等を適切に実施し</p>	<p>評定：B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>機構は、①内部統制の適切な運用、②業務運営の透明性の確保等、③人事に関する計画について、以下の取組を実施した。</p> <p>①内部統制の適切な確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスに関する研修を通して、職員の意識向上・周知徹底を着実に進めるとともに、内部監査に従事する職員の資質及び能力の向上に努め、内部統制の一層の充実・強化を図った。 <p>②業務運営の透明性の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページのコンテンツ管理や公式アカウントの一覧化など工夫し、国民が利用しやすいよう情報提供を実施した。 ・マニュアルの見直し・周知徹底を行うことで適切な情報セキュリティ対策を推進するとともに、訓練・研修を通し役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図った。 ・法令に基づいた適切な対応と職員に対する研修の実施により、個人情報の保護について適切な管理の徹底を図った。 <p>③人事に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業における必要性等を踏まえた人員削減や人員配置を行った。 ・中期計画等で定める人材育成の取組方針を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力・専門性の向上を目的とした研修等を行うとともに、技術の継承や外部組織との人材交流を積極的に実施した。 ・法人の業務実績を職員の特別手当に反映させる等、給与体系の適切な運用を行うこと等により、人件費管理の適正化を図った。 ・ダイバーシティ推進に当たり、女性管理職の登用や女性の採用拡大を推進した。また、部分休業制度の拡充やテレワーク勤務の本格実施等により働き方改革を推進した。 <p>これらを踏まえ、令和元年度における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評定とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>該当なし</p>
<p>2 業務運営の透明性の</p>	<p>5 業務運営の透明性の</p>	<p>5 業務運営の透明性の</p>				

<p>確保等</p> <p>業務運営に関する透明性の確保を図るため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、財務情報、業務の実施状況等について積極的に情報公開を行うこと。</p> <p>また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を行うとともに、国、関係機関等との脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施すること。</p> <p>また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図ること。</p> <p>さらに、機構が保有する個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、適切な対応を行うこと。</p>	<p>確保等</p> <p>（１）業務運営の透明性の確保</p> <p>業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務の説明責任を果たすため、財務情報、業務の実施状況等について、ホームページに掲載するなど、国民が利用しやすい形で情報提供する。</p> <p>（２）情報セキュリティの確保</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」（平成30年7月27日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。</p> <p>さらに、役職員に対する研修を毎年実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る。</p> <p>（３）個人情報の保護</p> <p>個人情報の保護に関しては、独立行政法人等の保</p>	<p>確保等</p> <p>（１）業務運営の透明性の確保</p> <p>業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務の説明責任を果たすため、財務情報、業務の実施状況等について、ホームページに掲載するなど、国民が利用しやすい形で情報提供する。</p> <p>（２）情報セキュリティの確保</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」（平成30年7月27日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。</p> <p>さらに、役職員に対する研修を実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る。</p> <p>（３）個人情報の保護</p> <p>個人情報の保護に関しては、独立行政法人等の保</p>		<p>について、透明性の向上を図るため、最新の情報を利用者が利用しやすい形でホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供した。</p> <p>ホームページについては、コンテンツの適切な管理・更新により、利用者にタイムリーかつ分かりやすい情報提供を持続することに加え、ソーシャルメディアによる情報発信の信頼性を高めるため、「公式アカウント一覧」を公開した。</p> <p>「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、マニュアルの見直しを行い周知徹底を図った。国、関係機関と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセスに対して、外部専門機関による脆弱性検査やペネトレーションテストを実施し、セキュリティ対策を継続して適切に推進した。</p> <p>役職員等に対する情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図るため、階層別研修、標的型攻撃メール訓練等を実施した。</p> <p>個人情報の保護について、法令に基づき適切な対応を行うとともに、イントラネット</p>	<p>た。</p> <p>個人情報の保護について、法令に基づく適切な対応や各種研修を実施し、適切な管理の徹底を図った。</p> <p>人員数については、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置した。</p> <p>人材育成については、管理職層のマネジメント力強化の研修を新たに設けるとともに、自己啓発支援については、通信教育受講や資格取得の奨励に加え、外での学びの機会として、外部研修機関主催の講座選択型研修、ビジネススクールへの派遣及び海外語学研修への派遣など、社外での学びも積極的に推進した。特に、技術系職員に対しては「研修シラバス」に基づき、これまで蓄積してきた技術力を着実に承継できるよう、環境を整えた。</p> <p>人件費管理の適正化については、法人の業績を特別手当に反映させる仕組みを導入した。</p> <p>女性の活躍推進については、平成31年に策定した「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」（平成31年4月1日～令和6年3月31日）における目標（女性の管理職等の人数（平成30年度末39人）を期間内に倍増させる）達成に向け、令和元年度末時点で女性管理職等の人数を44名とするとともに、引き続き女性の採用拡大に努めた。</p> <p>また、働き方改革の一環として進めている、働く時間と場所の柔軟化については、部分休業の制度の拡充（小1まで）及びモバイルパソコン</p>	<p><その他事項></p> <p>評定について、外部有識者は「B」評定が妥当であるとの意見で一致した。</p> <p>外部有識者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・URの財産は人材とノウハウである。組織と地域に貢献するよう高い意識を保つため、人事評価をさらに工夫していただきたい。または新しい働き方をさらに進めていただきたい。
--	--	--	--	---	---	---

	有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき適切な対応を行うとともに職員に対する研修を毎年度実施し、適切な管理の徹底を図る。	有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき適切な対応を行うとともに職員に対する研修を実施し、適切な管理の徹底を図る。		を活用した職員向けの研修を実施する等、適切な管理の徹底を図った。	の拡充とあわせてテレワーク勤務（在宅勤務等）の本格実施を開始した。また、機構の事務所以外にも民間サテライトオフィスの利用を可能とした 障害者雇用についても、積極的な採用と定着を図り、法定雇用率を達成した。
3. 人事に関する計画 人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努めること。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行うこと。 また、社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させることや、都市再生、賃貸住宅に係る業務、東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継することに加え、新たな政策課題等に対応するため、国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流等による人材育成を実施すること。	6 人事に関する計画 (1) 方針 人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努める。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。 (2) 人材育成 社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、OJT（職場内研修）・OffJT（職場外研修）及び自己啓発支援を実施するとともに、配置任用計画との適切な連携により、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、	6 人事に関する計画 (1) 方針 人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努める。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。 (2) 人材育成 社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、OJT（職場内研修）・OffJT（職場外研修）及び自己啓発支援を実施するとともに、配置任用計画との適切な連携により、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、	<評価の視点> ・業務の的確な推進に必要な人員を確保し、人員の適正な配置により業務運営の効率化を図っているか。 ・社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力の承継を行っているか。 ・給与水準について、事務・事業の特性等を踏まえた水準とするともに、職員の士気や業績の向上に資するような業績を反映した給与のあり方について検討を行っているか。 ・多様化する社会ニーズに対応し、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすい	人員数については、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援業務の進捗状況及び各事業における必要性を踏まえ、業務上、経営上の目標達成のために必要な人員を適正な規模で配置し、業務運営の効率化を図った。 機構の中期計画等で定める人材育成の方針を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性の向上を目的として、令和元年度において、205件、延べ7,626人に研修を実施した。 管理職を対象に、部下職員をマネジメントする能力を向上させることを目的として、管理職マネジメント研修を実施した。 また、外部研修機関が提供している公開型研修プログラムから、職員が希望する講座（数時間～1日）を受講可能とするともに、昨年度の試行実施において職員から好評を得たeラーニングを本格導入する等、職員の自己啓発への意識を高めた。 技術力の承継に関しては、技術系職員に対して「研修シラバス」に基づき、これまで	これらを踏まえ、B評価とする。

<p>人件費管理について、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、業務の特性等を踏まえた給与水準に留意するとともに、機構の業務実績等の給与への適切な反映など、給与体系の適切な運用を行う。</p> <p>多様化する社会ニーズに対応するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上に取り組むとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備するなど働き方改革に取り組むこと。</p>	<p>技術力を承継する。さらに、新たな政策課題等に対応するため、国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流、外部機関主催の研修への派遣等による人材育成を実施する。</p> <p>(3) 人件費管理の適正化</p> <p>独立行政法人改革等に関する基本的な方針及び独立行政法人通則法第 50 条の 10 の規定の趣旨を踏まえ、給与について、その水準が事務・事業の特性等を踏まえたものとなるよう留意しつつ、引き続き個人業績の反映強化を行うとともに、法人の業績を反映した給与のあり方について検討を行い、優れた人材を継続的に確保し定着させるとともに、その士気の向上を図る。</p> <p>(4) ダイバーシティの推進</p> <p>多様化する社会ニーズに対応し、働き方改革を推進するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備する。</p>	<p>技術力を承継する。さらに、新たな政策課題等に対応するため、国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流、外部機関主催の研修への派遣等による人材育成を実施する。</p> <p>(3) 人件費管理の適正化</p> <p>独立行政法人改革等に関する基本的な方針及び独立行政法人通則法第 50 条の 10 の規定の趣旨を踏まえ、給与について、その水準が事務・事業の特性等を踏まえたものとなるよう留意しつつ、引き続き個人業績の反映強化を行うとともに、法人の業績を反映した給与のあり方について検討を行い、優れた人材を継続的に確保し定着させるとともに、その士気の向上を図る。</p> <p>(4) ダイバーシティの推進</p> <p>多様化する社会ニーズに対応し、働き方改革を推進するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備する。</p>	<p>く、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備したか。</p>	<p>蓄積してきた技術力を着実に承継できるよう、また、総合力と専門力の知識をバランスよく、体系的に習得できるよう環境を整えた。</p> <p>さらには、政策課題を的確に捉え、課題解決に必要な情報や知見を得ることができるよう、国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織への出向・派遣を積極的に実施した。</p> <p>特別手当について、職員の意欲を向上させるとともに優秀な人材の確保と定着を図るため、法人の業務実績が一定の要件を満たす場合に当該実績を手当に反映させることができる制度を創設するとともに、上位評価者の加算月数及び配分割合を見直すことにより、個人の勤務成績の反映強化を図った。</p> <p>女性の活躍推進については、平成 31 年に策定した「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」(平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)における目標(女性の管理職等の人数(平成 30 年度末 39 人)を期間内に倍増させる)達成に向け、令和元年度末時点で女性管理職等の人数を 44 名とするとともに、引き続き女性の採用拡大に努めた。</p> <p>また、働き方改革の一環として進めている、働く時間と場所の柔軟化については、部分休業の制度の拡充(小 1 ま</p>				
--	--	--	--	--	--	--	--	--

				<p>で) 及びモバイルパソコンの拡充とあわせてテレワーク勤務(在宅勤務等)の本格実施を開始した。また、機構の事務所以外にも民間サテライトオフィスの利用を可能とした。</p> <p>障害者雇用についても、積極的な採用と定着を図り、法定雇用率を達成した。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
無し						

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-3	VII その他業務運営に関する重要な事項		
	7 保有資産の適切な管理・運用 8 環境及び都市景観への配慮 (1) 地球温暖化対策の推進 (2) 建設副産物のリサイクルの推進 (3) 環境物品等の調達 (4) 都市の自然環境の保全・創出 (5) 良好な都市景観の形成 9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元 (1) 研究開発の実施 (2) 成果の社会還元		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
4. 保有資産の適切な管理・運用 機構が保有する賃貸宅地等の資産について、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応や持続的な経営の確保の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行うこと。	7 保有資産の適切な管理・運用 機構が賃貸に供している敷地その他の機構が保有する資産については、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行う。	7 保有資産の適切な管理・運用 機構が賃貸に供している敷地その他の機構が保有する資産については、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行う。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点を踏まえ、機構が保有する資産の適切な管理・運用	<主要な業務実績> 令和元年8月に策定・公表した市街地整備特別業務に係る「賃貸宅地資産の管理・運用方針」において、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応及び経営管理等の観点を踏まえ適切に管理・運用を行う旨を定めた。この方針に基づき、金利上昇や地価下落に伴うリスクに備え資産圧縮を行うなど、適切に管理・運用を行った。	<評定と根拠>VII-7、8-(1)(2)(3)(4)(5)、9-(1)(2) 評定：B 機構が保有する資産については、適切に管理・運用を行った。 地球温暖化対策を着実に推進するため、各本部支社のオフィスで実施した環境配慮の活動を相互に共有し省エネ意識の向上を図るとともに、UR賃貸住宅の共用部では省エネ性能の高い照明器具へ改修したこと等により、二酸化炭素	評定：B <評定に至った理由> 機構は、①保有資産の適切な管理・運用、②環境及び都市景観への配慮、③国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元にあたって、以下の取組を実施した。 ①保有資産の適切な管理・運用 ・機構が賃貸に供している保有資産について、リスクに備えた資産圧縮を行い、適切に管理・運用を行った。 ②環境及び都市景観への配慮 ・数値目標の設定等により、二酸化炭素排出量を着実に削減した。 ・設計初期段階、工事発注時、工事着手前において建設副産物の発生抑制等に資する取組を実施した。 ・環境物品の的確な調達を図った。
				5. 環境及び都市景観への	8 環境及び都市景観への	

<p>配慮</p> <p>事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、自然環境の保全、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達による環境負荷の低減に配慮すること。また、機構が関与するまちづくりにおいては、質の高い景観形成を推進すること。</p>	<p>の配慮</p> <p>事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品の調達を積極的に推進するとともに、都市の自然環境の適切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進する。</p>	<p>の配慮</p> <p>事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品の調達を積極的に推進するとともに、都市の自然環境の適切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進する。</p>	<p>を行ったか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境への負荷の低減に配慮しつつ、都市の自然環境の適切な保全や良好な都市景観の形成を図り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進しているか。 ・集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を行い、得られた成果を積極的に社会へ還元しているか。 	<p>排出量を、平成 25 年度を基準として 19,600 トンの削減を実現した。</p> <p>建設副産物のリサイクルは着実に再資源化を推進し、環境物品等の調達は設定した目標を達成した。</p> <p>既存樹木の活用を 3 地区、屋上緑化を 3 地区で実施する等グリーンインフラを活用した都市の自然環境の保全・創出についても着実に推進した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存樹木の利活用等のグリーンインフラを活用した取組等を着実に進めた。 ・質の高い都市景観の形成を図り、都市景観大賞を受賞する等の功績をあげた。 <p>③国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅ストックの維持・更新・再生等に係る研究開発を行い、大学・民間企業と連携したプロジェクトを発足させるなど、研究開発を積極的に推進した。 ・研究成果の発表等の情報発信を着実に実施し、研究結果の普及を図った。 <p>これらを踏まえ、令和元年度における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p> <p><その他事項> 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p>	
	<p>(1) 地球温暖化対策の推進</p> <p>「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)、政府の温室効果ガス総排出量の削減目標を踏まえ、機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画 (UR-eco Plan 2019) に基づき、二酸化炭素排出量の削減を推進する。</p>	<p>(1) 地球温暖化対策の推進</p> <p>「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)、政府の温室効果ガス総排出量の削減目標を踏まえ、機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画 (UR-eco Plan 2019) に基づき、二酸化炭素排出量の削減を推進する。</p>	<p>(1) 地球温暖化対策の推進</p> <p>「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)、政府の温室効果ガス総排出量の削減目標を踏まえ、機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画 (UR-eco Plan 2019) に基づき、二酸化炭素排出量の削減を推進する。</p>	<p>二酸化炭素排出削減の枠組みとして UR-eco Plan 2019 を公表するとともに、令和元年度から 5 年間の二酸化炭素排出に関する中長期及び短期数値目標を設定した。</p> <p>地球温暖化対策を着実に推進するため、各本部支社のオフィスで実施した環境配慮の活動を相互に共有し省エネ意識の向上を図るとともに、UR 賃貸住宅の共用部では省エネ性能の高い照明器具へ改修したこと等により、令和元年度における二酸化炭素排出量を、平成 25 年度を基準として 19,600 トン削減した。</p>	<p>良好な都市景観の形成に係る施策として、整備敷地の譲渡等を行った豊四季台地区等において機構のノウハウを活用した景観ガイドライン遵守を公募条件とした。また、事業地区において都市景観大賞等の賞を 11 件受賞した。</p> <p>研究開発については、国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、機構事業のフィールドを活用し、集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を 42 件、急速な AI・IoT 等技術革新や建設分野における BIM・CIM 導入の推進、コスト削減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上及び効率化等に資する技術に関する研究開発 18 件を実施した。そのうち AI・IoT を活用したまちや住まいづくりに係る共同研究では、研究のコンセプトを具現化したスタートアップモデルを通じて実施内容を情報発信した後、研究会を立ち上げて民間企業 48 社が参加した。</p>	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p> <p><その他事項> 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p>
	<p>(2) 建設副産物のリサイクルの推進</p> <p>循環型社会の形成に向けて、国の「建設リサイクル推進計画 2014」(平成 26 年 9 月 1 日国土交通省公表)に準拠して設定した建設副産物の再資源化率等の目標値の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。なお、国の建</p>	<p>(2) 建設副産物のリサイクルの推進</p> <p>循環型社会の形成に向けて、国の「建設リサイクル推進計画 2014」(平成 26 年 9 月 1 日国土交通省公表)に準拠して設定した建設副産物の再資源化率等の目標値の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。なお、国の建</p>	<p>(2) 建設副産物のリサイクルの推進</p> <p>循環型社会の形成に向けて、国の「建設リサイクル推進計画 2014」(平成 26 年 9 月 1 日国土交通省公表)に準拠して設定した建設副産物の再資源化率等の目標値の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。なお、国の建</p>	<p>機構事業の建設工事において、工事の設計初期段階から建設副産物の発生抑制・減量化・再資源化等を検討、工事発注時に建設副産物の分別処理の実施について発注図書に記載、工事着手前に工事受注者が建設副産物の再生資源利用促進計画書を作成、建物内装材の分別解体等による建設混合廃棄物の削減等を実施することにより、令和元年度の建設副産物の再資源化・縮減率等は、下表のとおり、国の「建設リサイクル推進計画 2014」に準拠して設</p>	<p>排出量を、平成 25 年度を基準として 19,600 トンの削減を実現した。</p> <p>建設副産物のリサイクルは着実に再資源化を推進し、環境物品等の調達は設定した目標を達成した。</p> <p>既存樹木の活用を 3 地区、屋上緑化を 3 地区で実施する等グリーンインフラを活用した都市の自然環境の保全・創出についても着実に推進した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存樹木の利活用等のグリーンインフラを活用した取組等を着実に進めた。 ・質の高い都市景観の形成を図り、都市景観大賞を受賞する等の功績をあげた。 <p>③国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅ストックの維持・更新・再生等に係る研究開発を行い、大学・民間企業と連携したプロジェクトを発足させるなど、研究開発を積極的に推進した。 ・研究成果の発表等の情報発信を着実に実施し、研究結果の普及を図った。 <p>これらを踏まえ、令和元年度における所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし</p> <p><その他事項> 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。</p>

設りサイクル推進計画が改定された場合は、その計画を踏まえてリサイクルを推進する。

さらに、UR賃貸住宅の建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。

設りサイクル推進計画が改定された場合は、その計画を踏まえてリサイクルを推進する。

さらに、UR賃貸住宅の建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。

定した目標値については、一つの項目を除き目標を達成した。唯一、排出率が未達成であった建設混合廃棄物も、目標を大幅に上回る再資源化・縮減を実施した

令和元年度における建設副産物の再資源化率等

対象品目		令和元年度	
		目標値	実績値
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.96%
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.98%
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	99.93%
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	100.00%
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	60%以上	85.81%
	排出率	1.8%以下	1.85%
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上	99.53%
建設発生土	建設発生土有効利用率	80%以上	99.83%

注：集計対象は令和元年度に完了した契約金額500万円以上の工事

(3) 環境物品等の調達

環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき行うこととし、中期目標期間中における特定調達品目等の調達の目標は、同法第6条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成13年2月2日閣議決定）の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除き、100%とする。

また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。

(3) 環境物品等の調達

環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき行うこととし、中期目標期間中における特定調達品目等の調達の目標は、同法第6条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成13年2月2日閣議決定）の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除き、100%とする。

また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。

環境物品等の調達については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たした特定調達品目等のうち、公共工事を除く調達については100%（機能・性能上の理由から調達できなかったものを除く）調達し、また、公共工事では数値目標を設定した15品目について100%目標達成した。

蓄積した研究成果等の社会還元の場合として「ひと・まち・くらしシンポジウム」の実施やイベントへの出展等をとおして、UR賃貸住宅の長寿命化に係る研究開発等の成果の発表を、日本建築学会大会において、「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」を実現するための技術的事項26編の発表を行った。研究成果のなかから、特許出願2件、特許登録1件を行うとともに、「室内臭気低減工法」はプレスリリースを行い、技術提供を実施した。また、旧赤羽台団地のスターハウスを含む4棟が団地初の登録有形文化財（建造物）に登録されたほか、集合住宅歴史館は、2,504名が来館し、研修や大学等の授業に活用され、各種取材を受けるなど、集合住宅の歴史や技術の普及に貢献した。以上のPRに資する広報活動を積極的に実施するなど対外的な情報発信に努めた。

これらを踏まえ、B評価とする。

(4) 都市の自然環境の

(4) 都市の自然環境の

都市の自然環境の保全について、

	<p>保全・創出</p> <p>環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図るために、既存樹木の保存・移植等による緑地の保全や、既成市街地における屋上等建築物の緑化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進し、都市の自然環境の保全・創出を図る。</p>	<p>保全・創出</p> <p>環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図るために、既存樹木の保存・移植等による緑地の保全や、既成市街地における屋上等建築物の緑化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進し、都市の自然環境の保全・創出を図る。</p>		<p>既存樹木の利活用として、浜見平団地において昭和 39 年に植栽され大きく成長した樹木を移植・保存し団地の記憶や歴史を継承する環境を整備した。他 2 地区でも同様に実施した。屋上緑化として、四谷駅前地区において建物の基壇部を雛段状に緑化することで、地上部の植栽と合わせ、外濠の豊かな緑との連続性を確保し、皇居等周辺からの生物を呼び込み、生物多様性の向上に寄与する自然環境の創出を行った。他 2 地区でも同様に実施した。そのほか地下水涵養を図る透水性舗装等を浜見平団地他 12 地区で実施し、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進した。</p>		
	<p>(5) 良好な都市景観の形成</p> <p>にぎわいの形成を図る等地域の価値向上や住民の都市や団地に対する愛着や誇りを醸成させるために、地域の自然、生活、歴史、文化等の特性や、機構が継承してきた建物や樹木等の環境資源を積極的に活用し、新たな価値を加える建物のリノベーション・コンバージョン、居心地のよい団地の屋外空間や公的空間への再生、ランドマークの創造や良質な街並みの形成等を推進し、質の高い景観形成を図る。</p>	<p>(5) 良好な都市景観の形成</p> <p>にぎわいの形成を図る等地域の価値向上や住民の都市や団地に対する愛着や誇りを醸成させるために、地域の自然、生活、歴史、文化等の特性や、機構が継承してきた建物や樹木等の環境資源を積極的に活用し、新たな価値を加える建物のリノベーション・コンバージョン、居心地のよい団地の屋外空間や公的空間への再生、ランドマークの創造や良質な街並みの形成等を推進し、質の高い景観形成を図る。</p>		<p>令和元年度における、良好な都市景観の形成に資する実績として、整備敷地の譲渡等を行った豊四季台地区等 5 地区において、良好な街並み及び景観形成・居住環境の向上を図るために策定した景観ガイドラインを公募条件として示した。また、事業地区において都市景観大賞、日本都市計画学会計画設計賞、全建賞（都市部門）、緑の都市賞（国土交通大臣賞）、及び土木学会デザイン賞（最優秀賞）等の賞を 11 件受賞した。</p> <p>また、居心地が良く使われる公共空間をつくる手法を整理し中間とりまとめを行い、プレスリリースを実施した。</p>		
<p>6. 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <p>国の施策等への対応、機構が実施する事業の持続的</p>	<p>9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <p>国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及</p>	<p>9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <p>国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及</p>		<p>国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた実証実験等を機構事業のフィールドで行った。</p>		

<p>な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた研究開発を機構が実施する事業のフィールドで行い、得られた成果について積極的に社会還元するよう努めること。</p>	<p>び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた実証実験等の研究開発を機構事業のフィールドで行うとともに、得られた成果については積極的に社会還元する。</p>	<p>び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた実証実験等の研究開発を機構事業のフィールドで行うとともに、得られた成果については積極的に社会還元する。</p>	<p>蓄積した研究成果等の社会還元 の場として日本建築学会での発表や「ひと・まち・くらしシンポジウム」等を実施し対外的な情報発信を行った。</p>			
	<p>(1) 研究開発の実施 集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を重点的に行う。 なお、急速なA I・I o T等技術革新やB I M・C I M推進への対応、コスト縮減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上・効率化等に資する技術について、国の研究機関、学識者、民間事業者等との共同研究等、関係者と連携した研究開発を積極的に推進する。</p>	<p>(1) 研究開発の実施 集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を重点的に行う。 なお、急速なA I・I o T等技術革新やB I M・C I M推進への対応、コスト縮減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上・効率化等に資する技術について、国の研究機関、学識者、民間事業者等との共同研究等、関係者と連携した研究開発を積極的に推進する。</p>	<p>重点テーマとして掲げた、集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を 42 件実施した。(継続案件含む) 急速なA I・I o T等技術革新や建設分野におけるB I M・C I M導入の推進、コスト縮減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上及び効率化等に資する技術に関する研究開発を 18 件実施した。(継続案件含む) このうちA I・I o Tを活用したまちや住まいづくりに係る、INIAD (東洋大学情報連携学部) との共同研究では、「HaaS (Housing as a Service: I o TやA I等を活用し、生活環境に関連する様々なサービスを提供するコンセプト)」という新たな発想の下、「Open Smart UR (2030年の近未来を想定し、UR賃貸住宅における魅力的で安心な暮らしを提案するビジョン)」の実現に向けコンセプトブック「UR 2030」を作成した。また、この一部を具現化したスタートアップモデルを整備し、一般公開等を通じてプロジェクトの概要等を情報発信し、URとI N I A D、民間企業 48 社が連携する「Open Smart UR 研究会」を発足させ、プロジェクトを推進した。</p>			
	<p>(2) 成果の社会還元</p>	<p>(2) 成果の社会還元</p>	<p>蓄積した研究成果等の社会還元</p>			

	<p>蓄積した研究開発の成果は、機構事業への実装を図るとともに、広く社会へ還元するため、研究報告会の開催、学会への発表、地方公共団体の研修への協力、民間事業者への周知活動等により情報発信を着実に実施し、普及を図る。</p>	<p>蓄積した研究開発の成果は、機構事業への実装を図るとともに、広く社会へ還元するため、研究報告会の開催、学会への発表、地方公共団体の研修への協力、民間事業者への周知活動等により情報発信を着実に実施し、普及を図る。</p>	<p>の場として「ひと・まち・くらしシンポジウム」の実施や「R&R建築再生展」等イベントへの出展等とおして、UR賃貸住宅の長寿命化に係る研究開発等の成果を発表した。また、日本建築学会大会において、「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」を実現するための技術的事項 26 編の発表を行った。</p> <p>これらの研究成果のなかから、特許出願 2 件、特許登録 1 件を行った。研究成果の一つである「室内臭気低減工法」はプレスリリースを行い、住戸の臭気対策に課題を抱える多様な事業者に対する技術提供を実施した。</p> <p>また、日本建築学会から歴史的価値が高いなどの評価をうけ日本の住文化を再認識する存在として旧赤羽台団地のスターハウスを含む 4 棟が団地初の登録有形文化財（建造物）に登録された。</p> <p>そのほか、集合住宅歴史館は、2,504 名が来館し、地方公共団体や企業等の研修（42 件）、大学等の授業（32 件）に活用され、各種取材を 11 件受けるなど、集合住宅の歴史や技術の普及に貢献した。</p>		
--	---	---	--	--	--

4. その他参考情報
無し